



ペット問題の解決がもたらす 住民の生活環境向上に関する 調査研究報告書

2020年3月

公益財団法人 東京市町村自治調査会



ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上
に関する調査研究報告書

2020年3月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

目次

I.調査研究の概要.....	1
1.はじめに（調査研究の背景・目的）	2
2.調査研究の実施方法	5
(1) 住民アンケート	5
(2) 自治体アンケート	5
(3) 先進事例調査.....	6
(4) ケーススタディ.....	8
(5) 有識者ヒアリング	8
II.自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル	9
自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル	10
III.ペット問題に関する基礎知識及び行政施策の現状	13
1.ペット問題に関する基礎知識	14
(1) 犬・猫の飼育数等	14
(2) 動物の引取数等	16
(3) 動物に関する苦情、飼い猫の不妊・去勢処置.....	18
2.国、東京都、基礎自治体におけるペット行政の動向.....	20
(1) 国の動向.....	20
(2) 東京都の動向	21
(3) 多摩地域の基礎自治体の動向.....	22
IV.ペット問題の解決に向けた取組の先進事例	25
・神奈川県川崎市.....	27
・東京都立川市.....	30
・滋賀県甲賀市.....	33
・兵庫県神戸市.....	36
・長野県上田市.....	39
・熊本県上益城郡益城町	42
・熊本県熊本市.....	45
V.多摩地域におけるペット問題の現状及び課題.....	49
1.多摩地域におけるペット問題の現状	50
(1) 住民アンケート	50
(2) 自治体アンケート	56
2.多摩地域におけるペット行政の課題	70
(1) 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題	70
(2) 犬・猫による環境被害に関する課題	74
(3) ペットの災害対策に関する課題	77

VI.多摩地域におけるペットに関する課題解決のための取組	83
1.社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組	85
(1) 飼い主と周囲の人間への啓発	85
(2) 当事者を支える主体間の情報共有の推進	88
(3) 庁内における連携の推進	91
(4) 動物愛護団体との連携の推進	93
2.犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組	94
(1) ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人への啓発	94
(2) 地域猫活動の推進	97
(3) 譲渡・返還の円滑化	101
3.ペットの災害対策に関する課題解決のための取組	104
(1) すべての住民に対する啓発	104
(2) 災害対策マニュアルの整備	105
(3) 動物愛護団体や獣医師会との連携の推進	107
4.すべての課題に共通して求められる取組	108
(1) 活動資金の確保	108
(2) 推進体制の強化	112
VII.ケーススタディ	115
おわりに	121
資料編	123
1.住民アンケート調査結果	124
2.自治体アンケート調査結果	140

I . 調査研究の概要

1.はじめに（調査研究の背景・目的）

高齢化や核家族化の進展に伴い、ペットに心の安らぎを求める人が増えており、日本では約 8,797 千頭の犬と約 9,778 千頭の猫が飼われていると推計されています（一般社団法人ペットフード協会調べ）。動物への配慮を求める価値観は急速に世間に定着してきており、「ペット＝家族」という考え方は、今後より一般化していくことでしょう。

こうした中、住民の生活に密着した業務に携わっている基礎自治体においては、ペット飼育に関する苦情対応から、近年問題が顕著に現れた災害時のペット同行避難への対応等、ペットが絡む様々な業務が、複数の部署にまたがって存在しています。しかし、それはどの部署にとっても主としている業務ではありません。

現在大きな問題となっている事柄の一つに、多頭飼育崩壊¹などの飼育上のトラブルが挙げられます。このような問題は、「単なるご近所トラブルの一種」と思われがちですが、ペットを適正に飼育できない人の背景には、社会からの孤立などの人間社会の問題が潜んでいることが多いといわれています。つまり、人間社会の問題がペットを通じて現れている状態であり、複数の部署や官民を横断する問題と言うことができます。

しかし、現在の行政の縦割りシステムでは、「動物は動物」、「人は人」と分けて対応せざるを得ません。総合的な対応を行う部署が決まっていない現状の中、これでは動物担当部署（主に犬の登録や狂犬病予防注射等の担当課）と福祉担当部署等との間で情報共有や連携の取組を行う機会はほとんどなく、動物の問題か人の問題のいずれかがそのまま放置され、問題の根本的な解決にならないことが考えられます。

また、災害が多い日本において、災害時のペットの取扱いの検討は喫緊の課題と言えます。飼い主の防災意識の醸成や、避難所でのペットの取扱い方の明確化等を後回しにしまうと、いざ大規模災害が起きた場合、自治体は動物関連の問題で労力を割くことになりかねません。

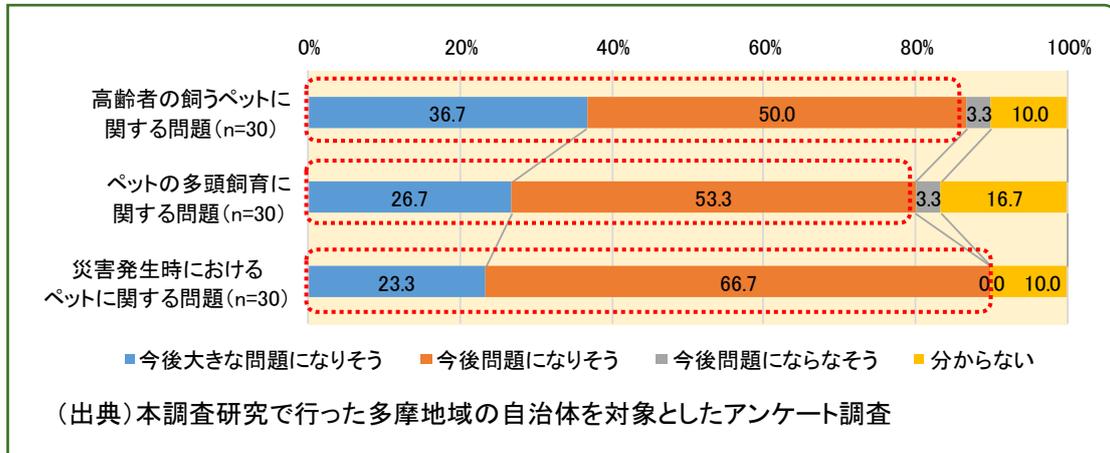
本調査研究では、ペット問題の解決を目的に、多摩地域における地域・部署・官民の垣根を越えた連携体制の構築等具体の取組を提言します。

したがって、本報告書は、動物担当部署のみならず、福祉や防災など、様々な分野の部署において活用していただくことを想定しています。

1 多頭飼育崩壊:飼っている猫や犬等のペットが過剰に繁殖し、飼い切れなくなること。多頭飼育崩壊では、家の中がペットの糞(ふん)・尿により不衛生な状態になるばかりでなく、鳴き声や悪臭等、近隣住民にも影響が及ぶ。

- 今後懸念されるペットに関する問題は、ペットが絡む様々な業務が行政の複数部署にまたがって存在しているため、各部署が連携して取り組むことが求められる

図表 1 今後懸念されるペットに関する問題についての認識



【本報告書における用語の定義】

● ペット

本調査研究報告書において、ペットとは犬及び猫を指すものとする。

なお、本調査研究で行った多摩地域の住民を対象としたアンケート調査(以下「住民アンケート」という)の調査票では、回答者の分かりやすさに配慮し、「ペット(犬・猫)」と表記している。そのため、本調査研究報告書の中で住民アンケートについて記載した部分では、「ペット(犬・猫)」と表記している。

● 飼い主不明猫、野良猫

本調査研究報告書において、「飼い主不明猫」と「野良猫」は同義であるものとする。

行政では「飼い主不明猫」が使われることが多いことから、主に行政の職員に活用されることを想定している本調査研究報告書では、基本的に「飼い主不明猫」を使用することとする。

ただし、新聞では「飼い主不明猫」より「野良猫」の使用頻度が高いなど、「野良猫」の方が一般的であると考えられることから、住民アンケートの調査票では「野良猫」を使用した。そのため、本調査研究報告書の中で住民アンケートについて記載した部分では、「野良猫」を使用している。

また、イベント名で「野良猫」が使用されている場合や、参照した出典が「野良猫」を使用している場合も、「野良猫」を使用している。

● 地域猫活動

地域住民が主体となり、飼い主不明猫に不妊・去勢手術を施すなど適切な管理を行い、飼い主不明猫の数を減らす活動のこと。住民の共通理解のもと、場所や時間を決めた餌やり等の世話も行う。この活動で管理している猫を地域猫という。

●動物担当部署

犬の登録や狂犬病予防注射等に関する業務、ペットの適正飼育対策、飼い主不明猫対策等を担当する部署を指す。

●動物愛護団体

本調査研究報告書において、犬・猫の飼い主探し、殺処分を減らす運動、地域猫活動等、犬・猫の保護活動を行う団体を指すものとする。

活動規模や体制、理念等は様々なものがあるが、本調査研究報告書においては、そのすべてを総称して「動物愛護団体」と呼ぶ。

また、主とする活動の目的が動物愛護ではない団体においても、上記のような活動を行っている場合は、「動物愛護団体」と呼ぶこととする。

※「IV.ペット問題の解決に向けた先進事例」、「VII.ケーススタディ」においては、聞き取りを実施した団体とのヒアリングを基にした表記としているため、「ボランティア団体」と表記している場合がある。また、アンケート調査では、回答者の分かりやすさに配慮し、「ボランティア団体」または「動物愛護団体・ボランティア」という表記を使用している。その他、文中で述べる事柄の内容に応じて、「ボランティア団体」等の表記を用いている場合がある。

2. 調査研究の実施方法

「はじめに(調査研究の背景・目的)」で述べた調査研究の背景及び目的を踏まえ、本調査研究では次の調査を実施した(住民アンケート及び自治体アンケートの結果はP.50以降に掲載)。

(1) 住民アンケート

調査方法	インターネットを活用したアンケート調査
調査時期	2019年7月30日(火)～8月5日(月)
調査対象	多摩地域30市町村に居住する20歳以上の男女 ・ペットを飼っている人：1,000人　・ペットを飼っていない人：300人
設問の内容	①回答者の属性：性、年齢、居住市町村、住居形態、住まいの地域環境、同居者、職業、世帯年収 ②ペットの飼育状況：ペットの種類、犬・猫の好き・嫌い、ペットを飼っている理由等 ③飼っている犬・猫について：犬・猫の飼い方(飼育場所、排泄、しつけ、不妊・去勢手術、所有者表示等)、飼育上の不安、情報入手手段、災害時の対応等 ④動物との共生について：犬・猫で困ったこと、多頭飼育への対応、地域猫活動等 ⑤自由意見・要望 (全48問)

(2) 自治体アンケート

調査方法	郵送により調査票を配付・回収
調査時期	2019年8月7日(水)～9月17日(火)
調査対象	多摩地域の30市町村 ・調査票A：動物担当部署 ・調査票B：防災担当課、高齢福祉担当課、障害福祉担当課、生活福祉担当課 ※調査票Aは全8頁(12問)、調査票Bは全2頁(3問)
設問の内容	①ペットに関する問題、対応に苦慮した経験、事業推進上の課題 ②住民の啓発や他の主体との連携の取組状況 ③取り組んでいる事務事業等 ④議渡会の開催状況 ⑤動物に関する業務に携わっている職員数 ⑥苦情数、引取数、殺処分数 ⑦今後懸念されるペットに関する問題 ※調査票の設計に当たり、成城大学法学部 打越綾子教授、多摩市コミュニティ・生活課、環境省動物愛護管理室にヒアリングを行った。
回収状況	・調査票A：送付数30、回収率100% ・調査票B：送付数112、回収率66%

(3) 先進事例調査

本調査研究に先駆けて行った、事前の文献調査や基礎自治体に対するヒアリングでは、ペットや飼い主不明猫に関し、「福祉分野」(社会的な支援が必要な人のペット飼育問題等)、「環境分野」(飼い主不明猫による問題等)、「防災分野」(ペット同行避難等)について、課題が多いことが確認された。そこで、これら3点について先進的な取組を行っている自治体等を訪問し、ヒアリングを行った。

	自治体・団体等 (実施日)	主なヒアリング内容		
1	環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室 (2019.7.18)	<ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護管理に関する法規制 社会的な支援が必要な人のペット飼育について ペットの災害対策 地域猫活動について 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎	◎	◎
2	神戸市人と猫との 共生推進協議会 (2019.7.25)	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の概要(設立の経緯、構成団体等) 協議会の活動内容及び課題 「神戸市人と猫との共生に関する条例」について 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
			◎	
3	東京都動物愛護相談センター 多摩支所 (2019.7.30)	<ul style="list-style-type: none"> センターの業務内容 動物の引取り、致死処分等の状況 殺処分ゼロに向けた都の取組 ペットの災害対策 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎	◎	◎
4	神奈川県川崎市健康福祉局保 健所 ANIMAL L L かわさ き・生活衛生課 (2019.8.19)	<ul style="list-style-type: none"> ペットの災害対策 地域猫活動について 多頭飼育問題への対応 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎	◎	◎
5	長野県上田市生活環境課・長野 県上田保健所 (2019.9.3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域猫活動について 動物愛護会との連携について 事業資金確保に向けたクラウドファンディング型ふるさと納税について 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
			◎	
6	熊本県上益城郡益城町危機管 理課・都市建設課 (2019.9.12)	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震発災前の取組 避難所運営について 熊本地震後に講じた対策及び今後の課題 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
				◎

	自治体・団体等 (実施日)	主なヒアリング内容		
7	熊本市動物愛護センター (2019.9.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震発災前の取組 ・熊本地震発災後の取組（避難所巡回、情報提供、収容等） ・動物愛護推進協議会、国、他の自治体等との連携 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
				◎
8	滋賀県甲賀市 「人福祉・動物福祉 協働会議」 (2019.9.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育崩壊等、問題事案の早期発見のために各主体に求められること ・適正飼育の啓発について ・滋賀県による地域猫活動への支援事業 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎	◎	
9	新潟市動物愛護センター (2019.10.28)	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体等との連携について ・譲渡事業について ・多頭飼育問題への対応 ・ペットの災害対策 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎	◎	◎
10	市民グループどうぶつがかり・一般 社団法人はまなす (2019.10.28)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 ・高齢者の飼育するペットに関する問題 ・「ペットを守るための遺言書」を作るためのワークショップについて 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎		
11	東京都立川市生活福祉課・環境 対策課 (2019.10.30)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な支援が必要な人の飼育するペットに関する問題 ・地域猫活動について ・庁内外における連携について 		
		福祉分野	環境分野	防災分野
		◎	◎	

(4) ケーススタディ

近年、発生したペット問題の具体的事案について、その解決に取り組んだ行政、社会福祉協議会やボランティア団体にヒアリングを行い、問題発生防止のための取組や発生後の対処方法等について検討した。

ヒアリング対象 (実施日)	主なヒアリング内容
<ul style="list-style-type: none"> ● A市 動物担当部署 ● A市 障害福祉担当部署 ● A市社会福祉協議会 ● ボランティア団体A (2019.11.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の状況 (属性、周囲とのつながり、発見前の支援状況等) ・発見→関係者間の情報伝達・対応検討→対応の状況 ・関係者の役割分担 ・事案から得られた教訓、改善した点、新たに取り組んだ事業等 ・今後の課題

(5) 有識者ヒアリング

ペットや飼い主不明猫に関して造詣の深い有識者を訪問し、社会的な支援が必要な人のペット飼育問題に関する対策、環境被害対策や災害対策等についてヒアリングした。

	氏名	所属・役職 (実施日)	主なヒアリング内容
1	打越 綾子 氏	成城大学法学部 教授 (1回目：2019.6.27) (2回目：2019.7.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査研究の意義について ・一般市町村における動物行政の課題 ・自治体アンケートについて ・一般市町村の先進事例
2	佐上 邦久 氏	公益財団法人どうぶつ基金 理事長 (2019.7.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要及び支援スキーム ・多頭飼育崩壊への対応 ・TNR先行型地域猫活動 ・情報発信について
3	佐藤 尚治 氏	長野県社会福祉協議会 まいさぼ信州長野 主任相談支援員 (2019.9.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立支援について ・関与した多頭飼育崩壊事例 ・多頭飼育者の特性 ・まいさぼ信州長野の課題について
4	国崎 信江 氏	株式会社危機管理教育研究所 代表 (2019.9.11)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地におけるペットに関する問題 ・避難所運営の現状及び課題 ・ペットの災害対策 ・ボランティア団体等との連携

Ⅱ.自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル

自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル

本章では、本調査研究の結果を報告する前に、まず自治体の職員を悩ませているペットや飼い主不明猫をめぐるトラブルの現状や将来起こり得る問題について簡記する。

ペット等に関するトラブルは、悪臭や騒音の発生、糞(ふん)・尿の放置、ペットの遺棄、動物虐待など多様だが、特に解決が難しいのは、「社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育」や、「飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化」である。

また、「災害時におけるペットをめぐる問題」も、課題として挙げられる。災害が発生した際、避難所におけるペットの対応について決まっていない地域があることなどから、大規模災害が発生した被災地では、避難所を運営する自治体職員が住民間の調整に苦慮する事例が散見される。

こうしたトラブル等の実態を子細に見ると、動物愛護管理に加え環境衛生や福祉、防災など様々な分野における要因が絡んでおり、各分野において問題が同時並行的に進行している様子がうかがえる。

したがって、ペット等に関するトラブルは、動物担当部署だけの問題ではなく、高齢福祉、障害福祉、地域福祉や健康推進等の福祉健康分野に加え、防災や住宅等の担当部署にも影響のある事案であることを認識する必要がある。また、解決に向けては、動物愛護団体等の外部団体と協力して、関係部署が連携して取り組むことが求められる。

① 社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育

今、こんなことが起きている・・・

- 体力や認知機能の衰えにより、ペットの世話が行き届かず、**室内が汚損し不衛生な環境に**
- 社会的な支援が必要な人や周囲とのつながりが乏しい人等が、**飼育能力を超えた数の動物を集めてしまう**
- 持病の悪化等により入院が必要になったとしても、ペットがいるため**入院を拒みさらに体調が悪化**
- 体調悪化や経済的理由により社会的な支援が必要な人が**自治体等にペットの引取りを依頼**
- 独居の高齢者等が死亡してしまい、**ペットが部屋に残される**



② 飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化 

今、こんなことが起きている・・・

- 飼い主不明猫が過剰繁殖し、鳴き声がうるさく、悪臭も発生
- 飼い主不明猫が庭等に糞（ふん）・尿をする、車や家に傷をつける、ごみをあさる
- 交通事故等により死亡・負傷する猫が増加
- 多くの飼い主不明猫が動物愛護センターに持ち込まれる（場合によっては殺処分）



③ 災害発生時におけるペットをめぐる問題 

今、こんなことが起きている・・・

- 被災時において、避難所でのペットの取扱いに関する調整に自治体職員が苦慮
- ペットの飼い主が避難所を敬遠し、車中泊や自宅の倉庫等に避難する「軒先避難」を行うことによる健康悪化や、余震が続く中、破損した家に住み続けることによる危険
- 発災時に逸走したペットに関する問合せや収容が増加



自治体職員は①②③への対応を求められる



組織として、ペット問題に対応できる体制が構築されていない



Ⅲ. ペット問題に関する基礎知識及び行政施策の現状

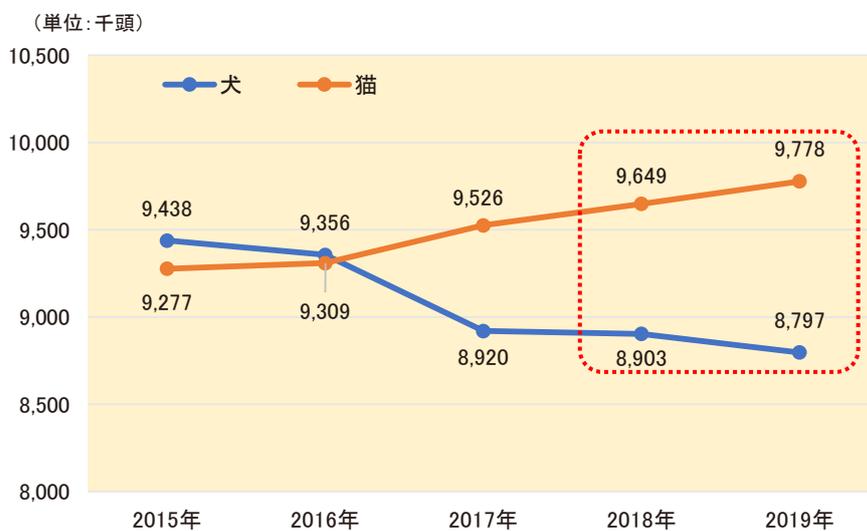
1. ペット問題に関する基礎知識

(1) 犬・猫の飼育数等

① 犬・猫の飼育数（全国）

一般社団法人ペットフード協会の調査によると、2019年現在、全国の犬の飼育数は約8,797千頭、猫の飼育数は約9,778千頭と推計されている。犬が減少傾向にある一方、猫は横ばいで推移しており、2017年以降、猫の飼育数が犬の飼育数を上回っている。

図表 2 犬・猫の飼育数(全国)



(出典)一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」(2015年～2019年)を基に作成

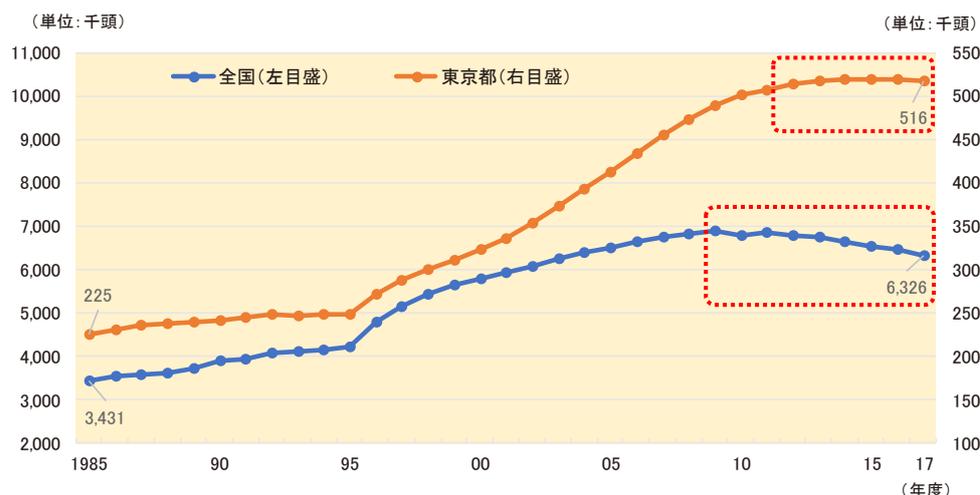
注:「全国犬猫飼育実態調査」の実施方法

調査手法	インターネットを活用したアンケート調査
調査対象	全国の20～79歳の男女
有効回収数	64,287サンプル
推計手法	有効回収数について、地域、性、年代によってウェイトバック集計を実施し、飼育数を推計

② 犬の登録数（全国、東京都）

犬を飼育する場合、狂犬病予防法の規定に基づき生涯1回の登録が必要²であるが、この登録数を見ると、全国的には2009年をピークに減少傾向にある。一方、東京都の2017年度における登録数は516千頭で、1985年比2.3倍と全国（1.8倍）を上回るペースで増加してきたが、近年は横ばいで推移している。

図表 3 犬の登録数（全国、東京都）

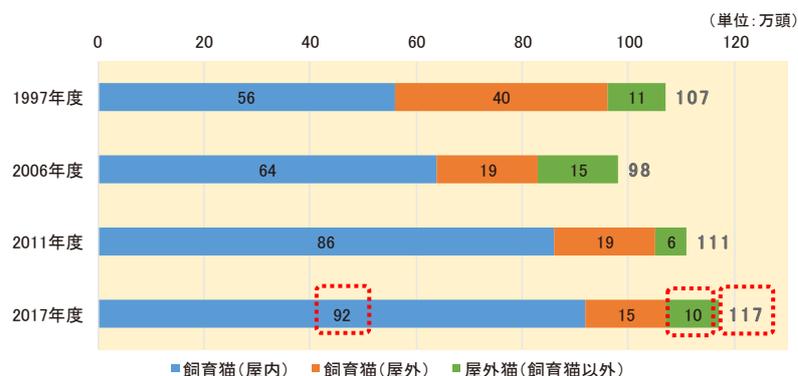


（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」（1985年度～2017年度）及び東京都福祉保健局ホームページ掲載の「全国及び東京都犬の登録頭数等」を基に作成

③ 猫の個体数（東京都）

東京都の調査によると、2017年度における猫の推定個体数は合計117万頭で、2011年度と比べると、飼育猫（屋外）は減少したが、飼育猫（屋内）と屋外猫（飼育猫以外）が増加したことから、合計では6万頭増加している。

図表 4 猫の個体数（東京都）



注：東京都では現地調査に基づいて猫の個体生息数を推定しているが、全国的には同様の調査は行われていないため、全国の猫の個体数のデータはない

（出典）東京都福祉保健局「飼育実態調査」（1997年度、2006年度、2011年度、2017年度）を基に作成

² 狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録は、1995年度に法改正により毎年1回から生涯1回に変更された。

(2) 動物の引取数等

① 犬・猫の引取数（全国、東京都）

動物愛護センター等が引き取った犬・猫の合計数を見ると、東京都では2009年度に4,969頭であったが、2017年度には758頭に大幅に減少している。全国、東京都ともに引取数は減少しているが、東京都の減少率がより大きくなっている。この引取数の減少には、図表6のとおり、子猫の引取数減少が大きく寄与している。

図表 5 犬・猫の引取数(全国、東京都)



(出典) 環境省「動物愛護管理行政事務提要」(2018年度)及び東京都福祉保健局ホームページ掲載の「過去10年間の捕獲・引取り・負傷動物収容数」を基に作成

② 犬・猫の引取数の内訳（東京都）

東京都における犬・猫の引取数の内訳を見ると、2017年度は子猫(394頭)と成犬(328頭)が多くなっている。

また、2009年度以降の推移を見ると、子猫の引取数が大幅に減少しているのが目立つが、この要因としては、犬・猫の殺処分への問題意識の高まりや、地域猫活動や譲渡事業の拡大、都が取り組んできた猫対策の事業³や動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という)の改正⁴による影響などが考えられる。

- 3 都が取り組んできた猫対策の主な事業には、飼い猫対策＝「猫の飼育三原則(屋内飼育、不妊・去勢手術の実施、所有者表示の普及啓発)」、飼い主のいない猫対策＝「地域猫活動を行う地域への支援」、「区市町村が行う飼い主のいない猫対策事業への補助金支給」等がある。
- 4 2012年の動物愛護管理法改正では、都道府県等が終生飼育に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、高齢や病気を理由とした引取り等)を拒否できることや、ペットの殺傷・遺棄等に関する罰則強化などが盛り込まれた。

図表 6 犬・猫の引取数の内訳(東京都)

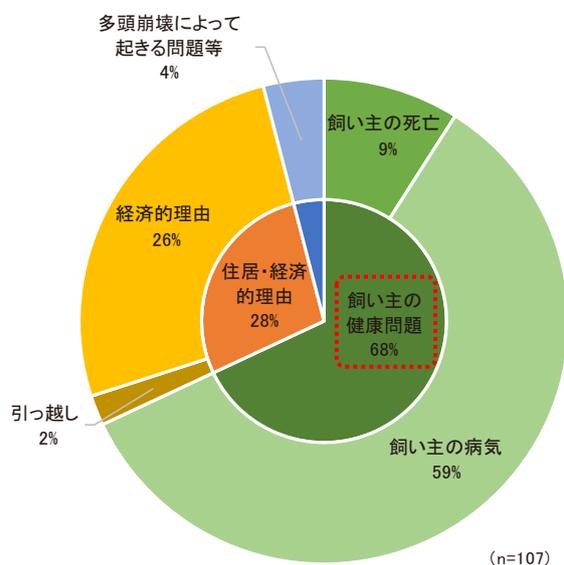


(出典)東京都福祉保健局ホームページ掲載の「過去 10 年間の捕獲・引取り・負傷動物収容数」を基に作成

③ 犬・猫の引取理由 (東京都)

東京都における飼い主からの犬・猫の引取りは、「飼い主の病気」(59%)や「飼い主の死亡」(9%)といった飼い主の健康問題を理由とするものが約7割を占めている。

図表 7 飼い主からの犬・猫の引取理由(東京都、2017年度)



注: 保健所を設置している八王子市及び町田市を除く

(出典)東京都動物愛護相談センター多摩支所「事業の概要」(2019年度)

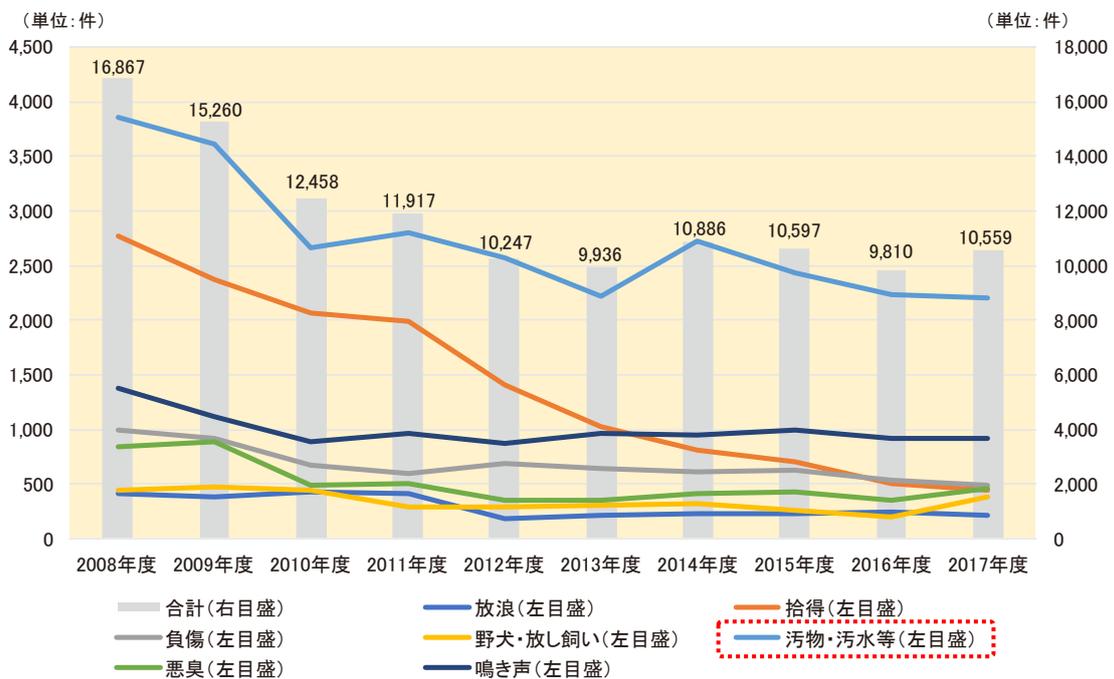
(3) 動物に関する苦情、飼い猫の不妊・去勢処置

① 動物に関する苦情件数（東京都）

東京都における動物に関する苦情件数は、2008年度には16,867件に上っていたが、2009年度以降減少し、2013年度には1万件を下回った。2014年度以降は1万件前後の水準で横ばいとなっている。

2017年度における苦情の内訳を見ると、「汚物・汚水等」が突出して多く、次いで「鳴き声」となっている。また、「拾得」は2008年度と比較した減少数が、苦情の内訳項目の中で最も多くなっている。

図表 8 動物に関する苦情件数(東京都)



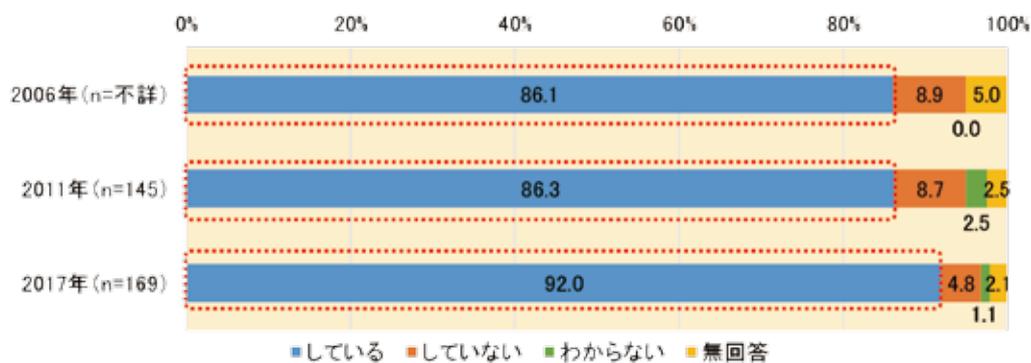
注: 苦情の内訳のうち「その他」は図表上に表示していない

(出典) 2018年10月3日開催の「東京都動物愛護管理審議会」配布資料「参考資料5 東京都における苦情件数・犬による咬傷事故件数の推移」を基に作成

② 飼い猫の不妊・去勢処置の実施率（東京都）

東京都における飼い猫の不妊・去勢処置の実施率を見ると、雌、雄とも約9割に達している。

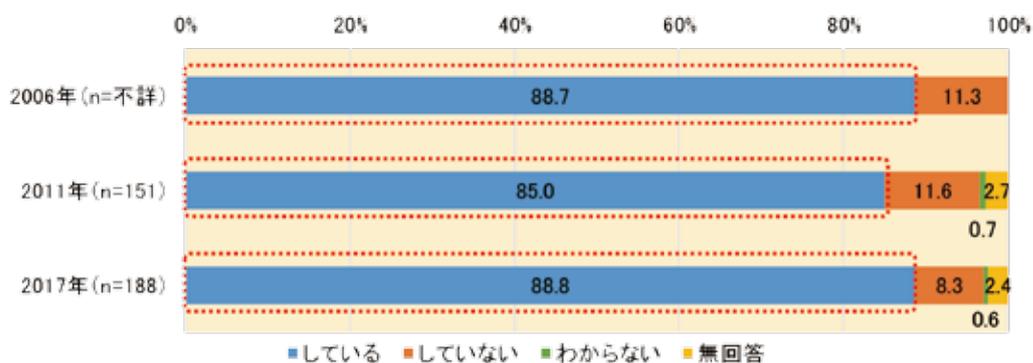
図表 9 飼い猫(雌)の不妊処置の実施率(東京都)



注:「n」は回答数(以下同じ)

(出典)東京都福祉保健局「飼育実態調査」(2006年、2011年、2017年)

図表 10 飼い猫(雄)の去勢処置の実施率(東京都)



(出典)東京都福祉保健局「飼育実態調査」(2006年、2011年、2017年)



2.国、東京都、基礎自治体におけるペット行政の動向

(1)国の動向

ペットに関する国の動向を、動物愛護管理法改正の歩みを中心に見てみると、2012年の改正では、同法に動物取扱業者の適正化、終生飼育や適正な繁殖に係る努力義務化及び罰則の強化等が盛り込まれるとともに、自治体が策定する動物愛護管理推進計画に規定すべき事項として、災害時における動物の適正飼育及び保管に関する施策が追加された。

この際、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」も合わせて改正され、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化すべきとされた。

2019年の動物愛護管理法改正では、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られ、条文の数も全65条から全99条に増加した。

主な改正点を見ると、適正飼育が困難な場合において繁殖防止措置が飼い主の義務とされた(従来は努力義務)。また、犬・猫へのマイクロチップ装着を繁殖業者等に義務付けた(一般の飼い主は努力義務)のに加え、生後56日以下の犬・猫の販売が禁止された(従来は49日以下)。さらに動物虐待に対する罰則が強化され、殺傷の場合は「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」となった。

自治体に関する改正点としては、政令市や中核市以外の一般市町村にも動物に関する専門職員を置くことを努力義務としたほか、従来、「勧告」及び「改善命令」に限られていた都道府県による不適切な動物飼育者への対処方法に、「指導」や「助言」、「立入検査」等が加えられ、よりきめ細かな対応が可能となった。

一方、環境省の動物愛護管理室では、これまで全国の自治体の動物愛護管理部局に共通する課題について検討し、指針や基準を示してきたが、直近の取組としては2019年3月に「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」を発足させている。この検討会では、同室による自治体との連携事業や動物愛護管理法の施行状況調査の中で抽出された不適正な多頭飼育の問題について、社会福祉分野と連携して対応するためのガイドラインの作成が進められている。

図表 11 動物愛護管理法の主な改正点

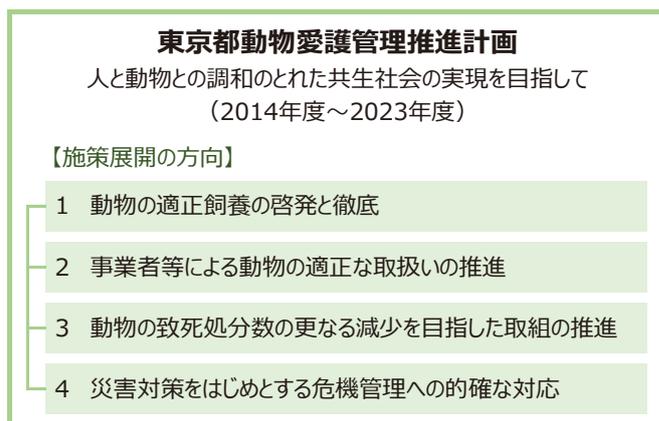
2012年改正	2019年改正
<ul style="list-style-type: none">●動物取扱業者の適正化●終生飼育や適正な繁殖に係る努力義務化及び罰則の強化	<ul style="list-style-type: none">●適正飼育が困難な場合の繁殖防止の義務化●マイクロチップ装着を繁殖業者等に義務付け●生後56日以下の犬・猫の販売を禁止●動物虐待罪を厳罰化
<p>【自治体に関する改正点】</p> <ul style="list-style-type: none">●動物愛護管理推進計画に規定すべき事項として災害時の動物の適正飼育及び保管に関する施策を追加	<p>【自治体に関する改正点】</p> <ul style="list-style-type: none">●一般市町村も動物に関する専門職員を置くことを努力義務化●都道府県による不適切な動物飼育者への対応に「指導」、「助言」、「立入検査」等を追加

(出典)2012年及び2019年の改正動物愛護管理法を基に作成

(2) 東京都の動向

東京都では、動物愛護管理法第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条に基づく計画として「東京都動物愛護管理推進計画」を策定している。2014 年度に策定された現行計画は、同年度から2023 年度までの10 年間の計画期間とし、施策展開の方向として、以下の4項目(図表 12)を設定している。

図表 12 東京都動物愛護管理推進計画の概要



(出典)東京都福祉保健局「東京都動物愛護管理推進計画」(2014 年)

東京都動物愛護管理推進計画は、策定の5年後をめどに見直しを行うこととされており、知事による諮問を受けた東京都動物愛護管理審議会から、2018 年 12 月に「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」と題する中間報告が出されている。この中間報告では、現行計画に盛り込まれた 2023 年度における数値目標の達成状況について検証しているが、それを見ると、設定された4つの数値目標は、2017 年度の実績値においてすべて達成されている。

なお、同審議会では、動物愛護管理法や政省令等の改正を踏まえて、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方に関する最終的な検討結果の報告を行うこととしている。

図表 13 東京都動物愛護管理推進計画における数値目標と達成状況

指標	2012年度実績値	目標 (2023年度)	2017年度実績値 (2012年度比)
動物の引取数	2,866頭	15%削減	758頭 (73.5%削減)
動物の致死処分数	2,404頭	20%削減	492頭 (79.5%削減)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上に増加	95.8%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上に増加	39.7%

(出典)東京都福祉保健局「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」(2018 年)

(3) 多摩地域の基礎自治体の動向

全国の一般市町村の動物担当部署では、狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射接種に加え、ペットのしつけ・マナーに関する啓発や飼い主不明猫対策等の業務を行っており、多摩地域の自治体においても同様である。ただし、八王子市は中核市、町田市は保健所設置市であるため、その他の一般市町村にはない動物の一時収容や返還等の業務を行っているほか、動物愛護管理に関する条例(八王子市)や計画(町田市)を有するなど、他の自治体と比較してペットに関する取組の範囲が広がっている。

図表 14 多摩地域の基礎自治体における動物に関する業務等

		一般市町村	八王子市	町田市
主な業務	犬の登録、狂犬病予防注射接種	業務範囲	業務範囲	業務範囲
	ペットのしつけ・マナーに関する啓発			
	飼い主不明猫対策			
	動物の一時収容、返還	—		
独自の保健所		なし	あり	あり
動物愛護管理に関する条例・計画		なし	条例あり	計画あり
動物愛護推進協議会		なし*1	あり	設置検討中
独自の動物愛護推進員		なし*2	あり(5名)	なし

*1 東大和市は「東京都動物愛護推進協議会」に参加

*2 都知事委嘱推進員305名のうち、110名が多摩地域在住の推進員

(出典) 東京都福祉保健局、八王子市、町田市のホームページに掲載の情報を基に作成

多摩地域では、動物の糞(ふん)・尿に関する苦情件数が多く⁵、動物の殺処分に対する住民の関心が高い⁶。こうしたことから、現在、多摩地域の市町村は、飼い主不明猫対策に取り組み、飼い主不明猫を減らすため、地域猫活動を推進しているのに加え、飼い主不明猫の不妊・去勢手術に係る費用の助成制度を設ける自治体も約8割⁷に上るなど、この課題に注力している。

一方、多摩地域の自治体を所管する東京都動物愛護相談センター多摩支所では、八王子市や町田市を含む全自治体の動物の収容及び飼育、処分等を行うほか、多摩地域の全自治体を対象に特定動物の飼育許可や動物取扱業の登録・監視等の業務を行っている。

5 ・東京都における動物に関する苦情件数では「汚物・汚水等」が最も多く、2011 年度以降、大きな減少は見られない(P.18 参照)。

・自治体アンケート問1-1の「ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題があるか」では、「犬の散歩時のマナーが悪い飼い主がいる」の割合が 80.0%で2番目に高く、「飼い主不明犬・猫による糞(ふん)・尿、爪とぎ等による被害が発生している」の割合が 60.0%で3番目に高くなっている(P.57 参照)。

・自治体アンケート問9-1の「苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減」では、苦情の数は「増加」が 33.3%、「横ばい」が 51.9%、「減少」が 14.8%となっている(P.66 参照)。

6 住民アンケート問 48 の「行政に対する意見・要望」では、「殺処分の削減」が 46 件で2番目に多くなっている(P.55 参照)。

7 自治体アンケート問5-1の取り組んでいる「ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等」では、「飼い主不明猫の不妊・去勢手術にかかる費用の助成」が 76.7%で最も高くなっている(P.64 参照)。



IV. ペット問題の解決に向けた取組の先進事例

本章には、II自治体職員を悩ますペット等に関するトラブルで挙げた問題に対応している事例を掲載する。

なお、各事例の対応するペット行政の課題は以下のとおりである。

図表 15 各事例の対応するペット行政の課題

	神奈川県 川崎市	東京都 立川市	滋賀県 甲賀市	兵庫県 神戸市	長野県 上田市	熊本県 上益城郡 益城町	熊本県 熊本市
掲載ページ	P.27	P.30	P.33	P.36	P.39	P.42	P.45
社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題	○	○	○				
犬・猫による環境被害に関する課題	○	○	○	○	○		
ペットの災害対策に関する課題	○					○	○

(注)次頁以降の各事例の冒頭における自治体の人口、面積、人口密度の出典は以下のとおり。

人口:住民基本台帳(2019年3月31日または2019年4月1日現在)。単位は万人。100分の1の位を四捨五入

面積:各自治体ホームページの「自治体プロフィール」等掲載の面積を使用。単位はkm²。100分の1の位を四捨五入

人口密度:人口÷面積。単位は人/km²。10分の1の位を四捨五入

適正飼育啓発冊子や、ペットの飼い主のための防災手帳を配布。高齢者等によるペット問題の発生を予防する取組を推進

神奈川県 川崎市

■人口：150.4万人 ■面積：144.4km² ■人口密度：10,422人/km²

●本取組の対応するペット行政の課題

社会的な支援が必要な人の
ペット飼育に関する課題

犬・猫による環境被害に関する課題

ペットの災害対策に関する課題

❖啓発冊子「ペットとくらす さしすせそ」を福祉関係者に配布

川崎市では、多頭飼育に関する苦情が目立つようになっていた2015年、市内における2頭以上のペットの飼育に関わる苦情相談事例3年分を集計・分析したところ、**社会的な支援が必要な人が関わる事例が一定数ある**ことが判明した。この結果を受け、市では多頭飼育崩壊は早期に察知し問題が大きくなる前に相談してもらうことが重要であることから、地域の見守りの視点を踏まえ、**ペット飼育の基本的な心得を飼い主以外の住民にも啓発するとともに、ペットで困った時の相談先を周知**することとした。その取組における啓発ツールの一つとして作成したのが「ペットとくらす さしすせそ」という冊子で、地域包括支援センターの所長会、社会福祉施設の衛生講習会、民生委員の理事会、配食ボランティア連絡会、ケアマネージャーの連絡会など、様々な機会をとらえてこれを配布している。

市ではこうした取組を定期的に行うことによって、社会的な支援が必要な人のケアに当たっているヘルパー、ボランティアや民生委員等の意識も高まり、問題の早期察知や担当部署への情報提供が適切に行われるようになって考えている。

図表 16 「ペットとくらす さしすせそ」



全12ページの冊子（左）に加え、チラシ（右）も作成し、福祉関係者等に配布している

❖ 部署間の連携を支える仕組みを構築

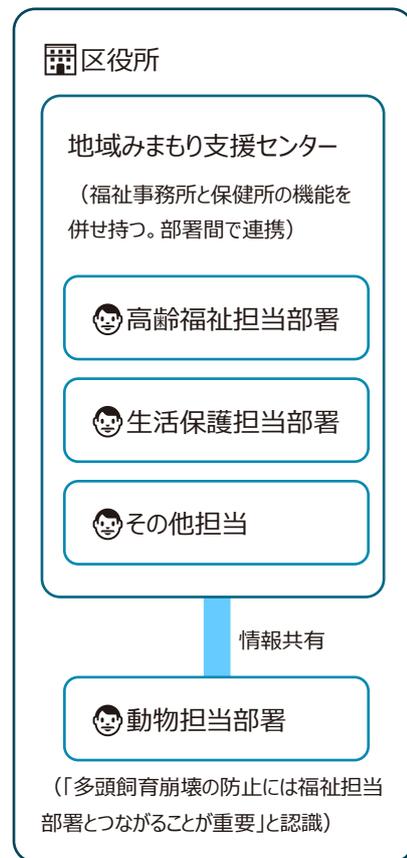
多頭飼育崩壊は、行政の動物担当部署や福祉担当部署（場合によっては市町村営住宅の担当部署）が連携しなければ解決が難しいが、川崎市では、部署間の連携を支える基盤づくりも進んでいる。市では乳幼児から高齢者まで、すべての世代を対象に地域の支え合いを推進するため、**福祉事務所と保健所の機能を併せ持つ「地域みまもり支援センター」**を各区に設置している。同センターの機能には、高齢福祉担当部署や生活保護担当部署等が入っているため、部署間の連携を取りやすい。また、動物担当部署は、多頭飼育崩壊の防止には高齢福祉担当部署や生活保護担当部署とつながることが重要との認識を持っており、動物担当部署とこれら福祉担当部署の間でも情報共有を図っている。

❖ 防災対策では飼い主の啓発や獣医師会との連携に注力

「ペットとくらす さしすせそ」では、最後の「そなえはしっかり」のページで、防災対策に関する飼い主の心得を掲載している。このほかにも、川崎市では、平常時に飼い主が講ずべき備えや、避難所においてペットを受け入れる場合に参考となるガイドラインについて記載した「**備えていますか？ ペットの災害対策～飼い主の備えと避難所ペット管理ガイド～**」や、ペットのプロフィール（写真、名前、種類、予防注射等接種歴、餌の種類・回数等）を記載できる「**ペットの飼い主のための防災手帳**」を作成し、飼い主の防災意識の啓発を図っている。

また、川崎市では、2011年に**川崎市獣医師会と災害発生時における動物救援活動に関する協定を締結**した。大規模災害発生時に、市の災害対策本部が川崎市獣医師会に対し、被

図表 17 川崎市の部署間連携の状況



図表 18 「ペットの飼い主のための防災手帳」

ペットの飼い主のための
防災手帳

川崎市

飼い主について

住 所	
氏 名	電話番号

ペットについて

名 前	種 別	性 別
		♀雄/年齢(歳・月齢)
毛 色	毛の長さ	体 重
登録番号	マイクロチップ番号	
狂犬病予防接種歴	フィラリア予防薬投与	
接種回数	接種回数	
年/月	年/月	
ワクチン接種歴		
年/月		
接種回数		
年/月		
接種回数		
年/月		

ペットや飼い主のプロフィールを記載できるのに加え、平常時の備えや災害発生時の対応等について記載している

災動物の救援を依頼し、川崎市獣医師会が主体となって「川崎市動物救援本部」の設置、運営を行うこととなっている。さらに2019年4月には、同本部の設置方法や運営方法を盛り込んだ運営マニュアルを策定。同年8月にこのマニュアルに基づいて、市の動物愛護センターと獣医師会が共同で本部立ち上げ訓練を実施し、大規模災害が発生した際に、動物救護を円滑に行えるよう万全を期している。

❖ 飼い主不明猫対策でも多様な取組を展開

全国の自治体の動物担当部署において、飼い主不明猫対策が課題となっているが、川崎市では2005年に「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を制定し、猫によるトラブル減少に向け、様々な取組を展開している。その一つが**地域猫活動に取り組む市民をサポーターとして登録**する制度で、2018年に導入した。サポーターになると、猫の不妊・去勢手術費用として通常の倍額(雄4千円/頭、雌6千円/頭)の補助を受けることができるほか、猫の捕獲器を無料で借りられる。

また、地域猫活動の経験が豊富な動物愛護団体を招いて**毎年「地域猫活動セミナー」を開催**し、市民の地域猫活動に対する理解が深まるよう努めている。

さらに、市では**猫の首輪に装着する迷子札を無料で配布**したり、**動物愛護団体と連携して犬・猫の譲渡会を実施**したりするなど、飼い主不明猫の削減や譲渡・返還の円滑化に努めているが、こうした取組により、**交通事故による猫の死亡頭数が減少**したことから、着実に成果が上がっていることが分かる。

これら飼い主不明猫対策の取組を含め、**動物愛護管理に関する事業の費用は、一部が「川崎市動物愛護基金」への寄付で賄われている**。同基金への寄付は、ほとんどがふるさと納税を通じてのものであり、また、川崎市のふるさと納税では、寄付する人の多くが、複数ある用途のうち同基金への寄付を指定しているという。

環境省の動物愛護管理室では、2019年3月に「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」を立ち上げ、不適正な多頭飼育への対応に関するガイドラインの作成等に取り組んでいる。動物愛護管理や社会的な支援が必要な人に係る問題を専門とする学識経験者や精神科医等とともに、川崎市健康福祉局保健所の職員(部長職)が委員を務めており、自治体として参画しているのは川崎市だけである。川崎市で得られた動物行政に関する知見や多様な取組は、今後モデルケースとして全国に拡大していく可能性がある。



2019年2月に移転開設した「動物愛護センター ANIMAMALLかわさき」。動物の譲渡会の会場として利用されているほか、研修室を一般に開放したり、バックヤードツアーを行っており、来訪者は移転後約5か月で1万人を超えた

行政は関係者をつなぐコーディネーター役。住民の力を引き出し地域猫活動を活性化



❖ガイドラインの策定により地域猫活動が拡大

立川市では地域猫活動が活発に行われており、市内 181 自治会の約4分の1に当たる 45 の自治会のエリアに地域猫活動を行う登録団体が 46 団体ある(2020年1月現在)。

立川市で地域猫活動が始まる契機となったのは、2009年における「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」の策定である。このガイドラインには、当時問題になっていた猫による糞(ふん)・尿やごみあさり、鳴き声等の環境被害を改善するため、猫の飼い主の心得に加え、地域猫活動のルールが規定されている。**ガイドラインが策定されたことで地域猫活動への関心が高まったほか、地域猫活動団体に対する補助金制度が設けられたことにより、地域猫活動の拡大に拍車がかかった。**

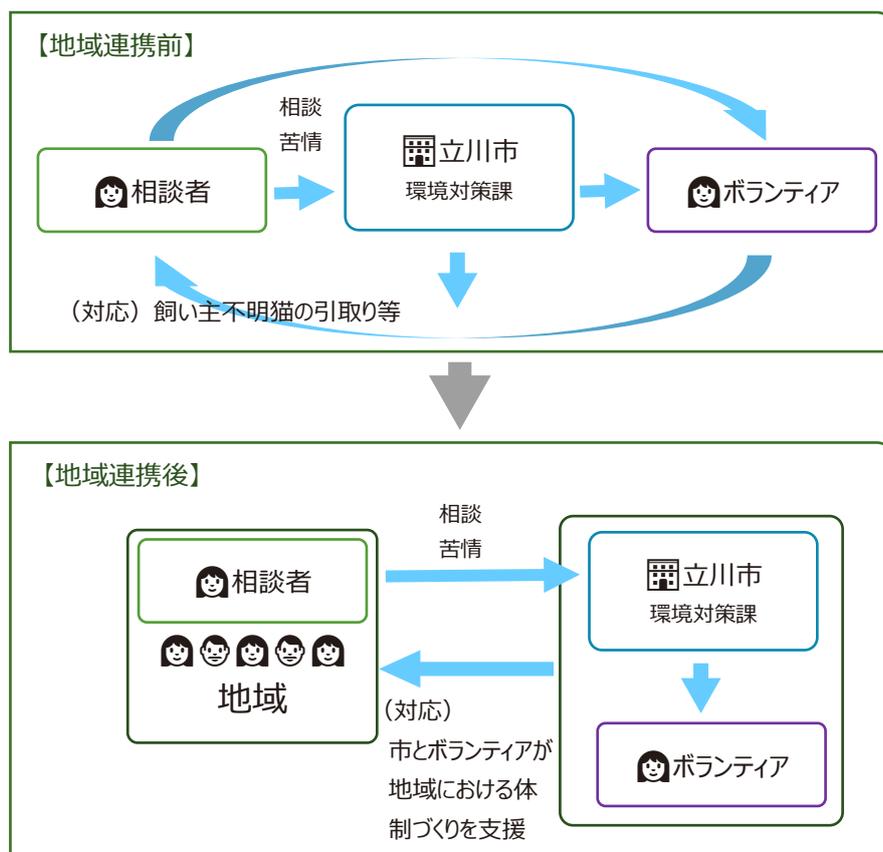
❖市による地域猫活動団体への手厚い支援

立川市では、地域猫活動への市による支援が手厚い。地域猫活動団体は、市内在住の2人以上の成人によって構成されていれば登録が可能だが、活動に着手する前に地域の合意を得ることが要件とされている。様々な考えを持つ住民に理解してもらうのは団体にとって負担が大きい**が、団体が地域の自治会に説明する場には市も同席し、住民からの質問に答えるなどして団体を支えている。**

また、猫を捕獲するには一定の技術や経験が必要であるが、市では初めて**地域猫活動に取り組む団体に対し、猫の捕獲方法を指導するボランティアを紹介**しており、両者の顔合わせの際は、やはり**市も同席**している。

このように市が積極的に地域猫活動団体を支援している背景には、**ボランティアや市だけでは飼い主不明猫の問題は解決できない**という考えがある。従来、猫による環境被害を受けていた人は市やボランティアに相談し、相談を受けたボランティア等が猫の捕獲等に当たっていたが、それでは対応できる数に限界がある。そこで市は、環境被害が発生した地域が中心となって問題に対応できる体制をつくれるようボランティアとともに後押しするという方向に転換した。

図表 19 立川市における市・ボランティア・地域の関係



立川市環境下水道部環境対策課では、地域で発生した問題は地域で解決できるよう、市とボランティアが地域における体制づくりを支援している

(出典)立川市環境下水道部環境対策課「立川市の地域猫活動について」を基に作成

❖市が各団体の連携体制構築を促進

地域猫活動で成果を上げるには、状況が改善されるまで継続して取り組むことが重要であるが、立川市では団体が活動を続ける中で生じた問題に円滑に対応できるよう、**各団体が情報を交換する場として「地域猫登録団体連絡会」を設けている**。連絡会は2か月に1回のペースで開催しており、連絡会と同時に譲渡相談会も行う。さらに地域猫活動に対する市民の理解を深めたり、地域猫活動を市内全域に広げることを目的に、地域猫セミナーも開催しており、**連絡会の事務局を務める市は、こうしたイベントの運営も支援する**。



地域猫登録団体連絡会が開催している猫の譲渡相談会。従来、各団体が個別に実施していたが、連携して開催することにより、会場の手配や人員の確保等の負担が軽減された

立川市では、交通事故による**猫の死体の回収数が2010年度には423頭に上っていたが、年を追うごとに減少**しており、2017年度には153頭となった。また、**地域猫活動を行ったことで、自治会の活動が活発になった**という声も聞かれ、活動の成果は着実に表れている。

❖高齡者の飼うペットの問題では福祉関係者と連携

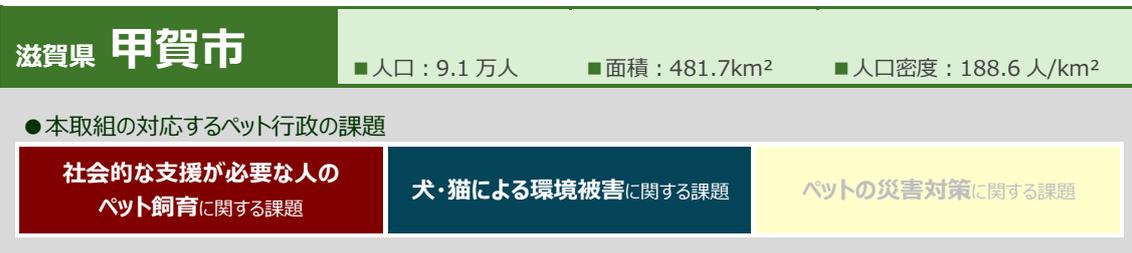
市の環境対策課では、犬の登録事務や地域猫活動の推進等の動物に関する業務に携わっている職員は実質的には2人(在籍5年の係長及び在籍2年の係員)だが、団体とボランティア等、または団体同士を結び付ける**コーディネーター役に徹し、地域住民の力を引き出すことを最優先に考えて行動**することにより、少ない人員でも大きな成果につなげている。

また、職員異動時の業務ノウハウの継承については、ペットトラブルは千差万別でありマニュアル化が難しいため、苦情相談があった際に作成している対応記録集を利用しているほか、現在、全庁的に作成している業務基準書の活用も検討している。

立川市では、高齡化が進行する中、今後、病気等によりペットを飼えなくなった高齡者等からのペットの引取依頼が増加し大きな問題になると考えており、その対策も講じている。具体的には、**環境対策課と立川市社会福祉協議会、ボランティアが協力し、飼い主に万が一のことが起こる前に行うべき対応を呼びかけるチラシの作成**を行った。環境対策課からこのチラシを地域福祉コーディネーターやケアマネージャーなどに配布し、ペット問題に関する情報提供を受け付けている。

動物行政では、地域や住民の特性によって、生ずる問題や講ずべき施策が異なってくる。商業都市や住宅都市、農業地帯など多様な側面を持つ立川市では、地域性にも配慮しながら住民やボランティア等との連携の下、地域猫活動をはじめとする各種の動物施策を講じている。

多頭飼育崩壊の防止に向け官民がタッグ。連携会議を設けて 民生委員や福祉関係者の啓発に注力



❖動物愛護ボランティアと市・県等が連携会議を立ち上げ

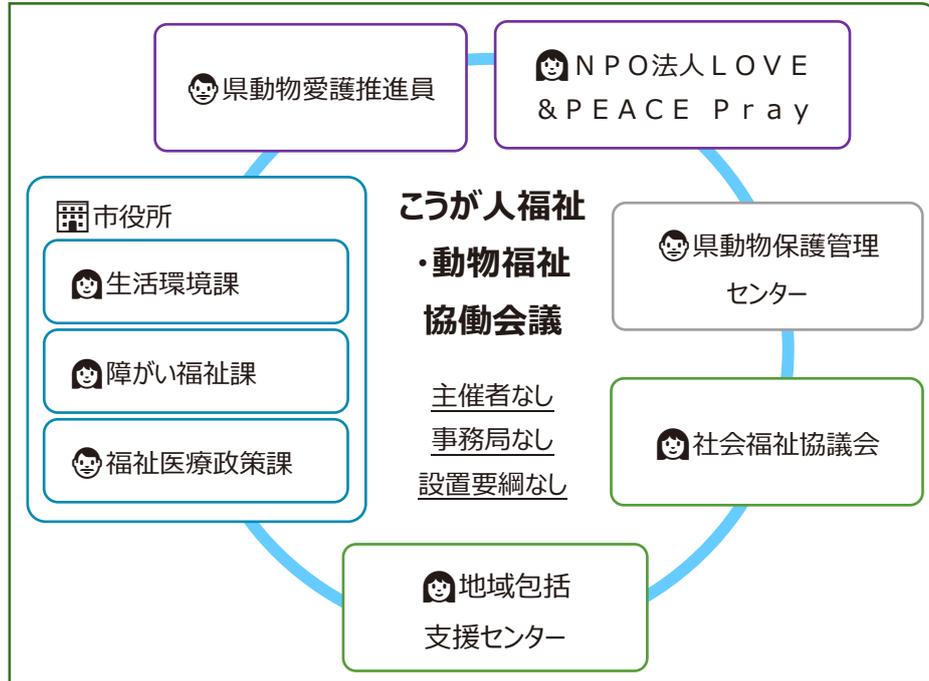
甲賀市は滋賀県の東南部に位置し、市の西南部は京都府に、東南部は三重県に接している。市域の約8割は山地と農地で自然が豊かな土地柄だが、大阪・名古屋から100km圏内という地理的優位性と広域交通網に恵まれていることから、県最大の工業集積地となっており、住宅都市の特性も有する。

甲賀市では、2017年の年末から半年ほどの間に、市民による猫の多頭飼育崩壊が2件続けて表面化。約50頭もの猫が無秩序に飼われていたり、猫が屋内外を出入りして近隣住民から鳴き声や糞(ふん)などへの苦情が出たりした。当事者の生活支援に当たっていた市の社会福祉協議会は、県の動物愛護推進員や動物愛護団体のNPO法人「LOVE&PEACE Pray」に相談し、3者が譲渡先探しや譲渡に関する当事者との相談、当事者宅の清掃等を行った結果、猫は飼育可能な頭数に減少し、当事者や近隣の生活環境が改善された。

この多頭飼育崩壊の対応に当たった3者が、再発防止を図るべく、生活環境課をはじめとする甲賀市の環境・福祉担当課や県動物保護管理センター、地域包括支援センターに呼びかけて立ち上げたのが「**甲賀市犬猫多頭飼育防止会議**」である。「得意分野を持ち寄り」、「他者を責めない」を会議の方針としており、事務局や設置要綱等はなく、滋賀県や甲賀市の事務事業にも位置付けられていない。いわば「自由参加」の会議だが、参加者の意欲は高く、2018年3月の初会合以降、既に17回開催している。主に毎月第4水曜日に会議を実施しているが、定例的に会議を実施することにより、次第に会議が行われなくなるということを防いでいる。また、最低月1回はペットのことを考えるので、日頃からペットに関する問題への関心が高い状態を継続できているという。

回を重ねるに連れて会議参加者間のチームワークは向上しており、仮に多頭飼育崩壊が発生した場合には、会議に参加する官民の各主体が協働して対応できる状況にある。「**多頭飼育崩壊は動物の問題というより人の問題である**」という認識が会議参加者の間で共有されており、人も動物も救いたいという思いから、会議の名称も「**こうが人福祉・動物福祉協働会議**」に変更された。

図表 20 「こうが人福祉・動物福祉協働会議」の参加者



❖啓発チラシと多頭飼育対応 フローチャートを作成

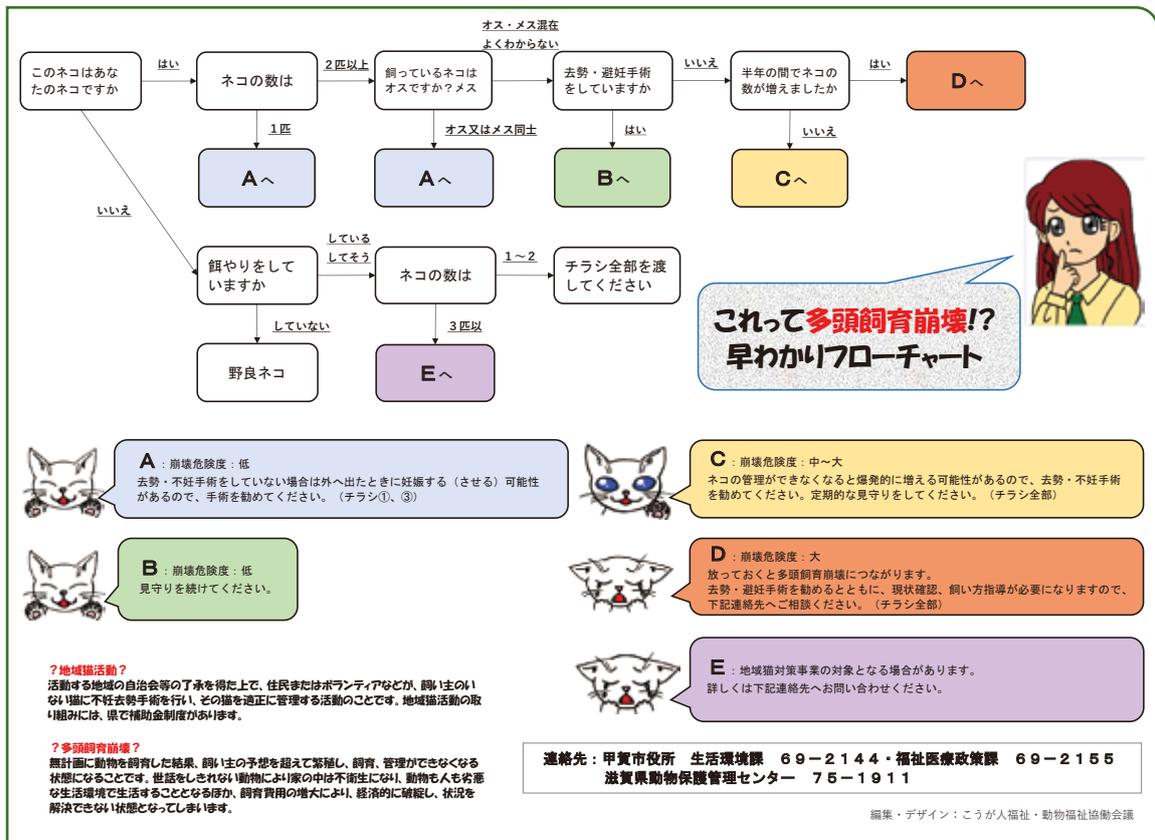
当初、会議の内容は情報共有やそれぞれの団体が抱えている問題の相談が主だったが、現在は課題解決に向けた実行のステージに入っている。会議では、**多頭飼育崩壊を防止するためには、市民や福祉関係者に対する情報発信が重要**であると考え、まず**啓発チラシづくり**に取り組んだ。チラシは「**どんどん増えるで編**」、「**お金かかるで編**」、「**不妊去勢手術のススメ編**」、「**産ませて大丈夫？編**」の4種類。だれにでも分かりやすいよう、文字数はできるだけ少なくし、印刷費用は県動物保護管理センターの通常予算の中でやりくりして賅った。第5弾として「**放し飼い防止編**」を予定しているほか、外国人向けに英語版やポルトガル語版、スペイン語版を作成することも検討している。

図表 21 「こうが人福祉・動物福祉協働会議」が作成した啓発チラシの「どんどん増えるで編」



チラシづくりと並行して取り組んできたのが、**猫の多頭飼育への対応方法を記載したフローチャートの作成**である。市民の支援に当たっている民生委員やケアマネージャー等に配布することを想定しており、多頭飼育の崩壊危険度を4段階に分類し、危険度が最も高い状況である「大」の段階では、前述の4種類のチラシすべてを渡すとともに、市や県動物保護管理センターに相談することを呼びかけている。甲賀地域包括支援センターが民生委員やケアマネージャーを対象に実施した研修で、多頭飼育崩壊の危険を察知しても、どう対処すれば良いか分からないという人が多かったことから、このフローチャートを作成することとした。

図表 22 猫の多頭飼育への対応方法を記載したフローチャート



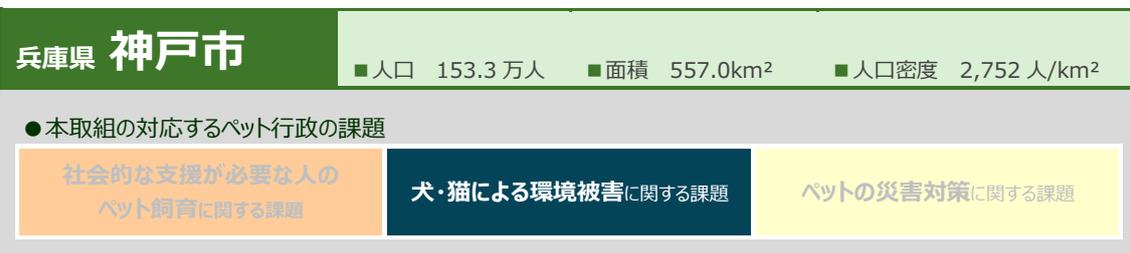
※フローチャートは、現在も作成中であり、今後、実際に使用してみて、必要に応じて改訂することとしている

❖「地域共生社会」に向けて部局・官民横断で取り組む

甲賀市では、「我が事・丸ごと」をスローガンとした「地域共生社会」づくりを推進している。市・県・ボランティア等が部局や官民を横断して取り組んでいる「こうが人福祉・動物福祉協働会議」は、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」に転換しようとしている「地域共生社会」づくりにおいて、甲賀市では先駆けとなる取組であると、当会議に参加している市の職員は考えている。

当会議では、多頭飼育崩壊防止の仕組みの探求を続け、同じ問題への対応に苦慮する全国の自治体が参考とする先進事例として確立していくことを目指している。

条例を制定して関係団体等の力を結集。TNR活動⁸の徹底により、猫の引取数が大幅に減少



❖議員提案により人と猫との共生に関する条例を制定

神戸市では、2007年まで、猫の引取数が年間3千頭を超えており、そのすべてを殺処分していた。市は2005年度から地域住民と連携して地域猫活動に取り組み、猫の引取数や殺処分数の減少など一定の効果を挙げた。しかし、地域猫活動団体が存在しない地域では活動が進まない等の問題があった。

そうした中、問題の抜本的解決を図るべく2016年12月に議員提案により制定されたのが、「**神戸市人と猫との共生に関する条例**」(以下「条例」という)である。

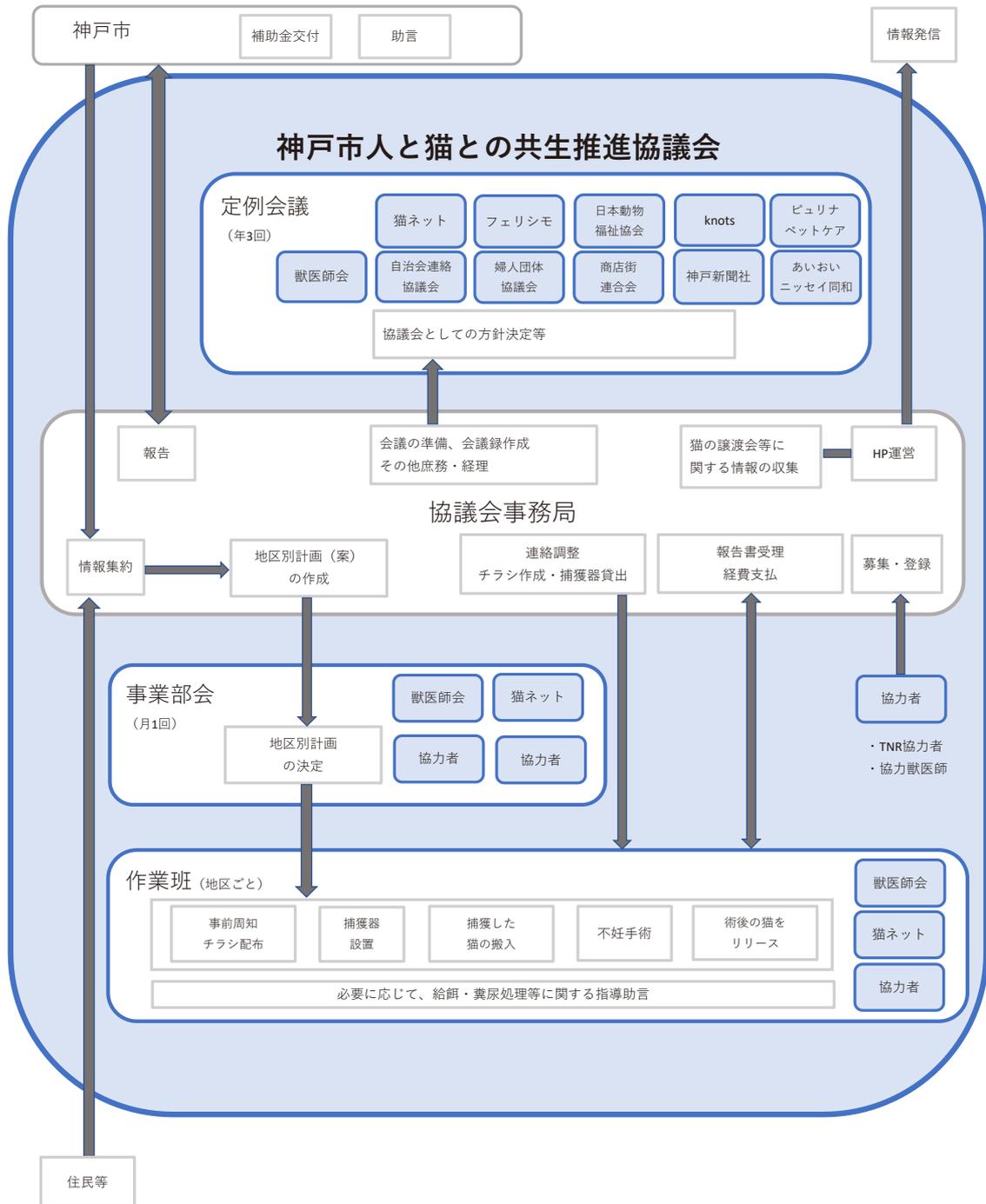
条例では、第1条において「市民の快適な生活環境を保持すること」と「猫の殺処分をなくすこと」を条例の目的として掲げ、生活環境被害の防止と動物愛護の両方を重視する姿勢を明確にした。また、こうした条例の理念に賛同する団体を「共生推進活動団体」として位置付け(第6条)、当該団体や獣医師が組織する団体、公共的団体等のうち条例の目的を達成しようとする団体によって「神戸市人と猫との共生推進協議会」(以下「協議会」という)を設立し(第9条)、**協議会を中心に各種事業を推進**していくこととした。

協議会のメンバーには、獣医師会をはじめ、動物愛護団体や民間企業、新聞社等が名を連ねている。**協議会の構成団体は、法人格を有し条例の理念に賛同した団体が参画しているため、それぞれの立場での意見はあるものの、責任をもって条例の事業を推進していくことが可能**となっている。

協議会の事務局は2人体制で、市及び構成団体と連携を図っている。

8 TNR活動: 飼い主不明猫を捕獲(Trap)し、不妊・去勢手術(Neuter)を施し、元の場所に戻す(Return)ことにより、飼い主不明猫の繁殖を防止し、数を減らす取組。

図表 23 神戸市人と猫との共生推進協議会の組織図



(出典)神戸市人と猫との共生推進協議会ホームページの「協議会について」のページを基に作成

❖猫の繁殖制限と譲渡の推進により、殺処分が大幅に減少

協議会の活動の中心は猫の繁殖制限事業で、これは「①地域においてTNRを希望する団体や個人を支援する取組」と、「②市民から野良猫に関する情報提供を受けて協議会がTNRを行う取組」がある。これにより、2018年度は1,800頭余りの猫に対して不妊・去勢手術を行った。

このような協議会の繁殖制限事業にかかる費用は市からの補助金や構成団体である株式会社フェリシモ等からの寄付によるものである。

繁殖制限にかかる事業は条例施行前にも市が行っていたが、支援は手術頭数に制限があったことに加え、手術費用の一部を市民が負担する必要があった。しかし、条例施行後には、**不妊・去勢手術の実施頭数は地域の状況に応じた手術頭数とし、全額を協議会が負担**する(前述の①、②の両方の取組とも)。

また、協議会では譲渡の推進にも取り組んでおり、ペットフード等を扱う部門を持つネスレ日本株式会社ピュリナペットケアやNPO法人猫ネットによる**猫の譲渡会等各構成団体が協議会と連携して実施**している。

一方、市では獣医師会やボランティアと連携し、生まれたばかりの子猫にミルクを与えて譲渡ができるまでに育てる**ミルクボランティア事業**を行っており、殺処分の多くを占めていた子猫の譲渡に努めている。

このような協議会と市の事業により、2018年の**猫の引取数が509頭まで減少**したのに加え、譲渡数が年々増加、殺処分数は225頭まで減少し、以前は**100%だった殺処分率は44%まで低下**している。

◆ガイドラインを策定するなど市民啓発に向けた取組を推進

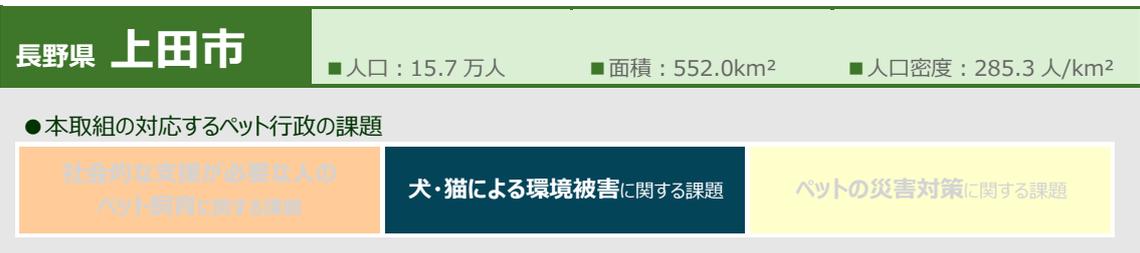
2019年3月に協議会は、市と連携して猫に関わるすべての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめた「**神戸市人と猫との共生に関するガイドライン**」を策定。**猫を飼う前の心構えや野良猫を世話する場合の注意点、地域猫活動の進め方等**について、**市民の啓発**に努めている。

協議会では、こうした猫の適正管理を推進することにより、猫の生活環境被害の低減を図り、人と猫とが共生する社会の実現を目指している。

図表 24 神戸市「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」(表紙及び目次)



県や動物愛護団体と連携して地域猫活動を推進。クラウドファンディング型ふるさと納税の活用により資金を確保



❖ イベントや自治会への説明により地域猫活動への理解を深める

上田市は、北は菅平高原、南は美ヶ原高原など 2,000m級の山々に囲まれ、中央部を千曲川が流れるなど、豊かな自然に恵まれている一方、住宅都市としての特性も有している。

市を管轄する上田保健所における犬・猫の保護・引取頭数は減少傾向にあり、2015 年度以降、犬の殺処分数はゼロとなっている。ただし、猫の引取数は依然として多く、飼い主不明猫に関する苦情も多いことから、市では地域猫活動の推進に力を入れている。

市では、**地域猫活動を全市に拡大していくに当たり、活動内容の住民への周知を徹底**している。従前の飼い主不明猫対策が猫への餌やりを禁止するものであったのに対し、地域猫活動は猫の餌場やトイレの管理等を地域で行うものであり、行政における飼い主不明猫対策の方針が大きく転換したと言える。そこで市では、苦情や混乱を防ぐためには、**地域猫活動の目的や方法等を住民に理解してもらう必要がある**と考えている。

また、市では犬・猫の不妊・去勢手術費用の助成制度も改定している。以前は、住民個人からの申請に基づき、飼い猫・飼い犬に対して雄3千円、雌5千円の補助をしていたが、これを取りやめ、2018 年4月からは地域猫活動を行う自治会や団体に対して、飼い主不明猫の不妊・去勢手術費用を全額補助することとした。

市では、**地域猫活動への補助制度を新設したことを周知するため、市内の自治会長が集まる会議の場で説明**したり、住民から飼い主不明猫に関する相談や苦情があった際、同制度を紹介したりしている。

また、地域猫活動の普及啓発を図るため、**2019 年2月には「野良猫の環境被害解決に向けて」と題するフォーラムを開催**した。フォーラムは、市内の自治会で作る「環境衛生協議会」(事務局：上田市生活環境課)が毎回、環境に関する何らかのテーマを設定して実施しているもので、2019 年は市内で問題が散見される飼い主不明猫を取り上げ、地域猫活動で成果を上げている自治体の職員やNPO法人等が講演を行った。

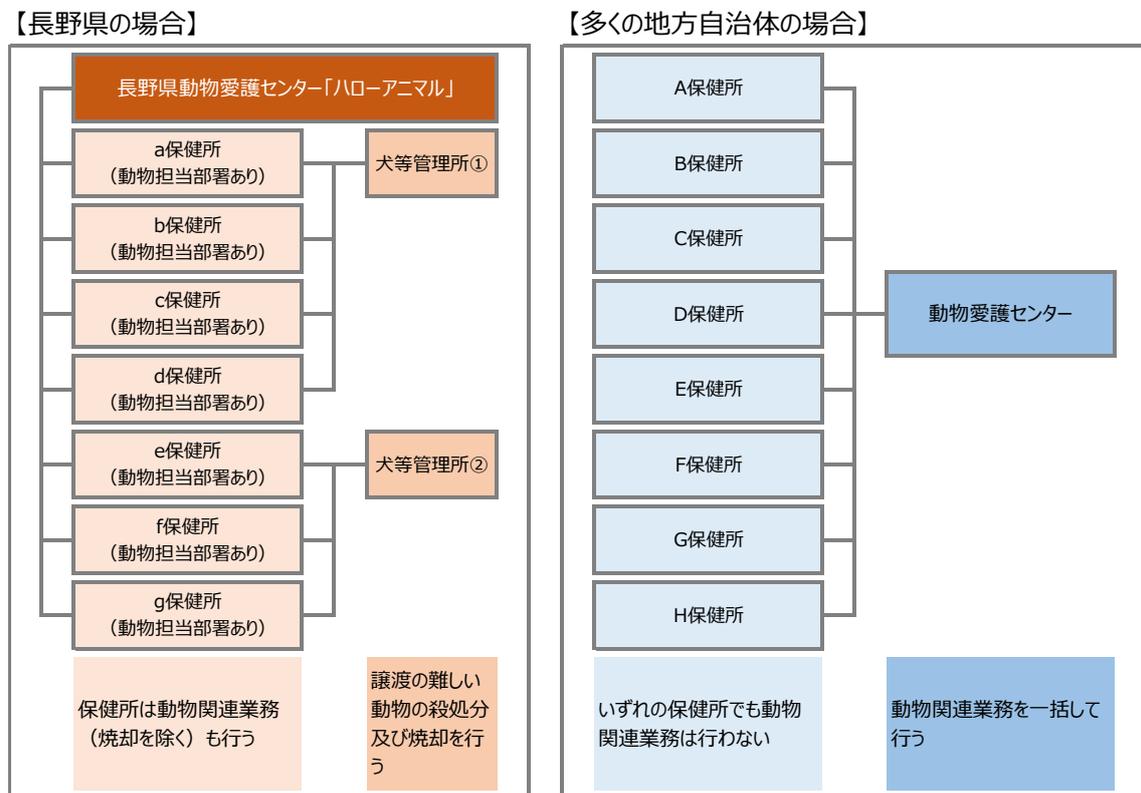
❖ 動物愛護団体が積極的に活動

地域猫活動の推進や譲渡会の開催、様々な普及啓発の取組は、**上田保健所、長野県動物愛護会上小支部やボランティア団体のNPO法人「一匹でも犬・ねこを救う会」と連携**して行っている。このうち長野県の動物行政の特徴となっているのが、長野県動物愛護会(以下「動物愛護会」とい

う)の存在である。動物愛護会の歴史は古く、「行政だけでは動物愛護の構築は困難」との判断から1973年に行政主導で発足させた。本部を長野県動物愛護センター「ハローアニマル」内に、支部を各保健所内に設置し、県、基礎自治体、動物愛護会が連携して各種事業に取り組んでいる。

また、この連携の前提となっているのが、長野県の動物行政の推進体制で、多くの地方自治体では、各保健所が担っていた動物行政を動物愛護センターに集約させているが、長野県では各保健所が中心となり、その附置機関である犬等管理所やハローアニマルと協力して動物行政を推進している。すなわち、長野県の保健所は、動物の保護・収容や苦情対応、動物取扱業・特定動物等の登録・許可・監視指導など、多くの地方自治体では動物愛護センターが行っている動物業務を担当する部署を有している。また、犬等管理所は譲渡の難しい動物の殺処分や焼却を担っており、ハローアニマルは各保健所及び犬等管理所の統括や、県(健康福祉部)との調整等を行っている。

図表 25 動物行政の推進体制の比較



市では、**地域猫活動団体への技術的支援は動物愛護会上小支部が主体的に行っている**ほか、前述のフォーラムも同支部が共催している。また、「**一匹でも犬・ねこを救う会**」の活躍も目覚ましく、**上田保健所の協力の下、毎月、犬・猫の譲渡会を開催**することにより、同保健所管内の殺処分ゼロに大きく貢献している。

❖660万円の寄付集めに成功

市における飼い主不明猫の不妊・去勢手術費用を全額補助する制度の開始初年度であった2018年度は、15の自治会(延べ17自治会)から申請があり、猫101頭に対して不妊・去勢手術を行い、予算執行額は100万円を超えた。2019年度は10月の時点で68頭に手術を行っており、前年度を上回る可能性がある。

市が手術費用等を確保するために取り組んだのが、クラウドファンディング型ふるさと納税⁹である。2019年10月から12月までの3か月間の予定で寄付を募集したところ、**開始から約2か月で目標の300万円を大幅に超える寄付が集まった**。市では、クラウドファンディング型ふるさと納税の実施に当たり、プレスリリースによる情報提供や、ボランティア団体へ協力を仰ぎ、SNS¹⁰による情報発信を行うといった工夫をしており、これが目標達成につながった。

他の自治体では、クラウドファンディング型ふるさと納税により、複数年にわたって猫の不妊・去勢手術に係る事業経費を調達している例もあることから、市では、今後も必要に応じてクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組み、事業資金を確保する意向である。



市ではふるさと納税サイトを利用して、地域猫活動への寄付を呼びかけた(画像は2020年1月16日時点のもの)

9 クラウドファンディング型ふるさと納税:ふるさと納税の一つの形態で、目標金額や募集期間等を定めて、特定の事業のために寄付を募るもの。

10 SNS: Social Networking Service(ソーシャル ネットワーキング サービス)の略。個人間の交流を促進することにより、社会的なネットワークの構築を支援するインターネット上のサービスのこと。趣味や職業、出身校、居住地等が同じ個人間のコミュニティを構築できる場を提供している。SNSには、Twitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック)、LINE(ライン)等がある。

職員が避難所でのペット問題に苦慮。ペットの一時預かり施設や仮設住宅では、飼い主の自治組織を構築してトラブルを予防

熊本県上益城郡 益城町		
■人口 3.3万人	■面積 65.7km ²	■人口密度 500人/km ²
●本取組の対応するペット行政の課題		
社会的な支援が必要な人の ペット飼育に関する課題	犬・猫による環境被害に関する課題	ペットの災害対策に関する課題

❖熊本地震で住民8千人弱、ペット75頭が避難

益城町は熊本県のほぼ中央に位置し、熊本市の東部に隣接している。農業を基幹産業として発展してきた町だが、ベッドタウンとして人口増加が続き、住宅都市としての性格を持つようになるとともに、町内に阿蘇くまもと空港や九州自動車道益城・熊本空港インターチェンジといった交通拠点を有することから、企業や物流施設等の進出も見られる。

2016年4月に発生した熊本地震は、14日に前震が、16日に本震が発生しており、ともに最大震度は7であった。益城町は前震、本震とも震度7が観測された唯一の自治体で、人的被害も最も多かった。地震発生後、町は12の避難所を開設し(4月17日時点)、住民の2割強に当たる7,910人が避難。このうち11の避難所では**住民とともに避難した犬65頭、猫10頭**が確認されている。

❖避難所ではペットをめぐる問題が頻出

防災分野における造詣が深く、被災地において行政の支援にも取り組んでいる国崎信江氏¹¹によると、全国的にペットを飼育している人は増えており、被災地の避難所においてもペットをめぐる様々な問題が生じているという。

益城町では、発災から数日が経過した頃、**ペットを飼育していない住民から、避難所の環境を改善すべきとの声が上がった。**そのため、避難所の運営を担当していた職員が飼い主の調整に当たり、当初、避難所の施設内に入れていたペットを外で飼育することとしている。

また、避難所から自宅に戻る住民が多く見られるようになった段階では、町が複数あった避難所を集約するため、ペットの飼育場所も統合することを避難者に伝えたところ、その対応に不満を持った複数の**飼い主から、職員が長時間にわたって抗議を受ける事態となった。**



発災当初、益城町の各避難所には住民が殺到し、衛生面・プライバシー面で劣悪な状態に。パーティションの設置や一部の住民が他の避難所に移ったことにより、環境は徐々に改善された

11 国崎信江氏:株式会社危機管理教育研究所 代表。本調査研究においてヒアリングを実施(P.8参照)。

被災地では、ペットの取扱いについて動物愛護団体の支援を受けることがあるが、**団体から支援の申し出があった際に、行政側はそれを受けるか否かの判断を迅速に行うことが求められた。**

このようにペットに関することだけでも取り組むべき事案が次々に発生するが、**自治体として対応方針を定めていないと、避難所に配置された職員は個別判断を迫られることとなる。**

❖被災者のペットの一時預かり施設を設置

益城町では、ペットを避難所の外で飼育することに抵抗がある飼い主や、生活再建に向けて仕事に復帰する傍ら住宅の片づけや補修等も行わなければならない、ペットの世話が難しくなっていた飼い主からの要望により、**ペットの一時預かり施設が整備された。環境省が費用を負担**して町の総合体育館の敷地内に、空調設備を持つ犬用と猫用のコンテナハウスが各1棟建てられ、ハウス内には犬や猫が1頭ずつ入るケージが設置された。犬舎、猫舎とも各40頭が収容可能であったが、5月15日の開所から10月31日の閉所までの間に43世帯から犬38頭、猫19頭が預けられた。

一時預かり施設は、動物愛護団体により運営され、熊本県獣医師会が必要に応じて施設に入る犬・猫のノミ・ダニの駆除や狂犬病予防注射を行った。

また、ハウスが適切に利用されるよう、**町や動物愛護団体が促す形でハウス利用者による「犬猫家族会」が組織**され、代表者が選出されるとともに、ハウスや隣接する公園の利用ルールが決められた。



ペットの一時預かり施設「ワンニャンハウス」

❖仮設住宅でのペットトラブルの予防にも注力

益城町では、住み慣れた地域を離れざるを得なくなった住民の支援も行われている。町内にはプレハブ仮設住宅が18か所、1,562戸整備され、最大時で約4,000人余りが居住することとなったが、「益城町地域支え合いセンター」が設立され、社会福祉協議会やNPOの相談員が仮設住宅の入居者を訪問し、見守りや生活相談等への対応を行っている。

また、町は被災者の心の支えになるペットについて、室内飼育を前提に仮設住宅での飼育を認めており、飼い主には、**飼育届や誓約書の提出、所有者表示や散歩時のマナーの遵守等**を求めている。

ペット飼育者で組織する「**飼い主の会**」には、**仮設団地でのペットをめぐる問題に対して会全体で対処**することを求めることに



左：益城町内に整備された「テクノ仮設団地」は県下最大規模（全516戸）

右：仮設団地内の集会施設の壁に貼られた啓発ポスター

より、ペットトラブルの予防に努めている。なお、建設中の災害公営住宅においても、現在飼育している個体一代のみは、継続飼育を認めることとした。

災害公営住宅は 2020 年3月に全戸が完成する予定で、新庁舎も 2022 年度には完成し利用できる見込みである。

ボランティアと協力して避難所のペット・飼い主を支援。ペットを守ることが飼い主の安全・健康につながる

熊本県 熊本市

 ■人口：73.1万人 ■面積：390.3km² ■人口密度：1,873人/km²

●本取組の対応するペット行政の課題

社会的な支援が必要な人の ペット飼育に関する課題	犬・猫による環境被害に関する課題	ペットの災害対策に関する課題
-----------------------------	------------------	----------------

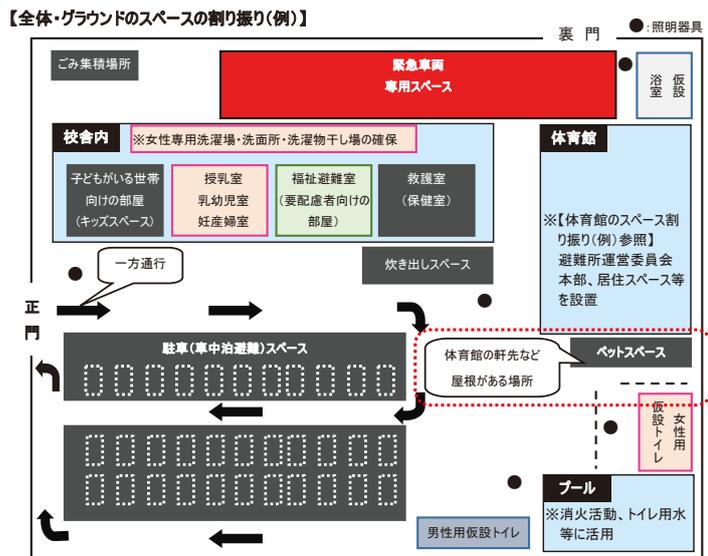
❖熊本地震発生前からペットの災害対策を強化

熊本市の動物行政の中核を担う熊本市動物愛護センター（以下「センター」という）は、2002年に全国の自治体に先駆けて「殺処分ゼロ」に向けた活動を開始した。2009年には殺処分が限りなくゼロに近づいたことからマスコミにも取り上げられ、殺処分ゼロに取り組む自治体の草分け的存在となっている。

ペットの災害対策についても、熊本地震発生前から十分な備えを講じており、2013年、**熊本県獣医師会熊本市支部及び薬品会社2社と大規模災害時の動物救護活動に関する協定を締結した。**

また、2年ごとに見直している「**熊本市地域防災計画**」には、ペットとの同行避難に関する項目を追加していた。**避難所開設・運営マニュアルは、ペットの飼育場所や管理方法等について加筆した改訂版を2016年3月に作成**していたが、熊本地震発生時には周知が徹底されていない状況ではなかった。

図表 26 熊本市の避難所開設・運営マニュアル



熊本市の避難所開設・運営マニュアルには、避難所内のペット飼育場場所が図示されているほか、避難所におけるペット飼育の注意事項や「ペット台帳」等の様式類も掲載されている

(出典)熊本市「熊本市避難所開設・運営マニュアル(令和元年(2019年)5月改定版)-避難所開設・運営編-」

❖人員体制が整わない中、ボランティアと協力して飼い主を支援

熊本地震発生後、センターにはペットの飼い主から、センターが保護した迷い犬・猫に関する問い合わせの電話が殺到した。しかし、センターの職員の中には自身が被災した者がいたのに加え、避難所の運営に駆り出された者もいたため、センターでは少ない人数で、電話への対応や動物の世話や清掃に使う水の確保等に対応せざるを得ない事態となった。



発災後、犬の収容は1日に平均9頭あったが、その返還率は76%と高かった。センターでは2011年からバスのラッピング広告や車内広告の掲示や子どもを対象とした迷子札づくりのイベント開催等を行う「迷子札をつけよう100%運動」に取り組んでおり、これが高い返還率につながった。

センターでは、避難所においても、ケージの貸出しやペットフードの配給等の住民支援を行っている。この活動は市の動物行政に協力するボランティア団体や個人によって設立された「熊本市動物愛護推進協議会」のメンバーとともに取り組んだ。協議会の設立は2002年であるが、動物愛護分野のボランティア団体はそれぞれ独自の理念を有しており、当時、センターでは調整に苦慮していた。しかし、話し合いを続ける中、最終的に目指すところは同じであるという理解が進み、市と愛護団体等との協働により協議会を設立するに至っている。

避難所におけるペットの取扱いについては、改訂を終えていた避難所開設・運営マニュアルの該当部分を抜粋した資料を作成し各避難所に配布した。熊本市の場合、災害対策本部以下の指揮命令系統が明確になっており、この資料の配布が円滑に行われたため、初動段階における避難所でのペットをめぐる混乱は早期に収まっている。

❖飼い主の安全・健康確保への取組

ペットを飼っている被災者の中には、避難所ではペットと離れて過ごさなければならないことや、ペットが用意されたケージに入るのを嫌がることなどから、ペットとともに車中泊することを選ぶ人もいます。車中泊の場合、エコノミークラス症候群等のリスクが高まることから、熊本市ではこれを予防するためのチラシを配布するなどして対応した。

また、熊本地震の際は、体調を崩し入院が必要であるにもかかわらず、ペットがいるために避難者が入院を拒むという事案が生じた。センターでは、飼い主が安心して治療に専念できるよう、ペットを一時的に預かる制度を整備した。



熊本市健康危機管理課、健康づくり推進課からのお知らせ

注意!

避難されている皆様へ

地震により長時間避難所で生活していると、エコノミークラス症候群、感染症（インフルエンザ、ノロウイルスなど）、食中毒が発生する可能性があります。避難所での集団生活では、以下の点に注意しましょう。

1 エコノミークラス症候群対策

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、エコノミークラス症候群を起こす可能性があります。初期症状として、太ももから下の足が赤くなったり、腫れたり、痛み等が出現することもあります。足にできた血腫が脚に詰まり、突如の胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、大変危険な状態となることもあります。

【予防方法】

(1) 長時間同じ（特に車中での）姿勢でいないようにする。
(2) 足の指をこまめに動かす、または歩く。
(3) 適度な水分を取る。
(4) 時々深呼吸をする。

2 感染症対策

(1) せきをしている時は、マスクをつけましょう。
(2) 食事の前やトイレの後には、水が出ない場合はアルコール等で手をきれいにしてください。
(3) はだして砂や土の上を歩かないようにしましょう。

3 食中毒対策

(1) 調理前は清潔に努め、手洗いもしっかり行いましょう。
流水がない場合は、ウェットティッシュなどで代用しましょう。
(2) 生ものは避けて、**加熱したものを食べる**ようにしましょう。
(3) 調理したものは、**早めに食べましょう**。
(4) 食品は、**量度が上がらない状態に保管**しましょう。
(5) 食べ物が置いてある場所にペットなどの動物を近づけないようにしましょう。
(6) 提供された食品は、消費（賞味）期限内に食べましょう。

4 その他

(1) 具合が悪くなった場合は、**早めに医師等に相談**しましょう。
(2) **食物アレルギーのある方は、食事にアレルギーが含まれていないか確認**しましょう。

連絡先：熊本市健康危機管理課 096-333-2247 熊本市健康づくり推進課 096-333-2208

車中泊する避難者（左）と駐車中の車に配布されたエコノミークラス症候群対策等について記載したチラシ（右）

これは環境省の支援を受けて行ったもので、ペットは民間の動物訓練施設で無償で預かる。この制度は避難所が閉鎖されるまで継続され、4世帯から犬6頭、猫4頭を預かることとなった。

この事例からも分かるとおり、行政においては、「ペットは家族」という意識が広がる中、**ペットへの対応が行き届かなければ、その飼い主の健康も損なわれる**ことを認識する必要がある。

❖地域防災力強化に不可欠な住民による「自助」の促進

現在、市では、熊本地震を教訓に、住民による自助を促進するため、各地域に対して防災体制を強化してもらうよう働きかけている。

具体的には、**市の職員も参画して、各地域の避難所運営委員会において、災害時の様々な対応について協議**している。

全国的にも、ペットについては、避難所の中に入れるか否かについて、議論が分かれるところである。各地域の避難所運営委員会において協議し、決めておくことが求められている。

また、センターでは、ペット飼育者に対し、災害への備えとして必要なことや避難所におけるペットの管理方法について、さらに啓発を図りたいと考えている。行政ができることにはおのずと限界があるため、熊本市では、すべてを行政が行おうとするのではなく、**災害時に起こり得る問題に、住民や地域が主体的に対応できるような体制を構築することを目指している。**

同行避難と同伴避難の違いとは？

2018年に環境省が発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」では、ペットの同行避難が原則とされています。

「同行避難」と聞くと、ペットと飼い主が同じ避難所で過ごすことを想像するかもしれませんが、それは「同伴避難」を指します。

「同行避難」と「同伴避難」の違いは以下のとおりです。

図表 27 「同行避難」と「同伴避難」の定義

同行避難	災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。
同伴避難	被災者が避難所でペットを飼養管理すること。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なるため、別室になる可能性もある。

(出典)環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」(2018年)を基に作成

同行避難がペットとともに安全な場所に逃げる「行為」であるのに対し、同伴避難は被災者が避難所でペットを飼養管理する「状態」を指すのが特徴です。

本調査研究において行った住民アンケートの結果(P.53 参照)からも分かるように、災害時のペットの避難について、正しく認識している住民は多くありません。

基礎自治体は、住民への正しい知識の啓発に努めるとともに、災害が起きた時に少しでも円滑に避難所運営を行うために、ペットの取扱いについて、住民の意見を聞くなどし、マニュアル等で定めておく必要があります。

V.多摩地域におけるペット問題の現状及び課題

1. 多摩地域におけるペット問題の現状

本項では、多摩地域におけるペット問題の現状について、本調査研究において行った住民アンケートと自治体アンケートの結果から見てみる(両アンケートの実施方法はP.5を、調査結果はP.124以降を参照)。

なお、ここでは、両アンケートの設問のうち、ペット行政の課題抽出や課題解決に向けた取組の立案に特に関連のある設問の回答結果を抜粋して掲載する。

また、両アンケートの回答結果については、次項の「多摩地域におけるペット行政の課題」を説明する中でも、図表を掲げながら触れている。

[回答結果の見方]

- ・回答結果の数値を、(%)で表記している箇所については、小数点第2位を四捨五入し小数点以下第1位までを表記している。このため、単数回答の合計が100.0%とならない場合がある。
- ・本文中の「n」はその設問の回答数を、「SA」は単一回答を、「MA」は複数回答を示す。

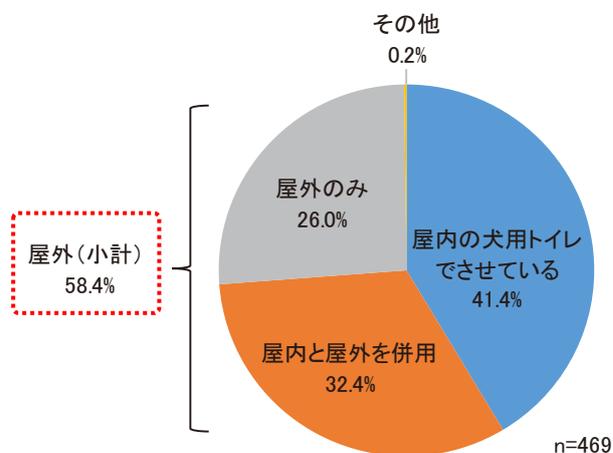
(1) 住民アンケート

■ 犬の飼育状況について

問 17 あなたが飼っている犬のトイレのしつけについて、当てはまるものを1つお選びください。

犬のトイレのしつけについて聞いたところ、「屋内の犬用トイレでさせている」が41.4%で最も多い。「屋内と屋外を併用」(32.4%)と「屋外のみ」(26.0%)を合わせた「屋外(小計)」は58.4%となっている。

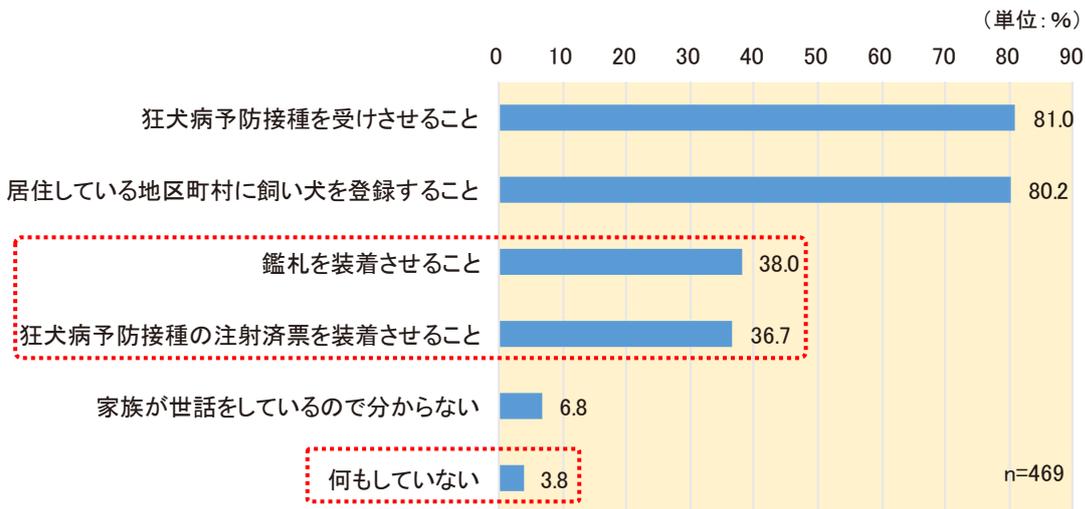
図表 28 犬のトイレのしつけ(SA)



問 20 犬を飼育する場合、飼い主には「居住している市区町村への犬の登録」・「狂犬病の予防接種を受けさせること」・「鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること」が法律で義務付けられています。あなたが飼っている犬に対して行っていることについて、当てはまるものをすべてお選びください。

犬を飼育する場合の飼い主の法的義務のうち行っているものを聞いたところ、「狂犬病の予防接種を受けさせること」と「居住している市区町村への犬の登録」はそれぞれ 81.0%、80.2%と8割を超えている。一方、「鑑札を装着させること」と「狂犬病予防接種の注射済票を飼い犬に装着させること」はそれぞれ 38.0%、36.7%と4割を下回っており、飼い主の対応が大きく異なっている。また、「何もしていない」と回答した人も 3.8%おり、行政における啓発が十分に行き届いていない可能性がある。

図表 29 犬を飼育する場合の法的義務(MA)



図表 30 東京都福祉保健局発行の啓発冊子「犬の飼い方」

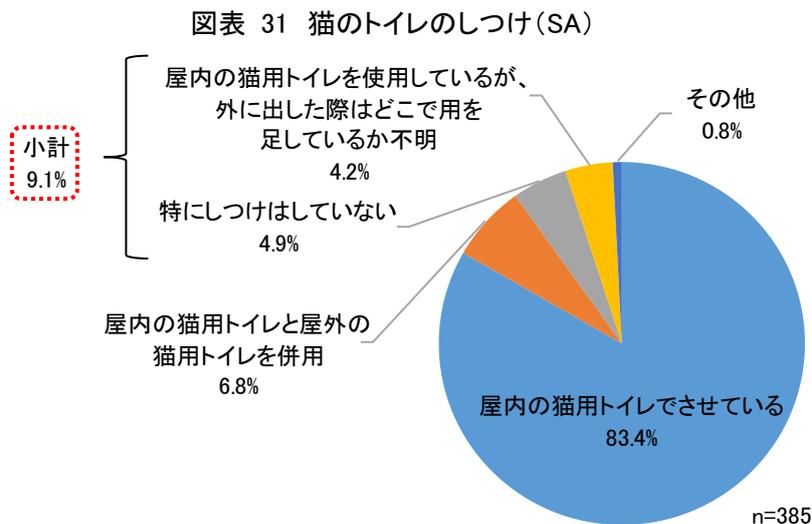


■猫の飼育状況について

問 22 あなたが飼っている猫のトイレのしつけについて、当てはまるものを1つお選びください。

猫のトイレのしつけについて聞いたところ、「屋内の猫用トイレでさせている」が83.4%で突出して高く、次いで「屋内の猫用トイレと屋外の猫用トイレを併用」が6.8%となっている。

「屋内の猫用トイレを使用しているが、外に出した際はどこで用を足しているか不明」(4.2%)や「特にしつけはしていない」(4.9%)とする回答も合わせて9.1%あり、飼い主の目の届かないところで周辺住民の迷惑になっていることが懸念される。



■犬・猫共通の飼育状況について

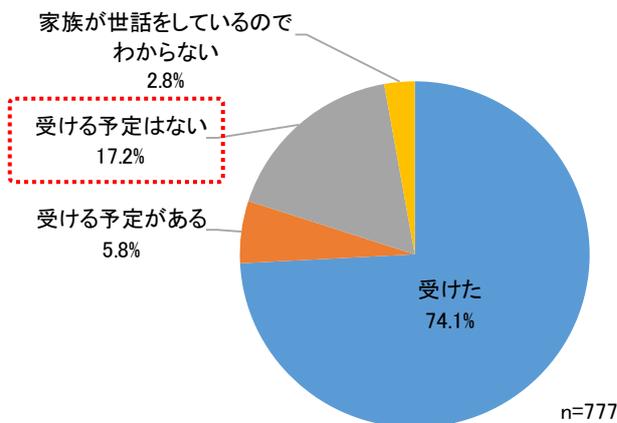
問 24 あなたが飼っている犬や猫は、不妊・去勢手術を受けていますか。当てはまるものを1つお選びください。

飼っている犬や猫が不妊・去勢手術を受けているか聞いたところ、「受けた」とする回答は74.1%となっており、「受ける予定がある」(5.8%)を合わせても8割に届いていない。

不妊・去勢手術を実施した場合、雌は「望まない妊娠がなくなる」、「卵巣や子宮等の病気を予防できる」、「発情期特有の大きな鳴き声やトイレ以外での排尿等の行動がなくなる」等のメリットがある。雄は「精巣や前立腺等の病気を予防できる」、「雌への興味による性的ストレスを軽減できる」、「発情期特有の大きな鳴き声、無駄吠え等の行動がなくなる」等のメリットがある。

そのため、環境省では犬・猫の飼い主に対して不妊・去勢手術の実施を推奨しているが、「受ける予定はない」は17.2%に上っている。

図表 32 不妊・去勢手術(SA)

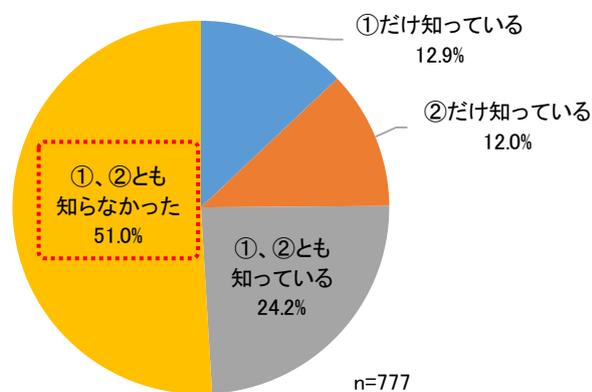


問 32 あなたは、災害等により避難する場合、環境省のガイドライン¹²では「①ペットと一緒に避難する『同行避難』が原則となっていること」や、「②避難所でペットと同じ建物内で過ごせるかどうかは、自治体等に任されていること」を知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。

災害等により避難する場合、環境省のガイドラインでは「①ペットと一緒に避難する『同行避難』が原則となっていること」や、「②避難所でペットと同じ建物内で過ごせるかどうかは、自治体等に任されていること」を知っているか聞いたところ、「①、②とも知らなかった」が51.0%で突出して高くなっている。

一方、「①、②とも知っている」は24.2%にとどまっている。

図表 33 災害時のガイドラインの認知度(SA)



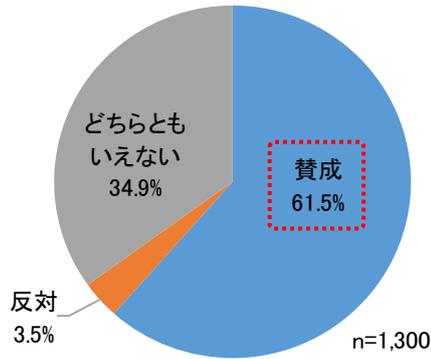
12 環境省のガイドライン:2018年に環境省が発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」のこと。

■ 犬・猫との共生について

問 45 あなたは、自分の住む地域において、野良猫の問題が起こった時の対策として、地域猫活動を行うことをどう思いますか。当てはまるものを1つお選びください。

地域猫活動を行うことをどう思うか聞いたところ、「賛成」が61.5%と突出して高く、「反対」(3.5%)を大きく上回っている。

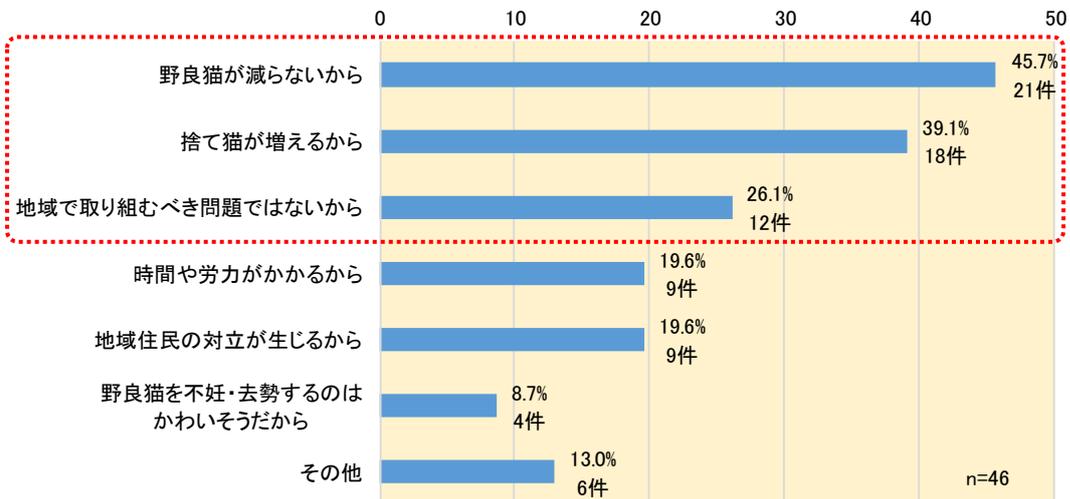
図表 34 地域猫活動を行うことへの賛否(SA)



問 47 地域猫活動に反対の理由について、当てはまるものをすべてお選びください。

地域猫活動に反対の理由について聞いたところ「野良猫が減らないから」が45.7%で最も高く、以下「捨て猫が増えるから」(39.1%)、「地域で取り組むべき問題ではないから」(26.1%)などとなっている。地域猫＝野良猫という、誤った印象が持たれていることが分かる。

図表 35 地域猫活動に反対の理由(MA)



■自由意見

問 48 ペットについて何かご意見や行政(国・県・市町村等)へのご要望があればご記入ください。

ペットに関する意見や行政への要望について自由に記入してもらったところ、365 人から様々な意見が寄せられた。項目別の意見の件数は以下のとおりである。なお、1人が複数の項目にわたる意見を記入している場合は、それぞれを1件として件数を数えた(P.137 以降に主な意見を項目別に掲載)。

図表 36 項目別意見数(延べ件数)

(n=365)

項目		件数
1. 行政に対する 意見・要望	① 飼い主に対する法・規制の導入・強化	70
	② 殺処分の削減	46
	③ 飼い主・住民に対する情報提供・啓発の強化	37
	④ 事業者に対する法・規制の導入・強化	36
	⑤ 飼い主に対する補助制度の創設・拡充	24
	⑥ 自治体の対応への不満	12
	⑦ 動物愛護の推進	11
	⑧ 避難所におけるペット対応の充実	7
	⑨ 飼い主不明犬・猫の譲渡推進	7
	⑩ 地域猫活動への対応	7
	⑪ 野良猫による糞(ふん)・尿被害への対策強化	7
	⑫ その他	37
小計		301
2. 飼い主に対する 意見・要望	① 飼育マナーの改善	46
	② 終生飼育の徹底	35
	小計	81
3. その他	① その他	52
合計		434



(2) 自治体アンケート

① 調査票 A : 動物担当部署

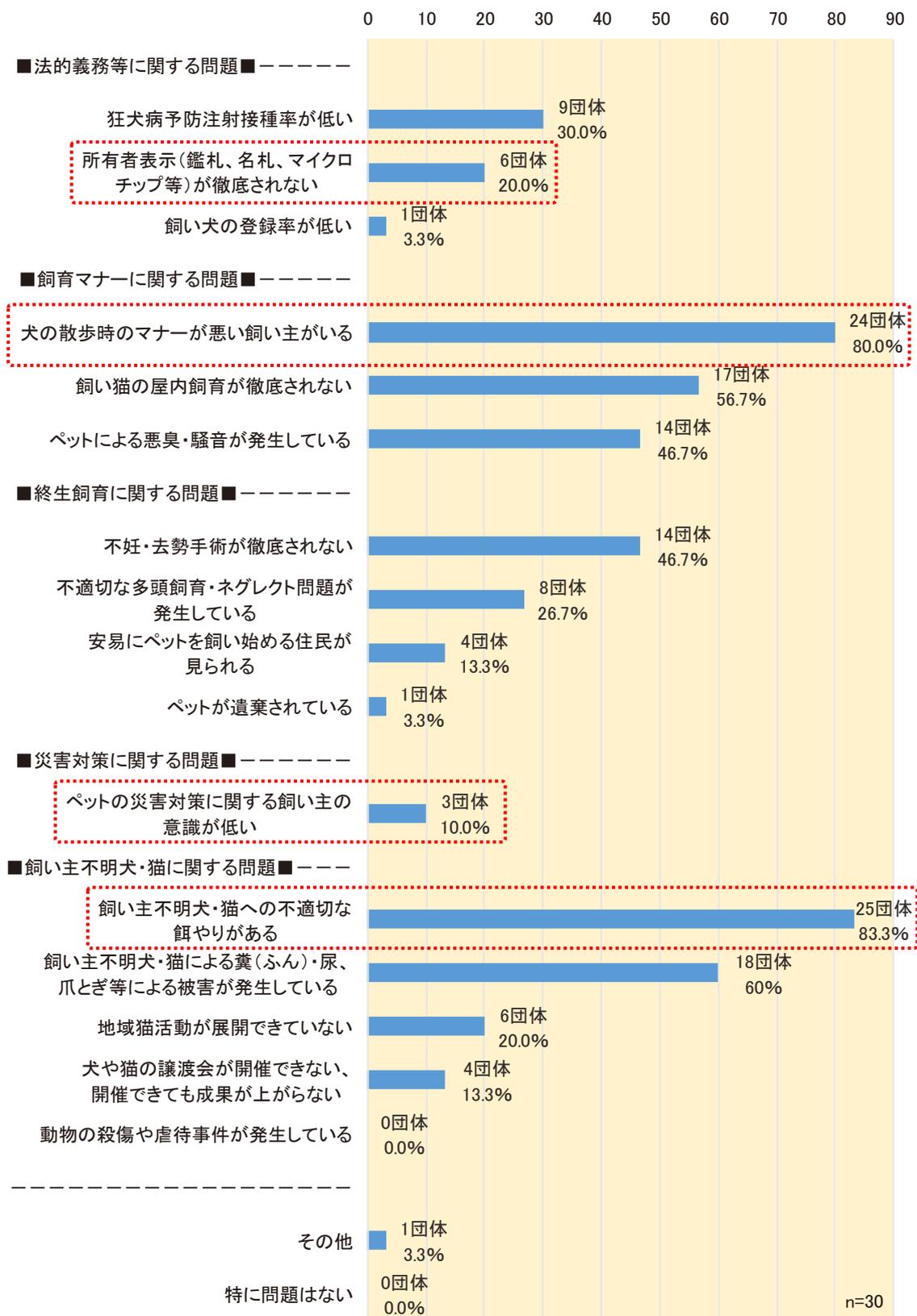
■ ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する問題

問1-1 貴自治体ではペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題がありますか。当てはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題があるか聞いたところ、「飼い主不明犬・猫への不適切な餌やりがある」(83.3%)と「犬の散歩時のマナーが悪い飼い主がいる」(80.0%)が突出して高くなっている。これらを含め「飼育マナー」や「飼い主不明犬・猫」に関することで行政への苦情につながりやすい問題の割合が比較的高い傾向が見られる。

一方、大規模災害が発生した被災地ではペットとの同行避難に係るトラブルやペットの逸走等の問題が生じているが、「ペットの災害対策に関する飼い主の意識が低い」(10.0%)や「所有者表示(鑑札、名札、マイクロチップ等)が徹底されない」(20.0%)は比較的割合が低く、潜在的な問題については自治体の関心が低い可能性がある。

図表 37 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する問題(MA)



■ 飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発

問3-1 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。
(①～⑤の項目ごとにいくつでも)

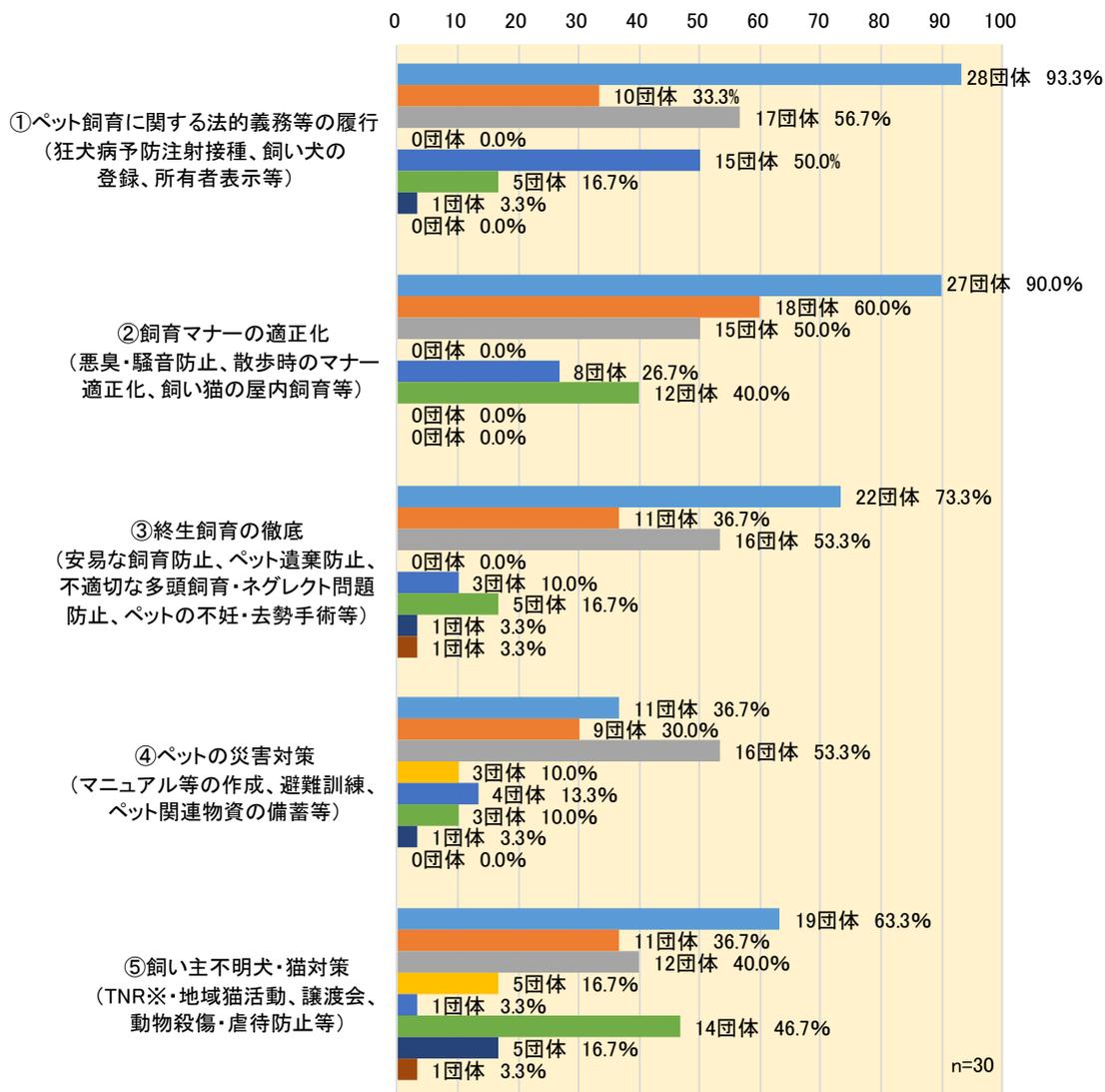
飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発をどのような方法で行っているか、5つの項目に分けて聞いたところ、「市町村の広報紙やホームページにおける情報発信」の割合が「①ペット飼育に関する法的義務の履行」(93.3%)や「②飼育マナーの適正化」(90.0%)など4項目において最も高くなっている。

「国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示」はすべての項目において40～50%台となっており、動物行政に携わる人員に限りがある中で、国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等を積極的に活用している様子がうかがえる。

「イベント・講座等を開催」は「⑤飼い主不明犬・猫対策」や「②飼育マナーの適正化」で割合が比較的高い。

「自治会・町会との連携・意見交換」は3つの項目で0%となるなど全体的に割合が低く、飼い主や住民に対する効果的な啓発の観点で課題の可能性がある。

図表 38 飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発(MA)



※TNR: 飼い主不明犬・猫を捕獲し(Trap)、不妊・去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻す(Return)取組

- 市町村の広報紙やホームページにおける情報発信
- 独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・提示
- 国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示
- 自治会・町会との連携・意見交換
- 飼い主への文書による通知
- イベント・講座等を開催
- 特に啓発は行っていない
- 無回答

■連携したことがある主体と今後連携したい主体

問4-1 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体(実績)と今後連携したい主体(希望)をすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとにいくつでも)

連携したことがある主体(実績)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組において連携したことがある主体について聞いたところ、次のとおり各項目に応じた主体と連携していることが確認できた。

「①ペット飼育に関する法的義務の履行」については、「獣医師会・動物病院」が 83.3%で突出して高い。

「②飼育マナーの適正化」については、「都」(56.7%)や「動物愛護団体・ボランティア」(46.7%)の割合が比較的高い。

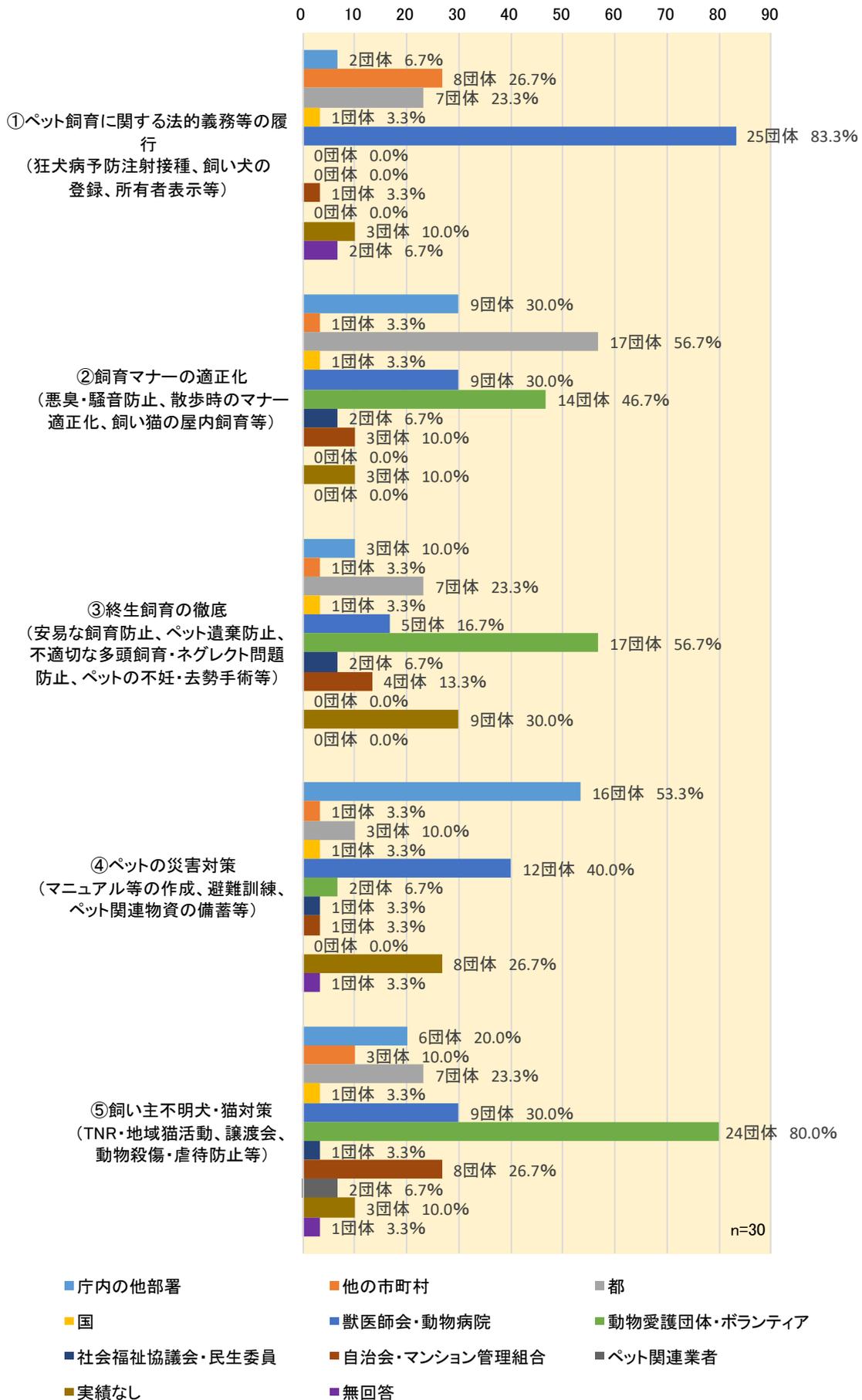
「③終生飼育の徹底」については、「動物愛護団体・ボランティア」が 56.7%で突出して高い。

「④ペットの災害対策」については、「庁内の他部署」(53.3%)や「獣医師会・動物病院」(40.0%)の割合が比較的高い。

「⑤飼い主不明犬・猫対策」については、「動物愛護団体・ボランティア」が 80.0%で突出して高い。

一方、「③終生飼育の徹底」や「④ペットの災害対策」では「実績なし」の割合が比較的高い。

図表 39 連携したことがある主体(MA)

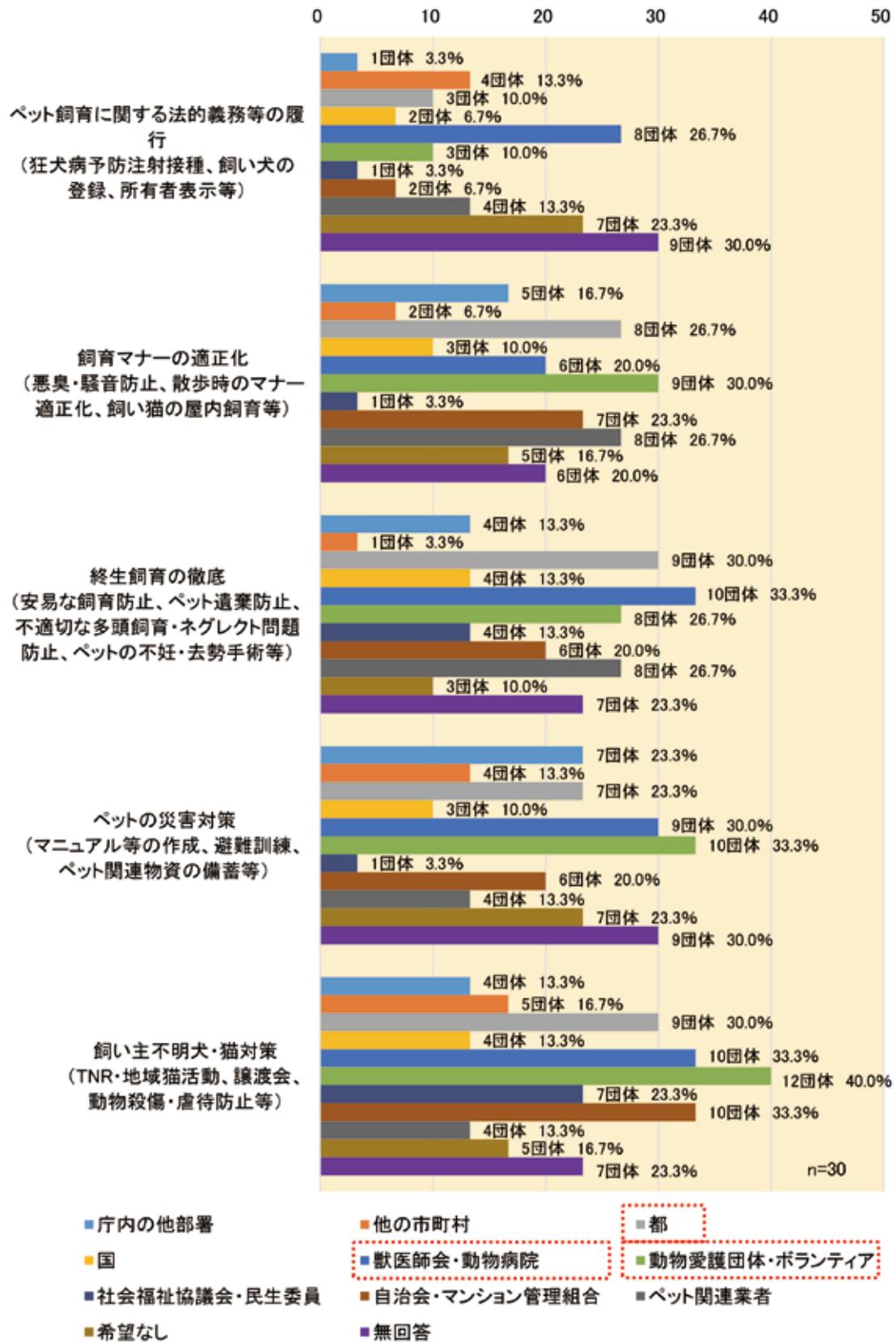


今後連携したい主体(希望)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組において今後連携したい主体について聞いたところ、「獣医師会・動物病院」や「動物愛護団体・ボランティア」、「都」の割合が比較的高くなっている。

「獣医師会・動物病院」は5項目すべてで 20%以上、「動物愛護団体・ボランティア」は3項目で 30%以上、「都」は4項目で 20%以上となっている。

図表 40 今後連携したい主体(MA)

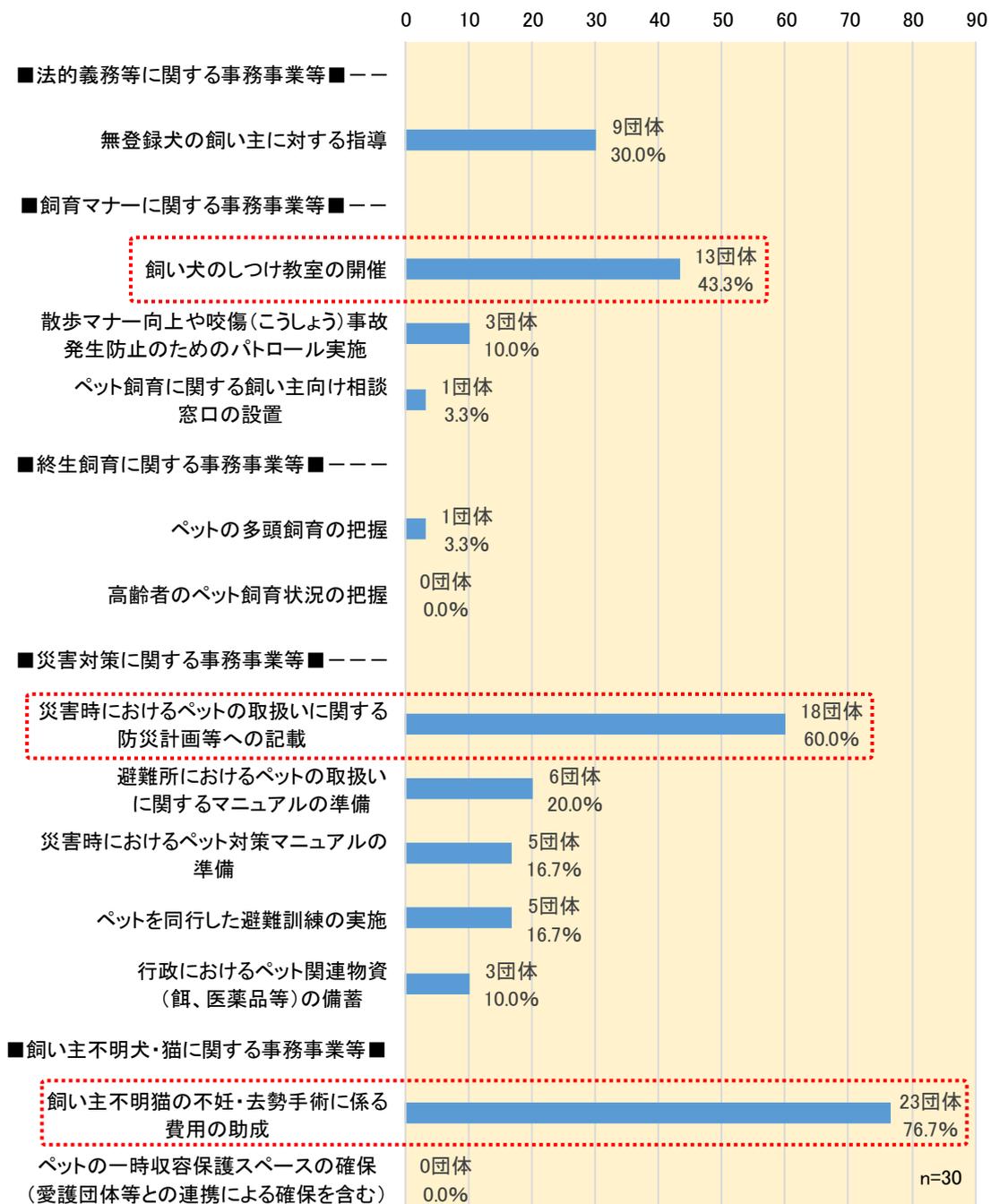


■ ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等

問5-1 以下の表に掲げるペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(1~13)について、貴自治体において取り組んでいるものをすべてお選びください。(いくつでも)

取り組んでいるペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等について聞いたところ、「飼い主不明猫の不妊・去勢手術にかかる費用の助成」が76.7%で最も高く、以下「災害時におけるペットの取扱いに関する防災計画等への記載」(60.0%)、「飼い犬のしつけ教室の開催」(43.3%)などとなっている。

図表 41 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(MA)

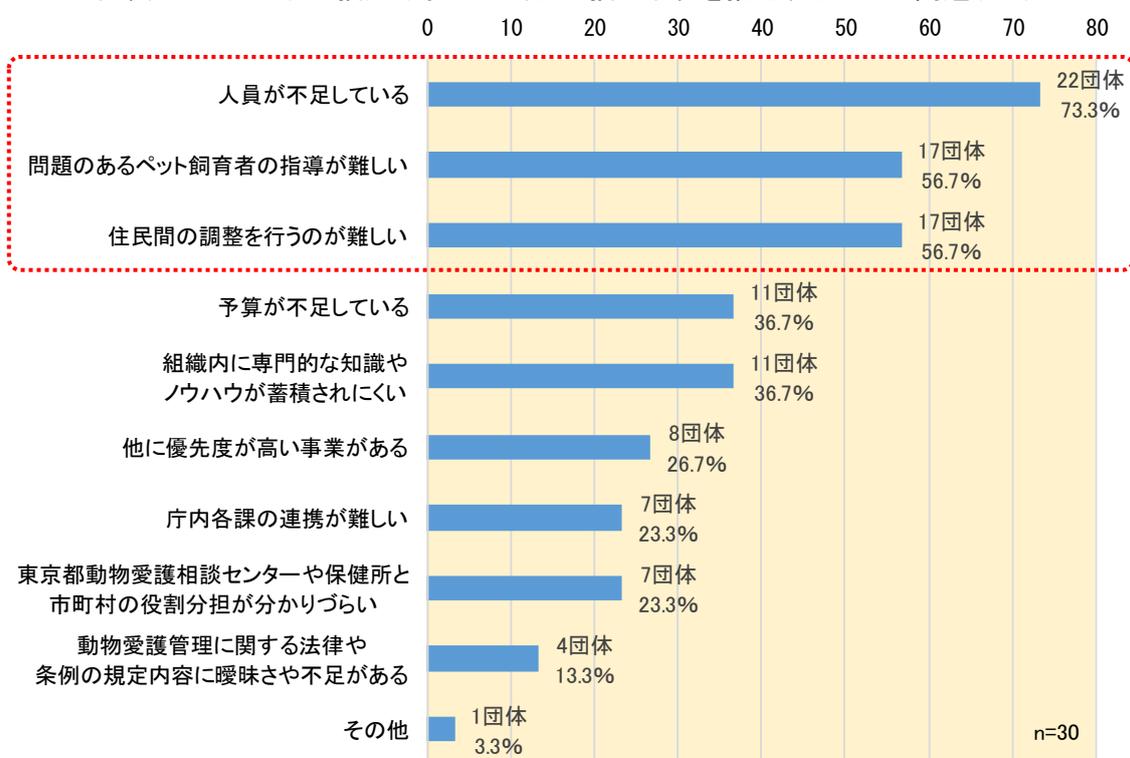


■ ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫の取組を推進する上での問題

問7 貴自治体ではペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組を推進する上でどのような問題がありますか。当てはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組を推進する上でどのような問題があるか聞いたところ、「人員が不足している」が73.3%で最も高く、次いで「問題のあるペット飼育者の指導が難しい」と「住民間の調整を行うのが難しい」といった住民への対応に関する項目がともに56.7%となっている。

図表 42 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫の取組を推進する上での問題(MA)



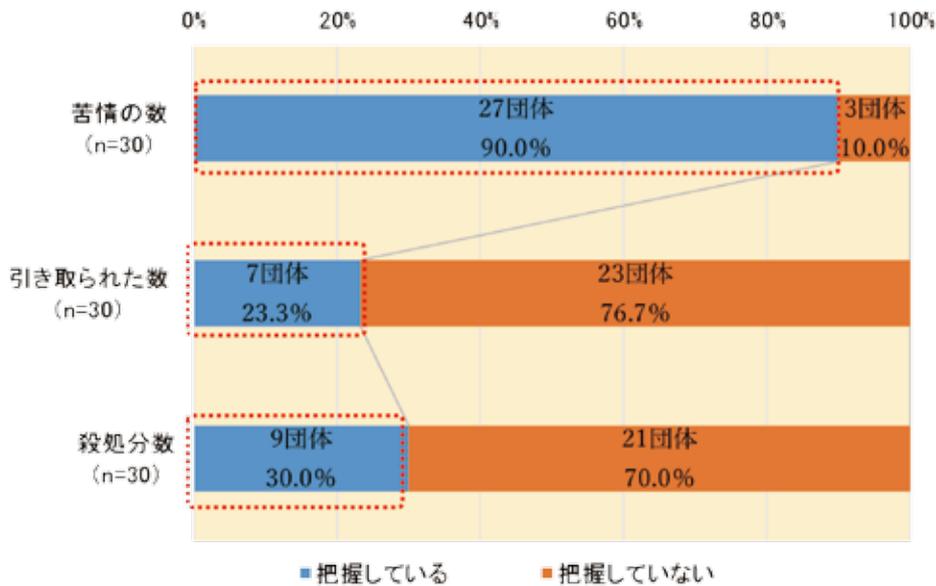
■ 苦情の数、保健所等に引き取られた数及びその殺処分数

問9-1 貴自治体では、ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫(以下「ペット等」という)に関する苦情の数や、貴自治体の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。(1つだけ)
 また、把握している場合、苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減(犬・猫の合計)はいかがですか。当てはまるものをお選びください。(1つだけ)

苦情の数、引き取られた数、殺処分数の把握状況

ペット等に関する苦情の数や住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握しているか聞いたところ、「把握している」の割合は「苦情の数」が90.0%、「引き取られた数」が23.3%、「殺処分数」が30.0%となっている。

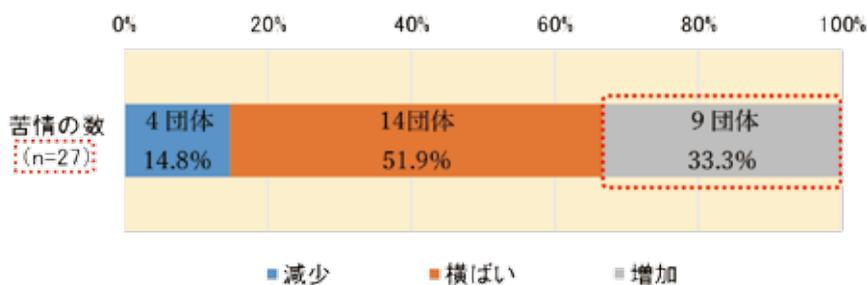
図表 43 苦情の数、引き取られた数、殺処分数の把握状況(SA)



苦情の数の過去3年間における増減

「把握している」団体が多かった「苦情の数」について、過去3年間における増減(犬・猫の合計)を見ると、「増加」が33.3%を占めており、「減少」(14.8%)を大幅に上回っている。

図表 44 苦情の数の過去3年間における増減(SA)



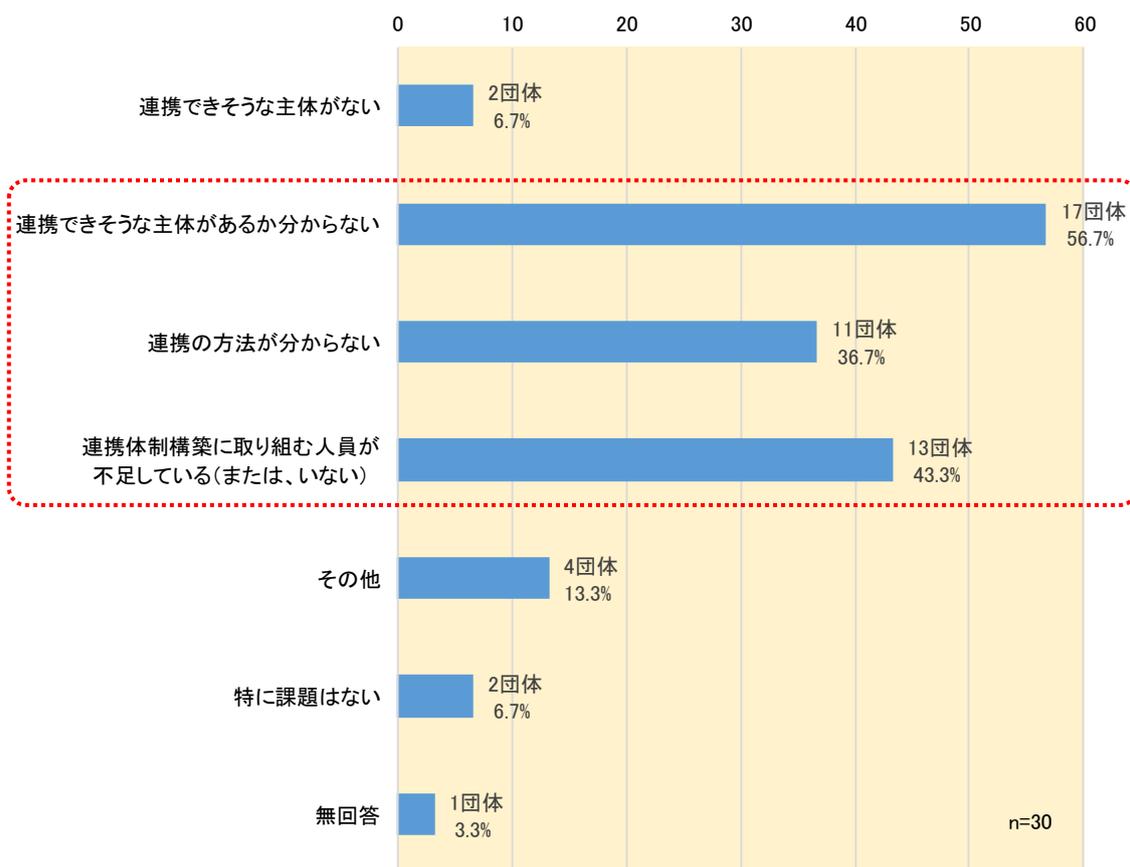
■ 庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合の課題

問11 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合、どのような課題があると考えますか。当てはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合、どのような課題があるか聞いたところ、「連携できそうな主体があるか分からない」が56.7%で最も高く、以下「連携体制構築に取り組む人員が不足している(または、いない)」(43.3%)、「連携の方法が分からない」(36.7%)などとなっている。

「その他」を選択した団体の自由記入の内容は、「既に取り組んでいる(ペット連絡会議)」、「動物愛護相談センターと連携していく必要があると考える」、「自治体内に連携できるボランティア団体等がないため、外で探す必要がある」等となっている。

図表 45 庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合の課題(MA)



② 調査票 B：防災担当課、高齢福祉担当課、障害福祉担当課、生活福祉担当課

■他の部署等と連携したいこと

問2 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に係る問題で他の部署や各種団体、民間事業者、住民等と連携したいことがありましたら、どの主体とどのようなことで連携したいかを記入してください。

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に係る問題で連携したい主体や連携したいことを自由記入方式で聞いたところ、延べ 53 件の回答があった。

なお、1つの回答において連携したい主体や連携したい事項が複数記載されていた場合はそれぞれを1件として件数を数えたため、連携したい主体と連携したい事項の合計数は合致していない。

連携したい主体では「動物愛護団体・ボランティア」が 17 件で最も多く、次いで「獣医師会・動物病院」(10 件)となっている。

連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」が 30 件で最も多く、次いで「ペットの災害対策」(18 件)となっている。

担当課別に見ると、防災担当課は、連携したい主体では「獣医師会・動物病院」(5件)が最も多く、連携したい事項では「ペットの災害対策」(18 件)が最も多い。

高齢福祉担当課は、連携したい主体では「獣医師会・動物病院」と「動物愛護団体・ボランティア」(ともに5件)が最も多く、連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」(13 件)が最も多い。

障害福祉担当課は、連携したい主体が様々な主体に及んでおり、連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」(7件)が最も多い。

生活福祉担当課は、連携したい主体では「動物愛護団体・ボランティア」(6件)が最も多く、連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」(9件)が最も多い。

図表 46 連携したい主体・連携したい事項(自由記入を集計)

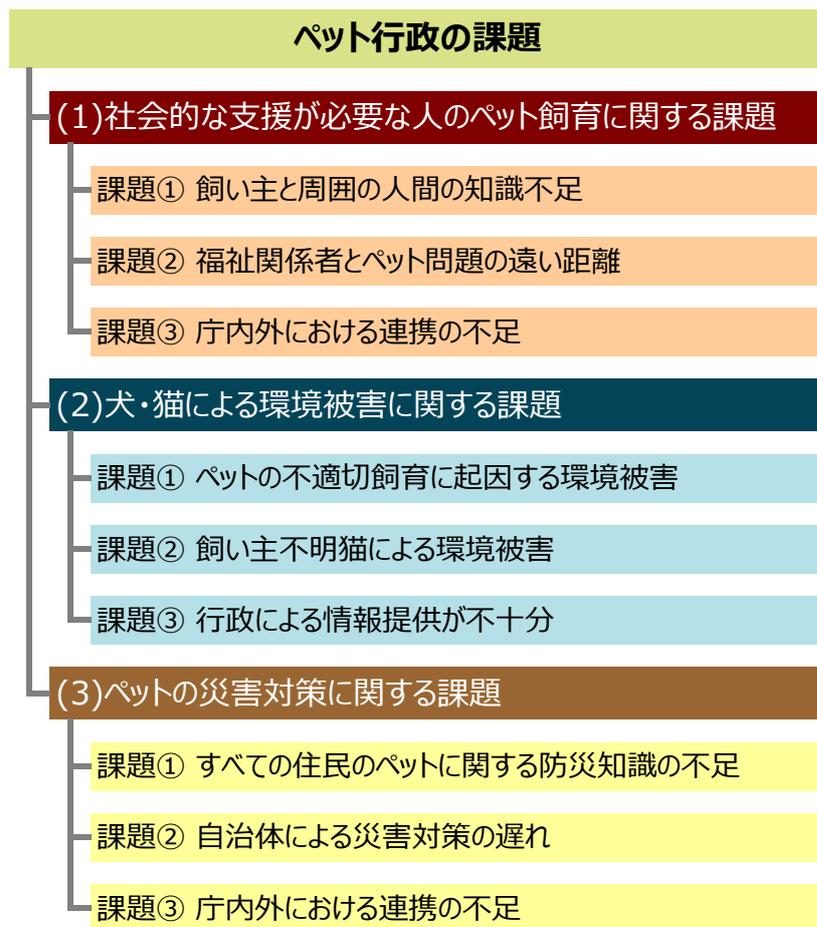
(単位:件)

	連携したい主体										連携したい事項			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	計	①	②	③	計
	庁内の他部署	都(保健所、動物愛護相談センター等)	獣医師会・動物病院	動物愛護団体・ボランティア	社会福祉協議会	住民・自主防災組織・避難所運営組織	学校(避難所施設管理者)	民間事業者	連携先不明	計	ーペットの引き取り・世話	ペットの災害対策	その他	計
防災担当課	2	1	5	4	0	3	2	2	0	19	1	18	0	19
高齢福祉担当課	2	4	5	5	1	0	0	2	1	20	13	0	2	15
障害福祉担当課	2	1	0	2	2	1	0	0	1	9	7	0	3	10
生活福祉担当課	1	2	0	6	0	0	0	0	0	9	9	0	0	9
計	7	8	10	17	3	4	2	4	2	57	30	18	5	53

2.多摩地域におけるペット行政の課題

Ⅱ及びⅢで述べたペット問題や行政施策の現状、Ⅳペット問題の解決に向けた先進事例、Ⅴ-1(1)住民アンケート、Ⅴ-1(2)の自治体アンケートを踏まえて、本項では、ペット行政の課題を「(1)社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題」、「(2)犬・猫による環境被害に関する課題」、「(3)ペットの災害対策に関する課題」に分けて整理する。

図表 47 ペット行政の課題の体系



(1) 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題を整理すると、

- ① 飼い主と周囲の人間の知識不足
- ② 福祉関係者とペット問題の遠い距離
- ③ 庁内外における連携の不足

の3つに集約できる。その詳細は次のとおりである。

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

① 飼い主と周囲の人間の知識不足

東京都動物愛護相談センターによると、飼い主からの動物の引取りは、飼い主の健康問題を理由とするものが約7割を占めている(P.17 参照)。また、動物愛護団体に対するヒアリング調査等でも、ペットの引取り依頼が増えているとの話が聞かれ、その当事者となっているのは、健康や経済状況に不安を持つ社会的な支援が必要な人や、ひきこもりの傾向があり地域から孤立している人、独居の高齢者などであるとのことだった。

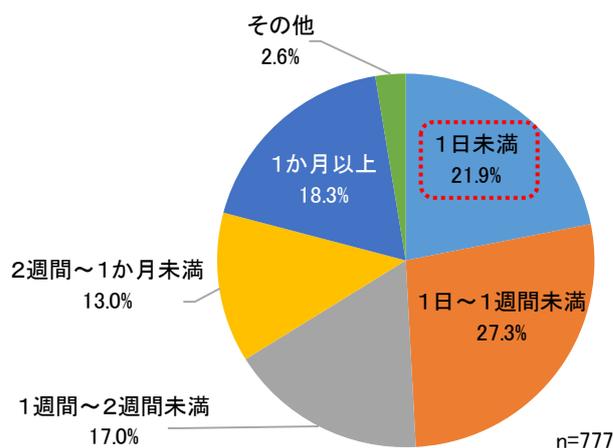
動物を終生に渡って飼育するためには、飼い主の健康や収入が持続することが求められるが、住民アンケートの結果を見ると、全世代のうち、犬や猫を衝動的に飼い始めたと見られる人(購入等に要した期間を「1日未満」と回答した人)が2割を超えているのに加え、犬や猫を飼えなくなった場合の対処方法を考えていない人が3割強に上っている。行政では、ホームページや啓発チラシ等により、住民に終生飼育を呼びかけているが、こうした情報発信は現状では十分に機能していないものと考えられる。

本来は、飼い主や家族など周囲の人間が、責任を十分に認識してからペットを飼い始めなくてはならないが、現状、漫然と飼育を続けている人が少なくないものと見られる。そうした人達に飼い主の自覚を持ってもらい、終生飼育に向けた行動を促すことが求められる。

📌 課題抽出の根拠

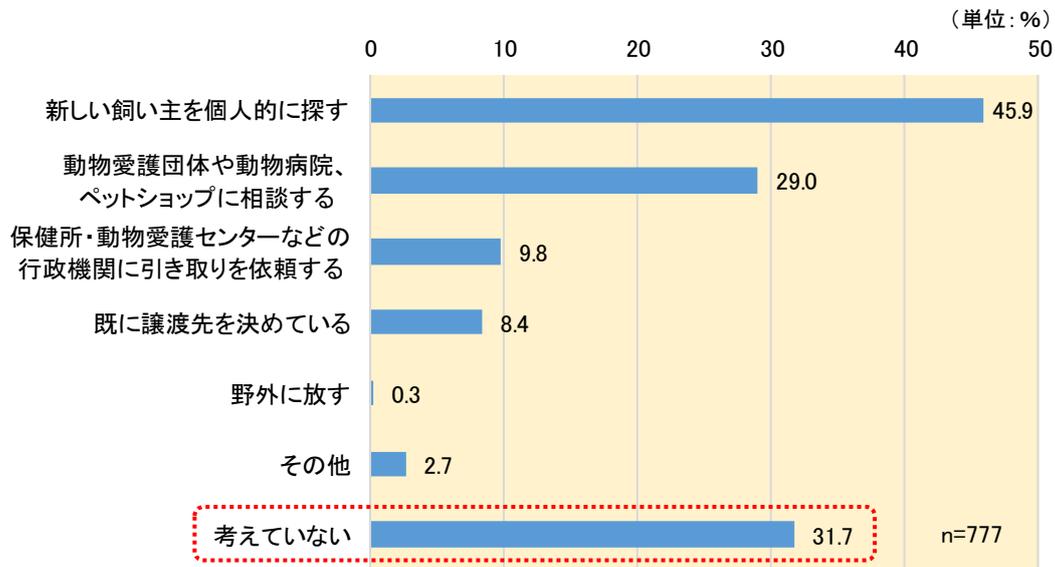
統計データ(東京都動物愛護相談センター)、先進事例調査(どうぶつがかり)、有識者ヒアリング(長野県社会福祉協議会)、住民アンケート、ケーススタディ

図表 48 犬や猫の購入等に要した期間(SA)



(出典)住民アンケート

図表 49 犬や猫を飼えなくなった場合の対応(MA)



(出典)住民アンケート

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

② 福祉関係者とペット問題の遠い距離

自治体アンケートでは、解決に苦慮した内容として社会的な支援が必要な人を当事者とする多頭飼育崩壊や、当事者の健康悪化等によって飼っていたペットの飼育継続に支障が生じた事案が多く挙げられていた。福祉事業者や行政の福祉担当部署において、ペットに関する問題が見過ごされれば、問題が深刻化し、行政の動物担当部署や住宅担当部署における対応が難しくなるほか、住民の健康や経済状況に悪影響を及ぼすことも懸念される。

こうした事態を改善するには、先進事例調査や自治体ヒアリング、ケーススタディ(P.115 参照)で確認されたように、当事者に直接的に関わっている**福祉関係者に対し、社会的な支援が必要な人の飼育するペットに関するトラブルの内容や対応方法、問題解決に向けて連携できる協力先等について、周知を図る**ことが求められる。

自治体の福祉担当部署では、担当している住民がペットに関して問題を抱えていることに気づいたとしても、業務多忙の中で問題への積極的な関与は難しいのが現状かもしれない。しかし、ペットの問題が見過ごされた場合、飼い主である住民の健康や経済状況の悪化など、より深刻な事態を惹起する恐れがある。

👉 課題抽出の根拠

自治体アンケート、先進事例調査(環境省動物愛護管理室、川崎市動物愛護センター、新潟市動物愛護センター、こうが人福祉・動物福祉協働会議、どうぶつがかり、立川市環境対策課・生活福祉課)、ケーススタディ

図表 50 行政が解決に苦慮した事案の当事者、原因、問題の内容(自由記入を集計)

(単位:件)

当事者		件数	原因	件数	問題の内容	件数
A	高齢者	26	イ 飼い主の入院・入所・死亡・失踪・逮捕等	20	① 引き取り先・一時預かり先なし	24
B	生活保護受給者	20	ロ 不適切飼育、飼い主の飼育力低下	9	② 生活環境悪化	10
C	その他支援が必要な人	4	ハ 多頭飼育崩壊	9	③ 経済状態悪化、住居立ち退き要請	5
			ニ その他	4	④ その他	4

(出典) 自治体アンケート

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

③ 庁内外における連携の不足

自治体アンケートにおいて多摩地域でも発生していることが確認された多頭飼育崩壊は、対応が遅れるほど問題が深刻化し、解決方法の選択枝の幅や時間的余裕がなくなることから、早期発見が極めて重要となる。問題の当事者が、社会的な支援が必要な人の場合は、なおさらである。

しかし、自治体ヒアリングでは、問題を早期に察知できる立場にある福祉担当部署から動物担当部署にペット問題に関する情報が迅速に提供されるケースは少なかった。また、動物愛護団体からは、当事者の入院直前のペット引取依頼など、**問題が切迫してから相談される事案が多く**、そうした場合は、引取り先を探す時間的余裕がないなど、**対応が極めて難しい**との話が聞かれた。

先進事例調査やケーススタディで確認されたように、**社会的な支援が必要な人に係るペット問題は、関係者がそれぞれの知見を持ち寄ることで解決が可能となる**ことから、各主体が問題の芽を見逃さないよう努めるとともに、**庁内各課及び庁外の各主体の情報共有を進め、連携を強める**ことが求められる。

👉 課題抽出の根拠

先進事例調査(環境省動物愛護管理室、川崎市動物愛護センター、こうが人福祉・動物福祉協議会、新潟市動物愛護センター、どうぶつがかり)、有識者ヒアリング(長野県社会福祉協議会)、ケーススタディ

(2) 犬・猫による環境被害に関する課題

他人が飼育している犬・猫や飼い主不明猫の糞(ふん)・尿や鳴き声、臭い等による環境被害に関する課題を整理すると、

- ① ペットの不適切飼育に起因する環境被害
- ② 飼い主不明猫による環境被害
- ③ 行政による情報提供が不十分

の3つに集約できる。その詳細は次のとおりである。

犬・猫による環境被害に関する課題

① ペットの不適切飼育に起因する環境被害

住民アンケートでは、犬の散歩中のトイレ(尿)について何もしていない(そのまま放置している)人や飼い猫を屋外に出している人が2割を超える結果であった。

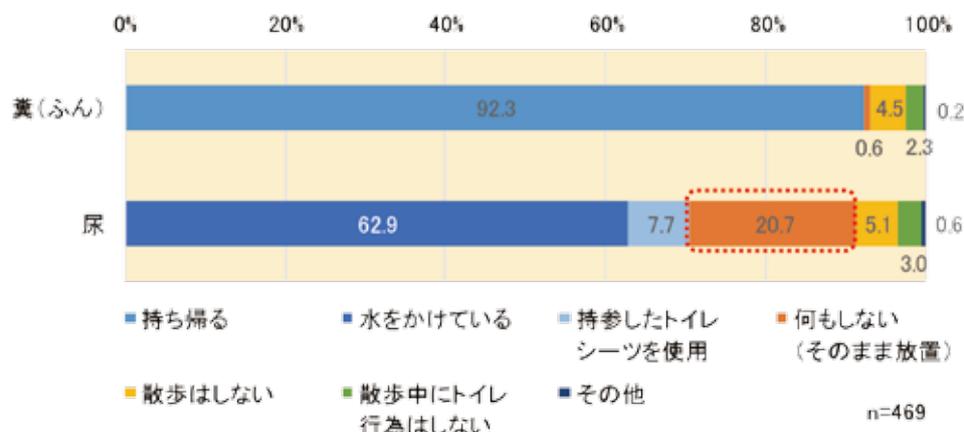
また、東京都福祉保健局が集計した動物に関する苦情件数では、「汚物・汚水等」が突出して多く、次いで「鳴き声」となっている(P.18 参照)。このようにペットの不適切な飼育が生活環境に悪影響を及ぼす中、住民アンケートでは、行政に飼い主に対する法・規制の導入・強化等を、飼い主には飼育マナーの改善を求める声が多かった(P.55 参照)。

行政においては、犬や猫による環境被害を防止するために、**飼い主に対する啓発の取組を強化することにより意識や飼育マナーの改善を図る**ほか、**地域において問題を解決できるよう地域コミュニティの活性化を図る**ことが求められる。

👉 課題抽出の根拠

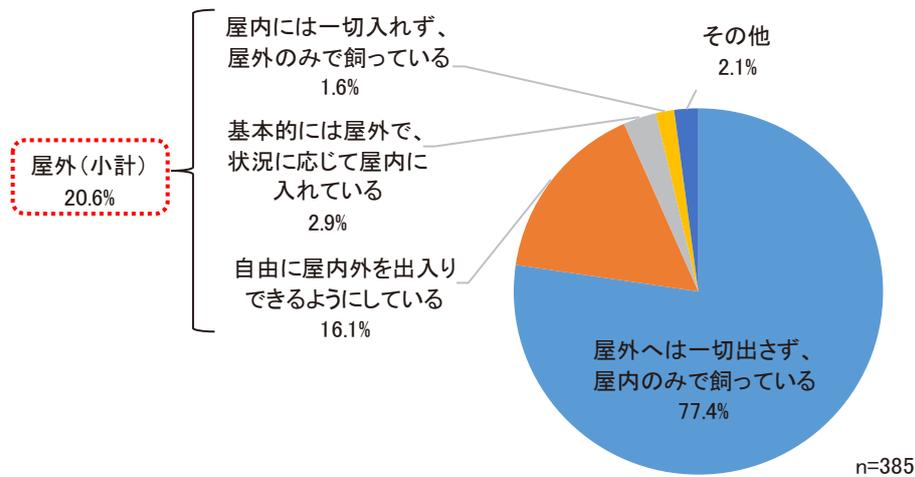
住民アンケート、統計データ(東京都福祉保健局)、自治体ヒアリング(立川市環境対策課)

図表 51 犬の散歩中のトイレ(SA)



(出典)住民アンケート

図表 52 猫の飼育状況(SA)



(出典)住民アンケート

犬・猫による環境被害に関する課題

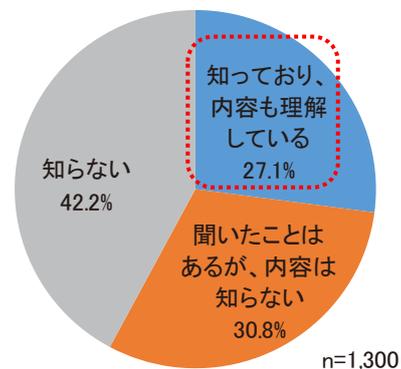
② 飼い主不明猫による環境被害

住民アンケートでは、飼い主不明猫等に関するトラブルは、増えていると感じている人が減っていると感じている人を上回っている(P.135 参照)のに加え、飼い主不明猫による糞(ふん)・尿被害への対策強化を求める意見が寄せられた(P.55 参照)。一方、動物愛護センターや保健所に引き取られる動物には飼い主不明の子猫が多い(P.17 参照)。したがって、生活環境の保全に加え、動物の殺処分削減の観点からも、飼い主不明猫を削減する取組が求められる。

また、自治体ヒアリングや先進事例調査で確認したとおり、飼い主不明猫対策では地域猫活動で成果を上げている自治体が少なくないが、従来、飼い主不明猫対策は餌やりを禁止するものであったのに対し、地域猫活動は猫を地域で管理するものであることから、活動の推進にあたり住民の混乱が懸念される。

実際、住民アンケートにおいても、地域猫活動について「知っており、内容も理解している」人は3割弱にとどまっていることから、**地域猫活動を円滑に推進し成果を上げるためには、動物愛護団体等との連携も検討しながら、十分に地域住民の理解を得て取り組むことが求められる。**

図表 53 地域猫活動の認知(SA)



(出典)住民アンケート

👉 課題抽出の根拠

住民アンケート、自治体ヒアリング(立川市環境対策課)、先進事例調査(環境省動物愛護管理室、長野県上田市生活環境課)、有識者ヒアリング(公益財団法人どうぶつ基金)

犬・猫による環境被害に関する課題

③ 行政による情報提供が不十分

自治体アンケートでは、行政が広報紙やホームページ、チラシ・冊子など、様々な方法により、ペットの飼育マナーの徹底や、飼い主不明猫への対策等について啓発していることが確認された(P.59 参照)。

しかし、前述のとおり、「①ペットの不適切飼育に起因する環境被害」や「②飼い主不明猫による環境被害」が生じていることから、行政による呼びかけがペットの飼い主や飼い主不明猫に餌やりをする人の意識や行動の改善にはつながっておらず、行政による情報提供は十分でない可能性がある。行政が住民に知らせたい情報については、単に住民が情報にアクセスできる状態にしておく(可視化)のにとどまらず、**情報が確実に住民に届くような取組を講じ(見える化)、住民の適切な行動に結び付くようにする**ことが求められる。その際、情報を届けたいターゲットによって、適切な媒体(SNS、ホームページ、広報紙、チラシ・冊子等)を利用することも必要である。

また、自治会等に出向いての環境保全への協力依頼や、ペットや飼い主不明猫に関するガイドラインの策定・周知など、**他の自治体で成果が見られる取組も参考にしながら、より積極的な情報発信を行う**ことが求められる。

課題抽出の根拠

自治体アンケート、住民アンケート、先進事例調査(長野県上田市生活環境課)、自治体ヒアリング(立川市環境対策課)

(3) ペットの災害対策に関する課題

平時においてペットについて行うべき災害に対する備えや災害発生時におけるペットの取扱いに関する課題を整理すると、

- ①すべての住民のペットに関する防災知識の不足
- ②自治体による災害対策の遅れ
- ③庁内外における連携の不足

の3つに集約できる。その詳細は次のとおりである。

ペットの災害対策に関する課題

① すべての住民のペットに関する防災知識の不足

住民アンケートによると、ペット飼育上の不安として災害時の取扱方法を挙げる人が4割で最も高くなっているが、犬や猫のための防災対策をしていない人やペットとの同行避難等を考えていない人がともに約4割に上っているなど、ペット飼育者の防災意識は総じて希薄である。

また、自治体アンケートによると、行政では主に「国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示」(30 団体内 16 団体)や「市町村の広報紙やホームページにおける情報発信」(同 11 団体)により、ペットの災害対策を呼びかけている(P.59 参照)が、飼い主の具体的な行動にはつながっていないと見られる。

一方、東京都動物愛護相談センターは、災害時にはペットに関する一定の対応を行うが、都民の自助が基本となるとしており、実際に大規模災害が発生した自治体へのヒアリング調査でも、発災時は人の救援や安全確保が優先されるため、ペットまで対応が行き届かないとの話があった。

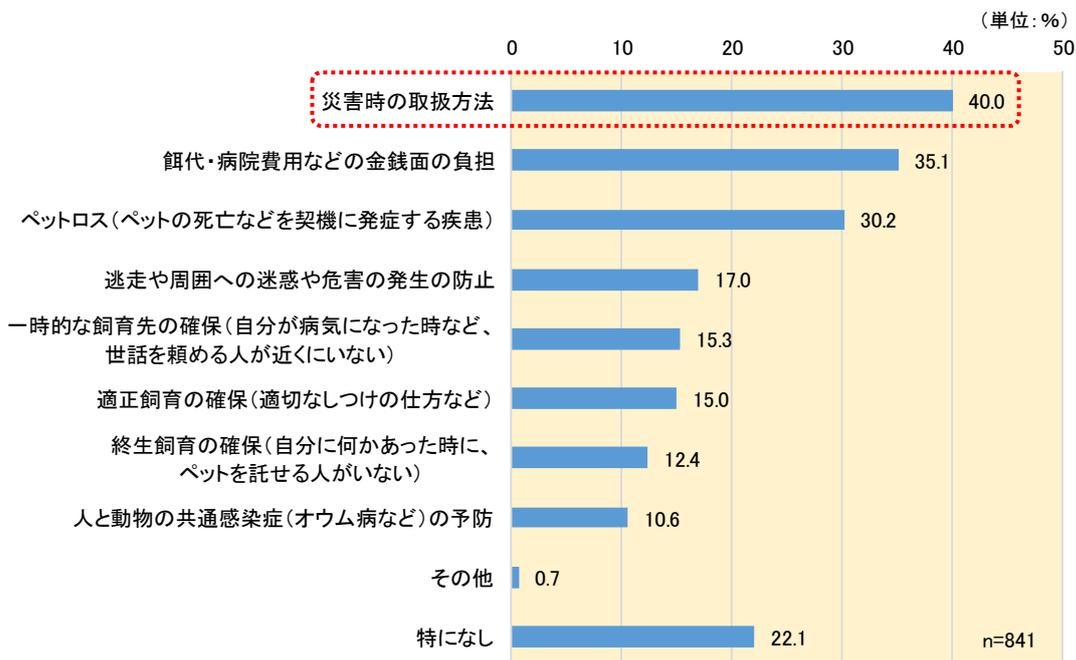
したがって自治体には、飼い主が災害発生時においてもペットと自らの安全や心身の健康を確保できるよう、**ペットの餌等の備蓄や嫌がらずにケージに入るしつけ等の対策をあらかじめ講じておくよう促す**取組が求められる。

また、住民アンケートでは、災害が発生した際、ペットとの同行避難が原則となっていることを知らない飼い主の合計が6割強に上っており(P.53 参照)、ペットを飼っていない人については、同行避難に関する認知度はさらに低いと見られる。大規模災害が発生した被災地では、飼い主と飼い主以外の住民との間で避難所におけるペットの取扱いについてトラブルが生じていることから、ペットを飼っていない人に対しても、災害時のペット対応について、啓発を図ることが求められる。

📌 課題抽出の根拠

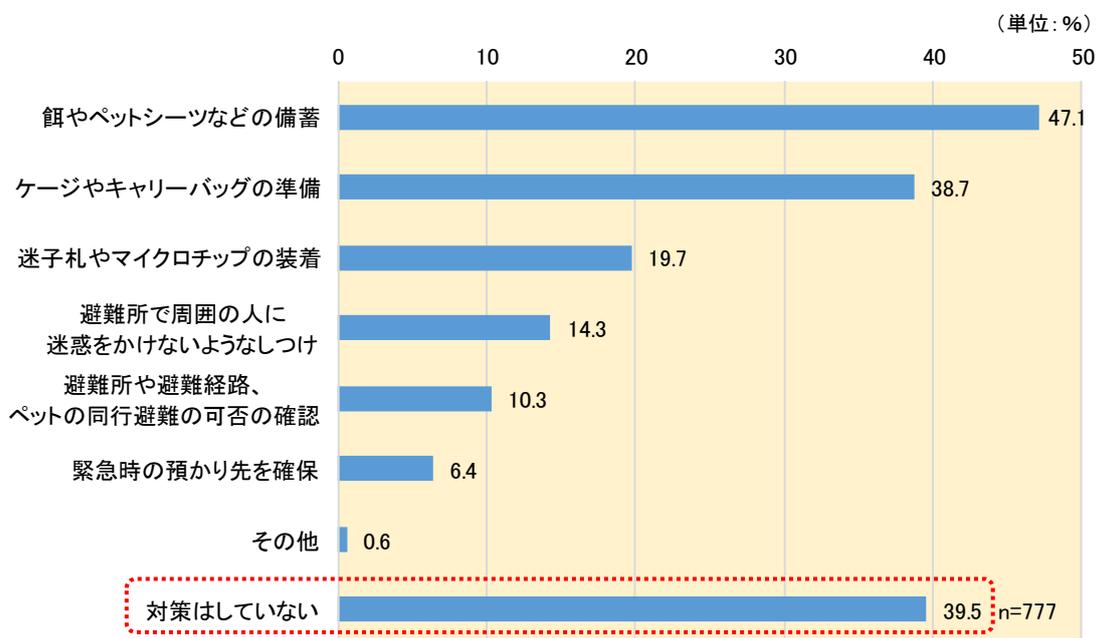
住民アンケート、自治体アンケート、有識者ヒアリング(株式会社危機管理教育研究所)、先進事例調査(東京都動物愛護相談センター、熊本市動物愛護センター、熊本県上益城郡益城町危機管理課)

図表 54 ペット飼育上の不安(MA)



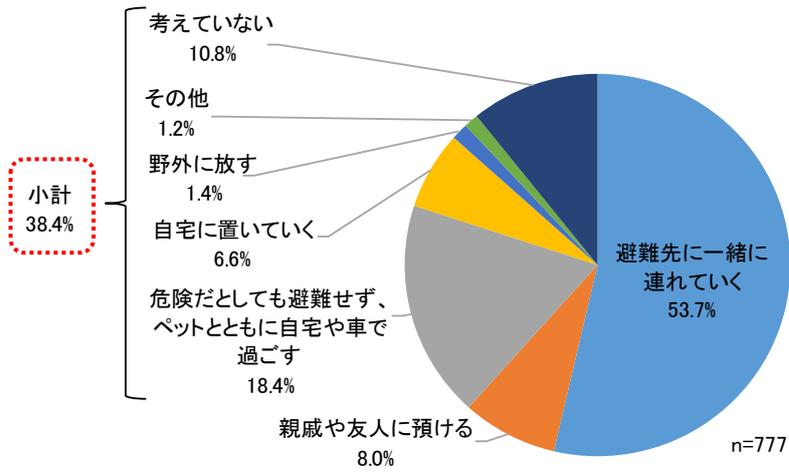
(出典)住民アンケート

図表 55 犬や猫のための防災対策(MA)



(出典)住民アンケート

図表 56 災害時の犬や猫の取扱い(SA)



(出典)住民アンケート

ペットの災害対策に関する課題

② 自治体による災害対策の遅れ

自治体アンケートによると、災害発生時におけるペットの取扱いが今後問題になりそうとする自治体が9割に上っている(P.149 参照)。

実際に大規模災害に見舞われた自治体では、住民が飼育していたペットの逸走や避難所におけるペットの取扱いをめぐる住民間のトラブルなど、さまざまな問題が矢継ぎ早に生じ、限られた人員でその対応に追われている。

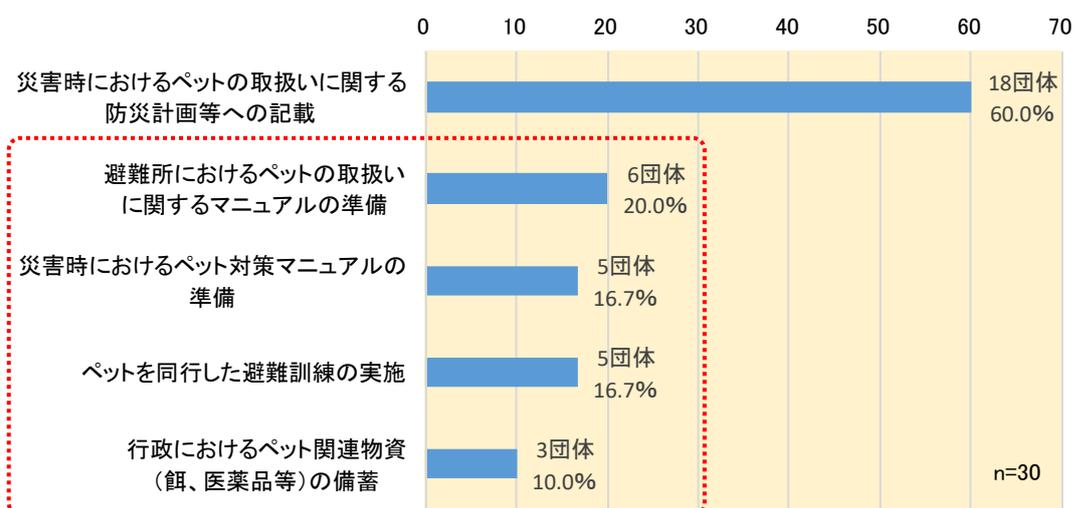
また、自治体アンケートによると、「避難所におけるペットの取扱いに関するマニュアルの準備」や「災害時におけるペット対策マニュアルの準備」等は取り組んでいる自治体が2割以下となっている。

災害発生時にペット関連の問題の対応に追われないよう、これまで**他の地域で発生した災害の教訓を生かしながら、災害への対応力を強化することが求められる。**

👉 課題抽出の根拠

自治体アンケート、有識者ヒアリング(株式会社危機管理教育研究所)、先進事例調査(熊本市動物愛護センター、熊本県上益城郡益城町危機管理課、川崎市動物愛護センター、新潟市動物愛護センター)

図表 57 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(MA、P.64 図表 41 の「災害対策に関する事務事業等」の部分)を再掲)



(出典)自治体アンケート

ペットの災害対策に関する課題

③ 庁内外における連携の不足

大規模災害が発生した場合、防災担当部署の職員は、災害対策本部の運営等に携わることとなり、避難所の運営を防災に関する知識や経験の少ない他部署の職員が担わなければならない事態も十分に想定される。避難所にペットを同行した住民が訪れることは珍しくなく、あらかじめ自治体として避難所におけるペットの飼育場所等を定めていないと、避難所に配置された職員は個別判断を迫られることとなる。

自治体アンケートでは、ペットの災害対策において動物愛護団体や都、自治会と連携したいと考えている自治体が多い(P.63 参照)が、連携の実績は少ない(P.61 参照)ことが確認された。

また、災害対策においてペット関連の主管課とすべきと回答があった部署が、防災担当部署と動物担当部署に分かれており、庁内での認識に差異があると見られる。したがって、ペットの災害対策においては、庁内外の連携に改善の余地があると考えられる。

👉 課題抽出の根拠

自治体アンケート、有識者ヒアリング(株式会社危機管理教育研究所)、先進事例調査(熊本市動物愛護センター、熊本県上益城郡益城町危機管理課、川崎市動物愛護センター)

図表 58 災害対策において主管課とすべき部署

(単位:団体)

回答の内容	動物業務を 主管する課 (環境課等)	その他の課
動物業務を 主管する課 の回答結果 (n=9)	2	6 (防災担当課) 1 (動物担当課 と防災担当課)
その他の課 の回答結果 (n=18)	11	7 (防災担当課)

注:カッコ内は具体的な回答内容

(出典)自治体アンケート

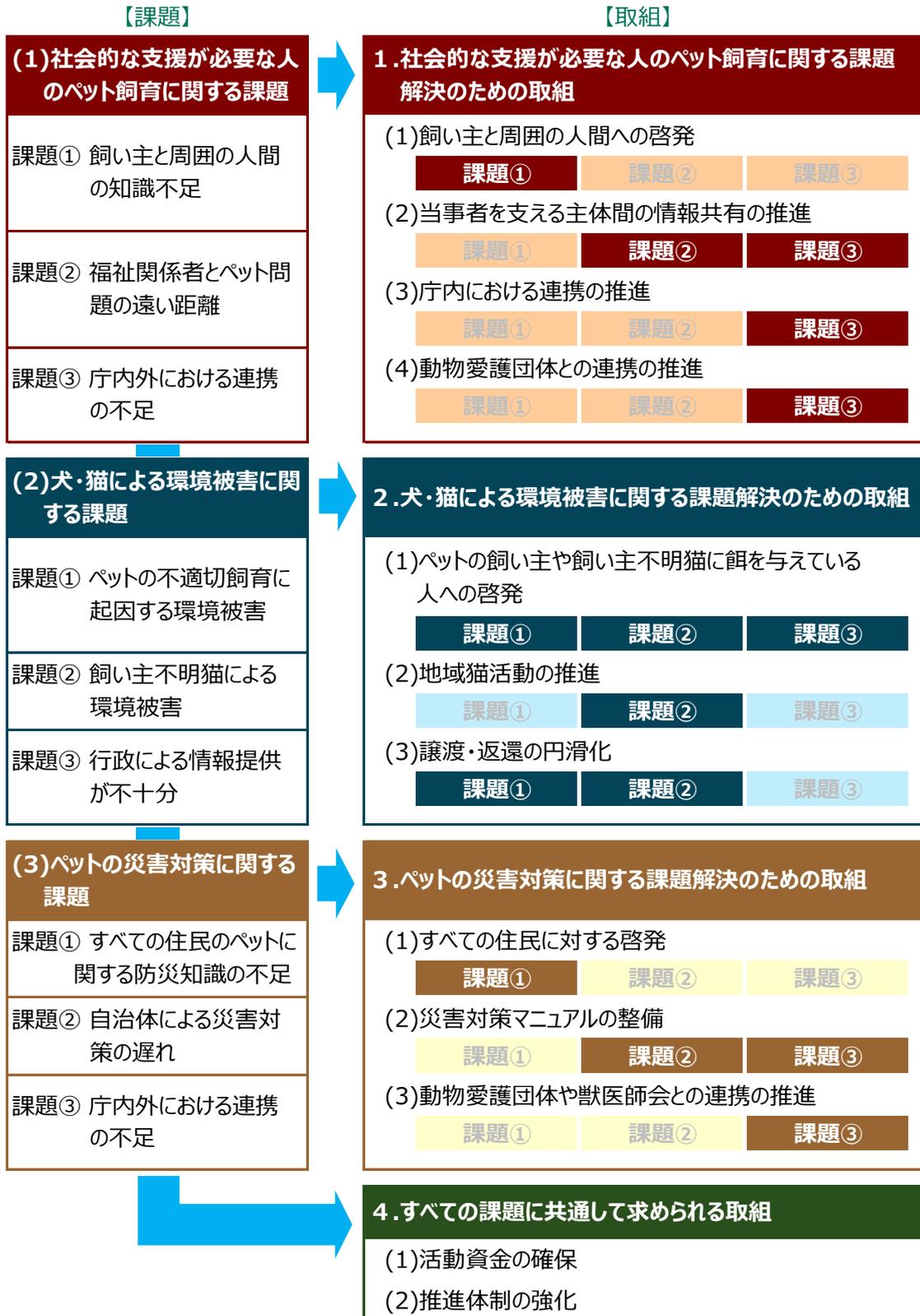


VI. 多摩地域におけるペットに関する課題解決のための取組

前章では、多摩地域におけるペット行政の課題を「(1)社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題」、「(2)犬・猫による環境被害に関する課題」、「(3)ペットの災害対策に関する課題」に分けて整理した。

本章では、これら3つの課題ごとに、その解決のために求められる取組を示す。

図表 59 ペット行政の課題及び課題解決のために求められる取組

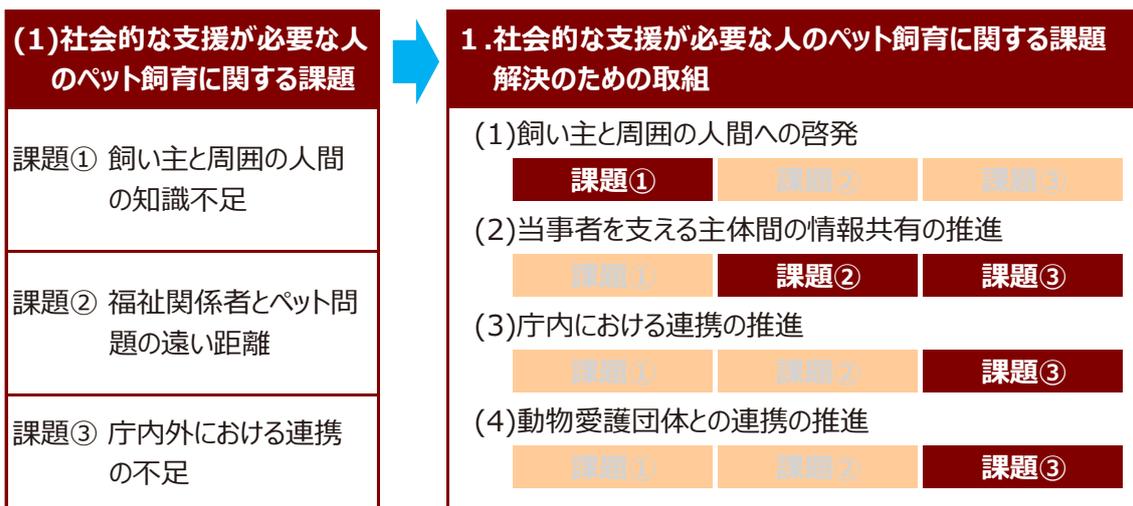


1. 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」では、社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題を、以下の3つに集約した。

本項では、これら課題の解決のために必要な取組について整理する。

図表 60 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題及び課題解決のための取組



社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(1) 飼い主と周囲の人間への啓発

☞ペットに関する正しい知識を身に付けてもらうために

【現状・取組の内容】

社会的な支援が必要な人を当事者とする多頭飼育崩壊や飼育放棄等の要因の一つとして、飼い主や周囲の人間の適正飼育や終生飼育に対する理解不足、不注意等が考えられる。したがって、動物の生態(習性、疾病、繁殖力、寿命等)や、飼い主に求められる責任(近隣への配慮、終生飼育、繁殖制限等)について、飼い主や周囲の人間が正しい知識を身に付けられるよう、様々な媒体による発信やルール作りを通じて啓発を図ることが必要である。

飼い主や周囲の人間の啓発のために、様々な媒体による広報活動に注力している基礎自治体は多い。また、条例や指針を制定して、啓発を図っている基礎自治体が見られる。

【取組のポイント】

自治体の広報活動は、広報紙やホームページ・SNS、ポスター・チラシ・冊子、イベントなど多様な媒体によって行われる。媒体によって、情報の認知プロセスや情報量、情報が認知される対象等が異なる。

広報活動の推進に当たっては、**広報の目的やターゲットを明確にした上で、各媒体の特性を踏まえて適切な媒体を選択する**必要がある。

一方、条例・指針を制定する効果としては、様々な主体が連携する際、**活動の拠り所となり、円滑な意思決定や迅速な行動につながる**ことなどが挙げられる。例えば、行政が多様な理念を有する動物愛護団体との連携を検討する際の判断基準にできる。また、条例・指針は、**住民間の意見の対立を調整する際に活用する以外にも、飼い主や住民等に対する高い啓発効果**も期待できる。

目的達成のために実効性の高い条例や指針を策定するには、関係者と調整を行い合意形成した上で、関係する法令や計画等を理解しそれらと整合させるといった工程を経ることが必要である。

条例・指針を制定している自治体では、**地域の動物愛護団体や動物愛護センター、有識者等の意見を踏まえて作成することで連携体制の構築を図るとともに、地域の実態に即した有用性の高いもの**とすることができる。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(1) 飼い主と周囲の人間への啓発	■ 広報活動の推進	
	終生飼育や適正飼育、災害対策を促す啓発冊子「ペットとくらす さしすせそ」を作成	神奈川県川崎市 (P.27)
	行政（市及び県）と動物愛護ボランティア、福祉関係者等が連携してペット飼育に関する啓発チラシを作成	滋賀県甲賀市 (P.33)
	■ 条例・指針の策定	
	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を制定（2005年）	神奈川県川崎市 (P.27)
	「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」を制定（2009年）	東京都立川市 (P.30)
	「神戸市人と猫との共生に関する条例」（2017年）、「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」（2019年）を制定	兵庫県神戸市 (P.36)

 取組のヒント②

ペットに関するエンディングノートを作成して高齢者の啓発に活用

－市民活動グループどうぶつがかり、一般社団法人はまなす（新潟県新潟市）－

体力や認知機能の衰えや、持病の悪化等により、ペットの世話が十分にできなくなる高齢者は少なくない。2015年に設立された市民活動グループどうぶつがかりは、そうした高齢者に代わり、ペットの散歩や食事の世話、トイレ掃除、譲渡のサポート等を行っている。市民活動グループどうぶつがかりは新潟市の「にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金」を受けて、グループ代表の三浦真美氏が立ち上げた。「高齢者の見守りにつながり、生きがいをサポートできること」が補助金交付事業として採択された最たる理由である。

補助金はチラシやホームページの作成、動物用の衛生用品の購入等に利用しており、サービスの利用料金は一般のペットシッターの半額程度としている。

また、高齢者の遺言作成や成年後見等を支援する一般社団法人はまなす代表の秋山貴子氏等と連携して、飼い主が亡くなった後のペットの取扱い等を記載する「飼い主からのおねがいノート」を作成し、高齢者の啓発に活用している。市の動物愛護センターとも協働しており、2019年には「ペットを守るための遺言書」を作るためのワークショップを共催した。

高齢者の飼育するペットに関する問題は全国的に関心が高まっており、県外のイベントにも招かれ、講演を行っている。



「飼い主からのおねがいノート」

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(2) 当事者を支える主体間の情報共有の推進

☞社会的な支援が必要な人に係るペット問題に、連携して対応するために

【現状・取組の内容】

社会的な支援が必要な人のペット飼育に係る問題の予防や早期発見には、当事者の支援にあたっては福祉事業者、民生委員や行政の福祉担当部署等の福祉関係者による察知、対応が必要である。

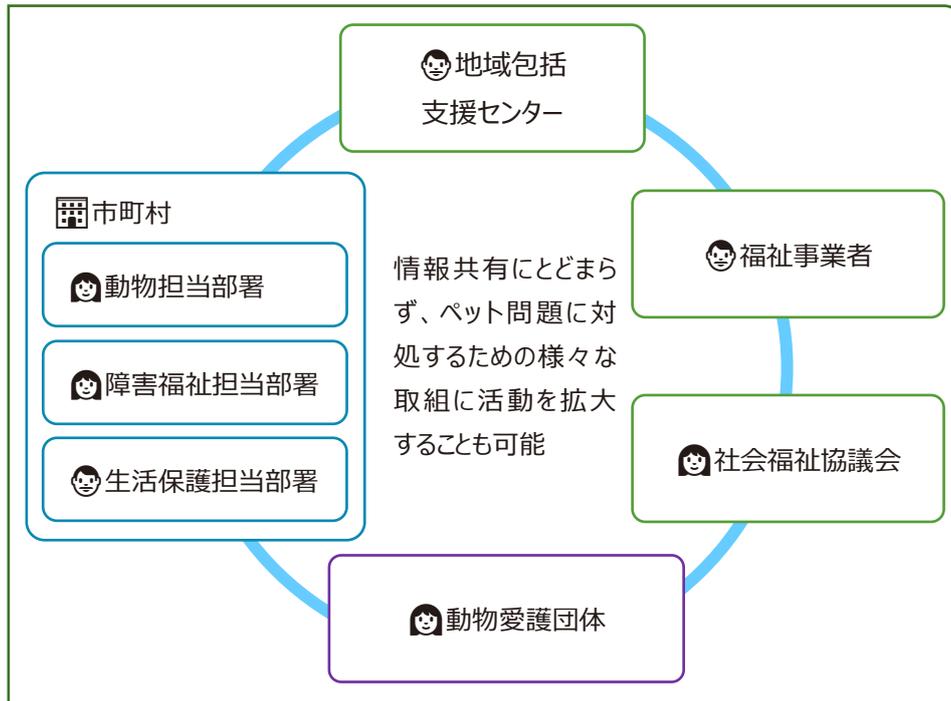
また、ペット問題はその飼い主の有する特性(心身の健康状態や経済状況等)に関する問題も合わせて解決することが求められることから、各問題に対応できる庁内外の関係者の連携を推進する必要がある。

【取組のポイント】

当事者を支える各主体が、連携して問題の予防や早期発見・早期対応を行うには、ペット問題の実態や、各主体が有する機能や活動内容について、情報共有を図ることが重要である。その方法としては、動物担当部署と福祉関係者等が集う新たな会議体を立ち上げる方法と、既存の福祉関係等の会議体を活用する方法がある。

新たな会議体を立ち上げる方法の例としては、甲賀市の「こうが人福祉・動物福祉協働会議」(P.33 参照。会議体の参加主体の例はP.89 の図表参照)がある。2018年3月以降、原則月に1回開催されているこの会議では、当初、行政や動物愛護団体、社会福祉協議会等の参加者によるペット問題についての情報共有や各団体が抱えている問題の相談が行われていたが、現在ではそれらに加え、**ペット問題を防止するための啓発チラシづくりが行われるなど、活動の幅が広がっている**。会議発足のきっかけは、市内で多頭飼育崩壊が相次いで発生したことであり、そのため参加者の問題意識は高く、加えて会議の設立や運営を主導する力のある主体が複数あったことなどから、会議が設立されただけでなくその後の活動も活発に行われており、やや特殊な例とも言える。

図表 61 新たな会議体を立ち上げる場合の参加主体(例)



一方、既存の福祉関係等の会議体を活用する方法は、川崎市や新潟市等で取り組まれているなど事例が複数見られる。情報共有の方法としては、ヘルパーや介護ボランティア等の福祉関係者への啓発冊子の配布や、各主体が開催している会議に出向いてペット問題の事例や行政の施策を説明したり、情報提供の呼びかけをしたりするような取組がある。既存の会議体を活用するため、甲賀市の会議のように情報共有以外に活動の幅を広げるには制約があるが、比較的取り組みやすいと言える。

社会的な支援が必要な人を当事者とするペット問題への対応のために活用できる会議体としては、地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会、自立支援協議会、地域ケア会議、民生委員の定例会等がある。

図表 62 社会的な支援が必要な人を当事者とするペット問題への対応のために活用できる会議体とその参加主体(例)

地域包括支援センター運営協議会
有識者、医師会、医療従事者、民生委員、介護サービス事業者、住民、地域包括支援センター
介護保険運営協議会
有識者、医師会、薬剤師会、民生委員、介護サービス事業者、地域包括支援センター
自立支援協議会
医師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設事業者、医療機関、ハローワーク、障害者就労生活支援センター、障害者団体、特別支援学校
地域ケア会議（全体会議）
自治会、民生委員、医師会、薬剤師会、介護サービス事業者

(出典)社会福祉法人全国社会福祉協議会「多機関の協働による包括的相談支援体制に関する実践事例集」、東京都立川市「地域包括支援センター運営協議会議事録」、広島県大竹市「自立支援協議会議事録」を基に作成

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)当事者を支える主体間の情報共有の推進	■新たな会議体を構築して情報共有 「こが人福祉・動物福祉協働会議」を開催（市福祉部署・環境部署、県、ボランティア等が参加）。会議で問題事案への対応方法を記載したフローチャートを作成し、民生委員やケアマネ等に配布	滋賀県甲賀市 (P.33)
	■既存の会議体を活用して情報共有 啓発冊子をヘルパーや介護ボランティア、民生委員等にも配布するとともに、問題事案があれば連絡するよう依頼	神奈川県川崎市 (P.27)
	民生委員の定例会に市の動物愛護センター職員が参加し、ペット問題の事例を説明するとともに、情報提供を依頼	新潟県新潟市

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(3) 庁内における連携の推進

㊦ 動物担当部署以外の部署におけるペット問題に対する認識を変えるために

【現状・取組の内容】

社会的な支援が必要な人を当事者とするペット問題を予防したり、早期発見・早期対応を図るためには、動物担当部署と福祉担当部署との間で、情報が共有される必要がある。

そのため、一部の自治体では、ペットに係る諸問題について、庁内で連携して取り組もうとする動きが見られ、自治体ヒアリングや自治体アンケートでは、多摩地域の自治体においても、社会的な支援が必要な人の飼うペットに関する問題について、関係部署間で連絡を取り合っている状況が確認された。

【取組のポイント】

福祉担当部署や防災担当部署など**動物担当部署以外では**、人の安心・安全の確保を第一に考え、**ペットの保護が人の福祉につながる**ことが理解されにくい傾向がある。また、動物担当部署以外では、犬や猫を終生にわたって飼育するには多額の費用がかかることや、不妊・去勢手術をしなければ多頭飼育崩壊のリスクがあること等の**ペットに関する知識や理解が不足している**ことも少なくないと見られる。

したがって、庁内における連携を推進するには、**動物担当部署とその他の部署が相互に情報を共有できる体制を構築**する必要がある。また、自治体においては人事異動があることから、そうした取組は**繰り返し定期的に行い、担当者が異動する場合は引き継いでおく**必要がある。

一方、前述の甲賀市では、更に進んでいる取組として、市として「我が事・丸ごと」をスローガンとした「地域共生社会」づくりを推進しており、複数の主体が関与する「こうが人福祉・動物福祉協働会議」は、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」に転換する先駆けとなる取組と位置付けられている。また、福祉分野の各部署で対応している住民からの相談ごとを一括して受け付ける総合窓口を設ける自治体が増えているが、これも分野横断的に行政課題の解決を目指す取組の一つである。

このように、**縦割り組織の弊害を改善し、ペット問題における部署間連携を推進する**といった工夫も検討する必要がある。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(3)庁内における連携の推進	動物担当部署から福祉担当部署に対し、ペット問題に関する情報提供を依頼するとともに、連携して問題事案に対応	東京都立川市 (P.30)
	「こが人福祉・動物福祉協働会議」を開催。市からは福祉部署・環境部署が参加（再掲）	滋賀県甲賀市 (P.33)
	「地域みまもり支援センター」を各区に設置し、高齢者担当、福祉担当、衛生担当等が連携して包括的に対応	神奈川県川崎市 (P.27)

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(4) 動物愛護団体との連携の推進

☞ ペット問題が発生した際に、協働して対応するために

【現状・取組の内容】

高齢者等社会的な支援が必要な人が、体調悪化等によりペットの飼育を継続できなくなり、かつペットの引取先を見つけられなかった場合に、動物愛護団体が一時的に預かったり、引取先を見つけたりといった形で当事者を支援するケースがある。

また、多頭飼育崩壊が発生した場合においても、動物愛護団体が、ペットの一時預かりや不妊・去勢処置の際の捕獲・搬送・動物病院との調整等で、問題解決に協力している事例が見られる。

さらに、飼い主の啓発に向けた行政の広報活動に協力している動物愛護団体も散見される。

【取組のポイント】

動物愛護団体はそれぞれ独自の理念を有しているが、それが行政の動物施策の方向性と重なる動物愛護団体については協働が可能である。したがって、行政が条例や指針等を策定し、動物施策の基本的な考え方を確立しておくことは、動物愛護団体との円滑な連携に資すると考えられる。

一方、動物愛護団体の多くは、自らの動物愛護の理念に基づき、不幸な動物をなくすため、自己資金を投じて活動している。そうした**動物愛護団体の良心に、自治体が過度に依存するのは、動物行政を推進する上で適切とは言えない**。

動物愛護団体との連携を進める際には、**行政が可能な範囲で団体の活動を支援**することも必要である。

 事例を紹介します

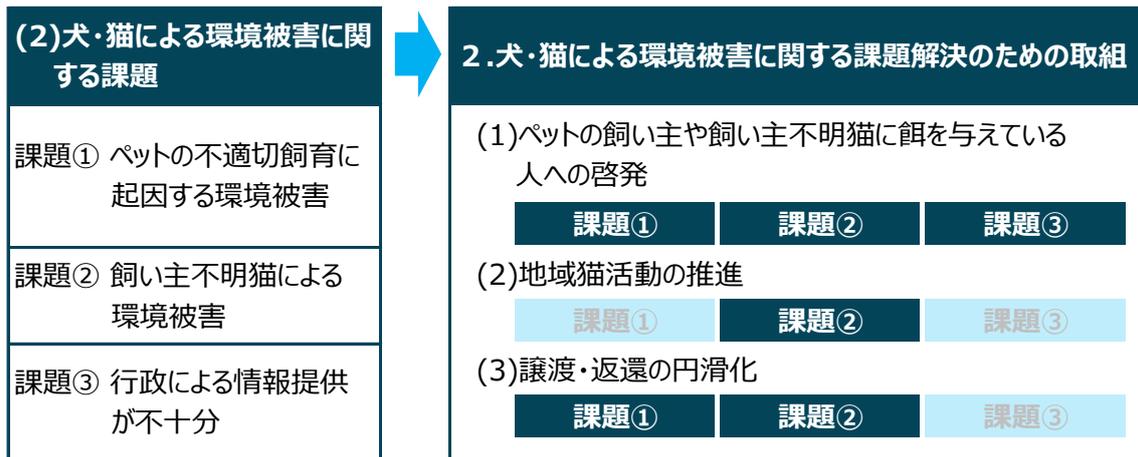
取組	内容	実施主体等
(4)動物愛護団体との連携の推進	動物愛護団体が作成した啓発チラシを市が印刷。また、市の生活環境保全等への貢献を認め動物愛護ボランティアを表彰	東京都国立市
	「ペットを守るための遺言書」を作るためのワークショップを動物愛護団体と共催	一般社団法人はまなす（新潟県新潟市、P.87）

2.犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」では、犬・猫による環境被害に関する課題を、以下の3つに集約した。

本項では、これら課題の解決のために必要な取組について整理する。

図表 63 犬・猫による環境被害に関する課題及び課題解決のための取組



犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

(1)ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人への啓発

☞自らの行動の結果生じる影響を理解してもらうために

【現状・取組の内容】

犬・猫の糞(ふん)・尿や鳴き声等による環境被害の要因は、飼い主のモラルの低さや、飼い主不明猫に餌を与えている人の猫の生態に関する知識不足等であると考えられる。

したがって、住民に、犬・猫による環境被害の状況や、飼い主不明猫への無秩序な猫への餌やりが周辺環境の悪化や猫の急激な増加を引き起こすことを認知させ、規範意識を高めるために、啓発の取組を強化することが必要である。

ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人の啓発のために、様々な媒体による広報活動に注力している基礎自治体は多い。また、条例や指針を制定して、啓発を図っている基礎自治体が見られる。

【取組のポイント】

広報活動の推進に当たっては、前述のとおり、**広報の目的やターゲットを明確にした上で、各媒体の特性を踏まえて適切な媒体を選択**する必要がある。

先進事例調査や自治体ヒアリングでは、様々な広報媒体の中で、チラシや冊子を活用している事例が多く見られた。

 取組のヒント③

啓発用チラシ・冊子作成のポイント

ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌やりをしている人を啓発するためのチラシや冊子を作成する場合、**環境省や東京都が作成したものを活用すれば、迅速かつ低コストにチラシ等を用意することができ、啓発の必要が生じた際に機動的に配布することが可能**である。環境省や東京都が作成したチラシ等を見ると、以下のとおり各分野のものがひと通り揃っている。

図表 64 環境省や東京都が作成しているチラシ及び冊子

	ペットの 適正飼育対策	飼い主不明猫 対策	高齢者の ペット飼育対策	ペットの災害対策
環境省	特定動物（危険な動物）をこれから飼う方・飼っている方へ	新・普及啓発用パネル「無責任な餌やり」「譲渡を考えてみましょう」	共に生きる 高齢ペットとシニア世代	ペットも守ろう！防災対策
	新・普及啓発用パネル「飼い主の7か条」「不妊去勢」	譲渡でつなごう！命のバトン	-	備えよう！いつもいっしょにいたいからーペット動物の災害対策ー
	捨てず 増やさず 飼うなら一生	-	-	人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編>
東京都	犬の飼い方 猫の飼い方	ご存知ですか？「飼い主のいない猫対策」	ペットと暮らすシニア世代の方へ	ペットの防災リーフレット
	犬と散歩をするときの3つのルール	成犬・成猫譲渡推進パンフレット	-	-
	動物を購入する方へ	-	-	-

一方で、**行政が動物愛護団体や福祉関係者等と協力してチラシを作成する例（甲賀市）**もあり、この場合、時間はかかるが作業を通じて関係者間のコミュニケーションが深まり、**連携体制が強化される**ほか、**地域の実情に応じたチラシを作成**できる。また、**作業に参加した主体がそれぞれチラシを配布することにより、様々な人に情報が行き届く**といった利点もある。

また、多くの寄付金を集め活動を拡大している公益財団法人どうぶつ基金（P.100 参照）では、寄付を呼びかけるチラシやホームページを作成する際、動物の悲惨な写真は使わず、目を引くかわいい写真やキャラクターを使ったり、コピーを工夫したりして、閲覧者の関心を高めるよう努めている。一方、川崎市や上田市では、動物愛護団体が啓発グッズの作成やデザインを手がけている例もある。

基礎自治体においても、動物愛護団体の協力を得て**親しみやすく、見た人の共感を得られるような広報を行うことで、啓発効果の向上を図る**ことができる。

また、**ペットの適正飼育や飼い主不明猫に関する条例や指針の制定は、行政の方針が明確になり、高い啓発効果が期待**できる。

特に、行政が飼い主不明猫対策として地域猫活動を推進する場合、従前の対策が猫への餌やりを禁止するものであったのに対し、地域猫活動では餌やりを含め地域が猫の世話をすることから、この方針転換を住民に周知するのに、条例・指針の制定は有効である。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(1)ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人への啓発	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を制定（2005年、再掲）	神奈川県川崎市（P.27）
	「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」を制定（2009年、再掲）	東京都立川市（P.30）
	「神戸市人と猫との共生に関する条例」（2017年、再掲）、「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」（2019年、再掲）を制定	兵庫県神戸市（P.36）

 取組のヒント④

黄色チョークで犬の糞（ふん）の放置を飼い主に警告

— 京都府宇治市 —

宇治市では、放置された犬の糞（ふん）に関する苦情が多かったことから、2016年にその対策として「イエローチョーク作戦」を開始した。

これは環境企画課の職員が、駐車違反の取り締まりを参考に考案したもので、住民の有志が交代で苦情の多い地域を巡回し、放置された糞（ふん）を発見したら、回収せずにチョークで囲い、日付や時間を書くというもの。それまでは、看板の設置や回覧板等により、飼い主のモラル向上に努めていたが、改善が見られない地域も少なくなかったことから、新たな対策として着手したところ、効果の高さを確認できた。

チョークで糞（ふん）が強調されたり、日時が記されたりすることで、実際に迷惑を被っている人の存在やその意志が飼い主に伝わり、放置の歯止めとなるという。

市では広報紙やホームページなどでイエローチョーク作戦の方法を紹介しており、市内では町内会が自ら取り組む地域も出ている。

自治体アンケートでは、多摩地域においても数自治体でイエローチョーク作戦に取り組んでいることが確認された。



イエローチョーク作戦では、糞（ふん）をチョークで囲い、日付や時間を書いて、飼い主に警告する

犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

(2) 地域猫活動の推進

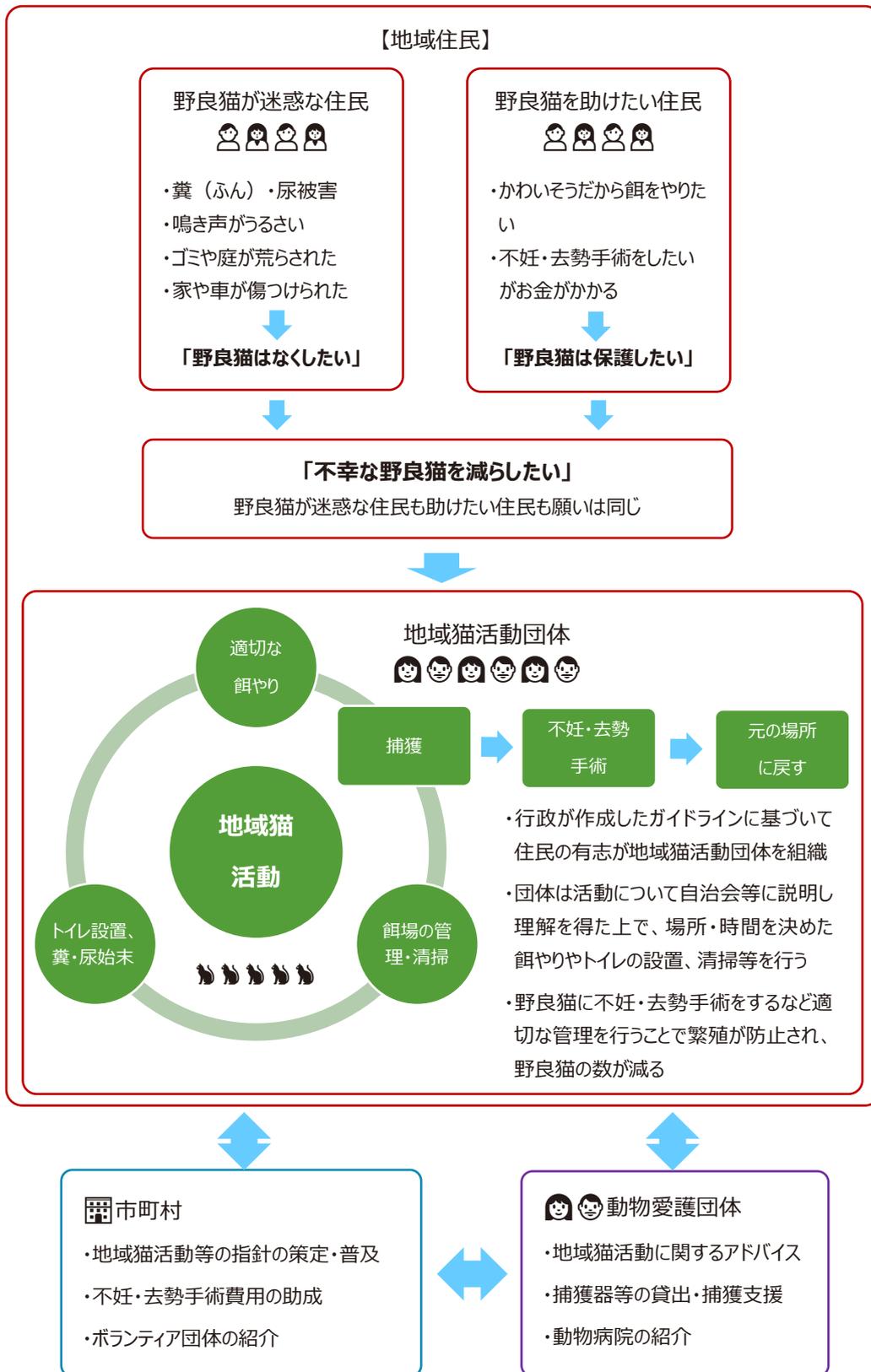
☞飼い主不明猫に係る問題に、地域が主体となって対応してもらうために

【現状・取組の内容】

東京都では、近年、猫の引取数が大幅に減少しているが、その要因の一つとして、各地で地域猫活動への取組が進んでいることが考えられる(P.16 参照)。

地域猫活動は、地域住民が主体となり、飼い主不明猫に不妊・去勢手術をするなど適切な管理を行い、飼い主不明猫の数を減らす取組で、住民の共通理解のもと、場所や時間を決めた餌やり等の世話も行う(P.98 参照)。

図表 65 地域猫活動の体系(例)



注: 上記は一例であり、地域猫活動の推進方法や各主体の役割等は事例によって異なる

(出典) 東京都『『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック』、立川市「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」、川崎市「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を参考にして作成

【取組のポイント】

住民アンケートでは、地域猫活動は必ずしも住民の認知度が高くないことが確認された（P.136 参照）。また、行政の飼い主不明猫対策は、猫への餌やりを禁止するものから、猫への餌やりを含む地域猫活動へと方針が転換している。

そこで、先進事例として取り上げた上田市で確認されたように、**地域猫活動を推進するのに当たって重要となるのが、地域猫活動の目的や方法等の住民への周知**である。地域猫活動を開始する自治体には、猫の飼育方法や地域猫活動の進め方に関する指針を策定し、その普及を図ったり、地域猫活動に関する有識者を招いて講演会を開催するといった取組を実施する例が多い。地域猫活動等に関する指針の策定に当たっては、東京都が作成した『『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック』や近隣の基礎自治体が策定した指針等が参考になる。

一方、**猫の捕獲や不妊・去勢手術を実施する際は、動物愛護団体や動物病院の協力を得ること**により、活動を円滑に進めている地域猫活動団体が多い。したがって、行政としては、地域猫活動に着手する団体に、協力を期待できる動物愛護団体や先行して取り組んでいる地域猫活動団体、動物病院を紹介する形で、地域猫活動を支援することが考えられる。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)地域猫活動の推進	動物愛護団体と連携体制を構築した上で地域猫活動を推進。地域猫に関するセミナーもこれまで13回実施	東京都国立市
	地域猫活動に係る不妊・去勢手術費用の助成に加え、獣医師の助言を得て繁殖制限対策を設定しTNRを実施	兵庫県神戸市 (P.36)
	個人会員と企業等の賛助会員で構成する動物愛護団体や県（保健所）の協力を得て地域猫活動を推進	長野県上田市 (P.39)

全国の自治体等のTNR活動や多頭飼育崩壊の收拾を支援

－公益財団法人どうぶつ基金（兵庫県芦屋市）－

公益財団法人どうぶつ基金は、全国の個人や動物愛護団体、行政からの申請を受けて、飼い主不明猫の不妊・去勢手術に使えるチケットを配布している。申請者がチケットを持参してどうぶつ基金の協力病院に猫を連れて行けば、無料で手術を受けることができる(チケットの交付を受けるには、一定の審査あり)。

どうぶつ基金の活動は急激に拡大しており、2010年度に161頭だった手術実施数は、2018年度は2万頭を超え、2019年度はさらに増える見込みである。どうぶつ基金から協力病院に支払われる手術費用は、同基金の活動理念に賛同する人からの寄付で賄われており、ネット募金による寄付が多いという。

チケットの申請者が個人や団体の場合は交付数に上限を設けているが、どうぶつ基金では活動を加速させるためには行政との協働が重要であると考えていることから、行政の場合は実質的に上限はない。多摩地域では2018年度に12の市町に合計1,000枚のチケットを交付した。

どうぶつ基金では、猫は繁殖力が極めて強いことから、TNRを成功させるには「すぐやる」、「全部やる」、「続ける」の3点が重要と考えている。一方、地域猫活動については、地域の合意形成などで着手までに時間を要し、その間に猫が増殖する懸念があることから、まずはTNRに取り組み、繁殖を制限した上で、地域猫活動に発展させていく「TNR先行型地域猫活動」を推奨している。

また、どうぶつ基金では、自治体等からの要請を受けて、多頭飼育崩壊の現場の支援も行っており、ボランティアやTNR専門の動物病院の獣医師などとともに、事態の收拾に当たる。同基金では、多頭飼育崩壊は社会的な支援が必要な人から発生するケースが多いため、ボランティアだけでは対応が困難であることから、行政とともに対応しなければ解決が難しいと考えている。

自治体や動物愛護団体や地域が、飼い主不明猫等の問題に取り組む場合、活動を支える資金や人材、ノウハウが必要となるが、寄付金に基づく安定した財政基盤や、ボランティアや動物病院とのネットワーク、問題解決に向けた経験・ノウハウを有するどうぶつ基金のような団体と連携するのも一つの方法である。



どうぶつ基金のホームページやチラシ等は、見た人の共感を得られるよう、デザインやコピーにも工夫を凝らしている

犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

(3) 譲渡・返還の円滑化

☞行き場のない動物を減らすために

【現状・取組の内容】

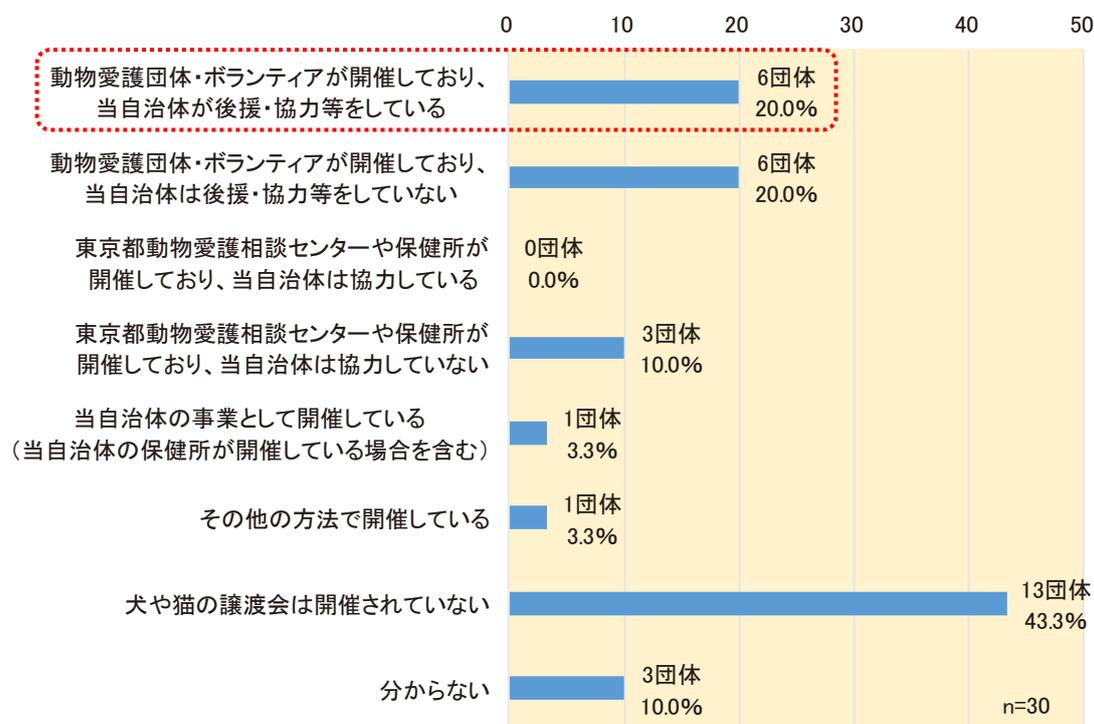
動物の引取数は減少しているものの、保護される動物や住民からの引取依頼は依然としてあり、引取を拒否された動物の遺棄や逸走した動物の徘徊により、飼い主不明猫が増えたり、地域環境が悪化したりする恐れがある。

したがって、保健所を持たず動物の収容業務を行っていない自治体においても、行き場のない動物の譲渡や逸走した動物の返還が円滑に進むように努めることが求められる。また、犬・猫の引取りや譲受けを希望する住民や、逸走したペットに関する問合せをしてきた住民を、動物愛護センターに取り次いだり、ホームページに動物愛護センターのURLを掲載したりするといった取組が行われている。

【取組のポイント】

自治体の中には、動物の譲渡の円滑化に向けて、**行政のホームページ等で譲渡会を実施している動物愛護団体を紹介**する例も見られる。また、自治体アンケートでは、保健所を持たない6団体において**動物愛護団体等が実施している譲渡会に対し、後援・協力等**を行っていることが確認された。

図表 66 犬や猫の譲渡会の開催状況(MA)



(出典)自治体アンケート

東京都では、都の実施する動物の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体で、都の基準に適合する団体を「譲渡対象団体」として登録している。東京都動物愛護相談センターでは、これらの団体にも譲渡を行い、連携して新たな飼い主探しを行っている。また、東京都動物愛護相談センターに確認したところ、ホームページ等で周知はしていないが、都内の区市町村から団体に協力を依頼したいとの要望があれば、仲介することは可能であるとのことであった¹³。

このように保健所を持たない自治体が譲渡の円滑化に取り組む際には、動物愛護団体の協力を得るケースが多いと見られる。その場合、自治体においては、**動物愛護団体と十分にコミュニケーションを取り**、動物が飼育能力のある人に譲渡されているか、動物愛護団体が譲渡できなかった動物による多頭飼育崩壊にならないか等について留意するとともに、動物愛護団体の現状や課題を把握し、可能な範囲で支援するといった姿勢も求められる。

一方、逸走し保護された動物の返還を円滑化するには、**マイクロチップの装着や迷子札等の所有者表示の徹底を啓発**することが求められる。

熊本市では、2011年から開始した「迷子札をつけよう100%運動」において、バスのラッピング広告や車内広告の展開、ポスターの掲示、子どもを対象とした迷子札づくりのイベント開催など、啓発に向けた各種取組を徹底的に行い、犬の返還率を改善させている。熊本市動物愛護センターにヒアリングしたところ、熊本地震発生時に犬の返還率が高かったのは、「迷子札をつけよう100%運動」の成果であるとのことであった。

また、上田市では、災害時のペット同行避難の訓練に合わせて、動物愛護団体の協力の下、犬に装着したマイクロチップの情報をリーダーで読み取る実演を行い、飼い主の啓発に努めており、こうした取組は他の自治体においても参考になるとと思われる。

13 東京都動物愛護相談センターのホームページ(<https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/dantai-ichiran/>)

上には、譲渡対象団体の名称が掲載されており、団体のホームページへのリンクも張られているため連絡先を確認することはできる。一部のリンクが張られていない団体についても、都内の区市町村から協力を依頼したいとの要望があれば、センターが先方の意向を確認した上で仲介する。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(3)譲渡・返還の円滑化	猫や犬の譲渡会を月に1回行っており、引取数が増えた際にはさらに臨時に実施。このほか、猫の首輪に取り付けるネームホルダーを作成し無料配布することにより、迷い猫の返還を円滑化	神奈川県川崎市 (P.27)
	不妊・去勢手術を行う前に譲渡した猫の飼い主に手術実施報告書の提出を求める。返還の円滑化に向けては「迷子札をつけよう100%運動」を展開	熊本県熊本市 (P.45)
	避難訓練時に犬に装着したマイクロチップの情報をリーダーで読み取る実演を行い、飼い主を啓発	長野県上田市
	飼い猫が協力動物病院にて不妊・去勢手術を行う際に、無料でマイクロチップを装着（「動物ID普及推進会議 ¹⁴ 」への登録料1,050円は飼い主が負担。本事業は2019年度で終了）	愛知県岡崎市

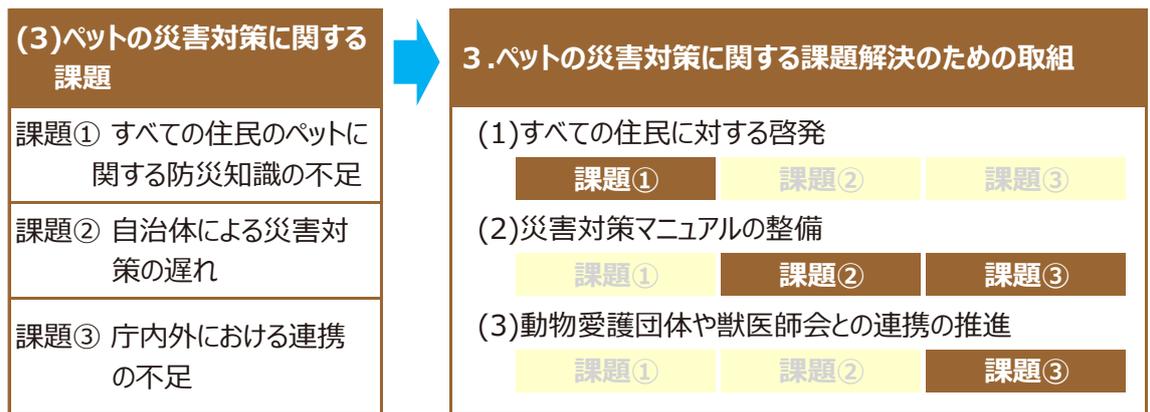
14 動物ID普及推進会議: マイクロチップによる犬、猫等の動物個体識別の普及推進を行っている組織。

3.ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」では、ペットの災害対策に関する課題を、以下の3つに集約した。

本項では、これら課題の解決のために必要な取組について整理する。

図表 67 ペットの災害対策に関する課題及び課題解決のための取組



ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

(1) すべての住民に対する啓発

☞災害時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化するために

【現状・取組の内容】

住民アンケートで確認されたとおり、犬や猫のための防災対策をしていない飼い主や、ペットとの同行避難を考えていない飼い主は多い(P.78、79 参照)。また、ペットを飼っていない住民におけるペットの防災対策に関する知識は、ペットの飼い主以上に不足していると見られる。

こうした現状のまま、大規模災害が発生すれば、ペットの飼い主の安全確保や避難所運営の面で、問題が生じる恐れがある。したがって、ペットを飼っている住民、飼っていない住民の双方に対し、ペットの災害対策について啓発を図ることが必要である。

【取組のポイント】

ペットを飼っている人に対しては、**人もペットも災害対策は自助が基本であることや、大規模災害が発生した自治体において飼い主が置かれた状況を認識してもらい、餌やペット用品の備蓄や嫌がらずにケージに入るしつけ等の対策を実施するよう促す**ことが求められる。

啓発の方法としては、様々な広報媒体による情報発信やペットを同行した避難訓練の実施等がある。こうした取組は、**ペットの飼い主のみならず、飼っていない住民も念頭に置いて実施**する必要がある。

また、全国的に、ペットを避難所の中に入れるか否かについては議論が分かれている。動物担当部署においては、発災時に避難所においてペットに関するトラブルが発生しないよう、防災担当部署と連携しながら、**各地域の避難所運営委員会に対し、避難所におけるペットの取扱いについて決めておくよう求める**必要がある。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(1)すべての住民 に対する啓発	終生飼育や適正飼育、災害対策を促す啓発冊子「ペットとくらす さしす せそ」を作成（再掲）	神奈川県川崎市 (P.27)
	ペット同行避難訓練を実施するとともに、段ボールによるペット用ケージ 製作の講習会等を開催	長野県上田市
	各地域の避難所運営委員会において、市の職員も参画して、ペットの 取扱いを含む災害時の様々な対応について協議	熊本県熊本市 (P.45)

ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

(2) 災害対策マニュアルの整備

☞災害発生時に、ペットの取扱いについて円滑な対応をするために

【現状・取組の内容】

ペットの災害対策として、飼い主の避難誘導や避難所でのペットの取扱い、避難生活での飼い主支援等に関してマニュアルを整備しておくことは重要であるが、自治体アンケートによると、「災害時におけるペット対策マニュアルの準備」や「避難所におけるペットの取扱いに関するマニュアルの準備」は、取り組んでいる自治体が2割以下となっている(P.80 参照)。

一方、熊本市では、2016年に熊本地震が発生した際、「避難所開設・運営マニュアル」の記載事項のうち、ペットの取扱いについて記した部分を抜粋して作成した資料を各避難所に配布することにより、初動段階における避難所でのペットをめぐる混乱を早期に収拾している(P.46 参照)。

【取組のポイント】

災害に備えてマニュアルを整備する効果としては、**発災時に対応に当たる行政や地域団体、避難所施設管理者、民間団体等の役割や具体的な対応が明確となり、円滑な意思決定や迅速な行動につながる**ことが挙げられる。仮に避難所におけるペットの飼育場所や管理方法等について、指針やマニュアルによって定められていなければ、避難所に配置された職員は個別判断を迫られることとなり、意見の異なる住民間の調整に苦慮する事態となる恐れもある。

動物担当部署が、既存の防災対策マニュアルにペットの取扱いについて加筆したり、新たにペットを対象とした防災対策マニュアルを作成したりしようとする場合、(1)で述べたすべての住民に対する啓発の取組と同様に、防災担当部署との連携は欠かせない。

また、マニュアルを整備する際は、他の自治体が作成したものや、自治体を利用することを想定して作成された**環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」(2018年発行)**や**「被災ペット救護施設運営の手引き」(2019年発行)**が参考になる。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)災害対策マニュアルの整備	大規模災害発生時における動物救護本部の設置・運営方法に関するマニュアルを整備	神奈川県川崎市 (P.27)
	熊本地震の際、「避難所開設・運営マニュアル」のペットの取扱いに関する部分を各避難所に配布し、混乱を収拾	熊本県熊本市 (P.45)

ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

(3) 動物愛護団体や獣医師会との連携の推進

☞ 災害発生時に、ペットに関する取組を協働して推進するために

【現状・取組の内容】

大規模災害が発生した被災地では、動物愛護団体や獣医師会等が、避難所におけるケージの貸出しや餌等の配給、ペットの救護・健康相談、一時預かり施設の運営等を担い、飼い主がペットの飼育を継続できるよう支援している。

一方、自治体アンケートによると、ペットの災害対策のために連携したい主体として「動物愛護団体・ボランティア」や「獣医師会・動物病院」を挙げる自治体が比較的多かったが、このうち「動物愛護団体・ボランティア」についてはすでに連携したことがあると回答した自治体は2団体(6.7%)にとどまっている(P.61 参照)。

自治体においては、発災時には、人の救護や避難生活の支援と同様に、ペットや飼い主の支援についても多くの人手が必要となるのに加え、動物に関する専門的な知識やノウハウが必要となることを認識し、動物愛護団体や獣医師会との連携を推進する必要がある。

【取組のポイント】

自治体内や近隣自治体に所在する動物愛護団体や獣医師会とは、日頃から良好な関係を築いておくとともに、災害時にどのような協力を得られるか、あらかじめ協議しておく必要がある。

また、これまでの例を見ると、被災地には自治体外から多くの動物愛護団体が支援に訪れている。自治体には、それら団体から支援の申し出があるが、それを受けるか否かの判断に迷うことが少なくない。

したがって、自治体においては、**災害を経験した自治体の協力も得ながら、自治体外の団体について調査した上で、協力を得る先を選定し、平常時から連絡を取るなどして、一定の関係を構築しておくことが必要である。**

 事例を紹介します

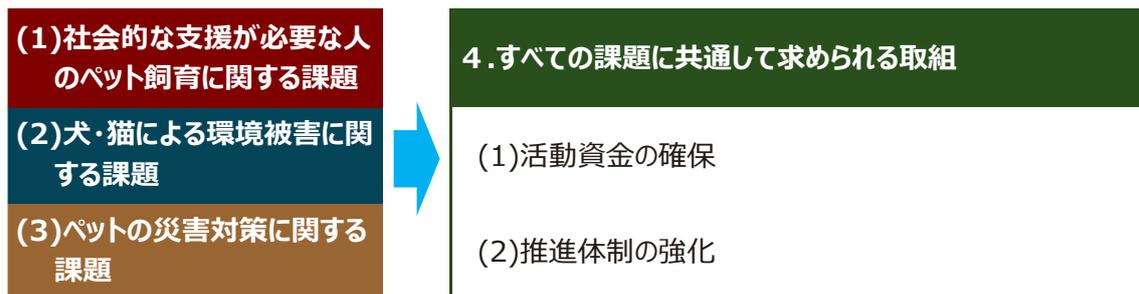
取組	内容	実施主体等
(3) 動物愛護団体や獣医師会との連携の推進	熊本地震の際、市内の個人や団体が設立した「熊本市動物愛護推進協議会」が、市動物愛護センターとともに、避難所にペットを同行した被災者に対してケージの貸出しや餌の配給を実施	熊本県熊本市 (P.45)
	大規模災害発生時に、川崎市獣医師会が主体となって「川崎市動物救援本部」を設置、運営する協定を締結	神奈川県川崎市 (P.27)

4.すべての課題に共通して求められる取組

前項までは、「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」で掲げた「社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題」、「犬・猫による環境被害に関する課題」、「ペットの災害対策に関する課題」の3つの課題ごとに、その解決のための取組を整理した。

本項では、これら3つの課題に共通して求められる取組について述べる。

図表 68 すべての課題に共通して求められる取組



すべての課題に共通して求められる取組

(1)活動資金の確保

☞動物愛護管理に関する各種取組の推進力を高めるために

【現状・取組の内容】

動物行政の推進において、新たな事業を開始しようとする場合には、資金の手当てが課題となる。

多摩地域の自治体が活用できる資金確保の方法としては、東京都や動物愛護団体による助成制度、個人や団体からの寄付金がある。

また、地域猫活動に関する指針や助成制度の策定に合わせて予算を措置している事例も見られる。

【取組のポイント】

東京都の助成制度としては、「福祉保健区市町村包括補助事業」の中で区市町村が行う飼主のいない猫対策事業に対して支給している補助金がある。

動物愛護団体による助成制度では、前述のとおり公益財団法人どうぶつ基金が無料で不妊・去勢手術を受けられるチケットを交付しており、多摩地域 30 市町村のうち 12 団体が利用している。

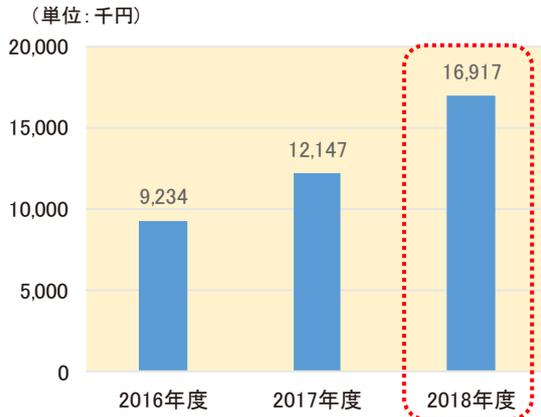
近年は、ふるさと納税や寄付ポータルサイト等の仕組みが整備され、手軽に寄付を行えるようになったことから、犬・猫の殺処分への問題意識が高まる中、個人や団体からの寄付金により資金を確保している自治体の例も複数見られる。

ふるさと納税で事業資金を確保する場合には、ふるさと納税サイトの運営者からアドバイスを受れたり、PRや返礼品の充実を図ったりすることなどにより、寄付が集まるよう努める必要がある。

また、ふるさと納税においては、複数年度にわたって不妊・去勢手術に必要な資金を確保している例も見られるが、自治体間で寄付金集めを競い合う状況もあることから、早期に取り組むことによ

り動物愛護に関心があり事業の趣旨に賛同する個人や団体からいち早く寄付を受け、その後、eメール等により毎年寄付を呼びかけて、繰り返し寄付することを促す「リピーター化」の取組も求められる。

図表 69 「川崎市動物愛護基金」への寄付金額の推移



川崎市の「川崎市動物愛護基金」への寄付金額は急増しており
2018年度は16,917千円と2年前の1.8倍に達した

 事例を紹介します

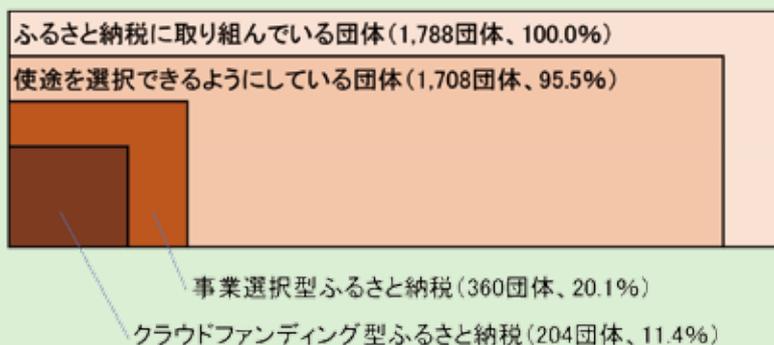
取組	内容	実施主体等
(1)活動資金の確保	公益財団法人どうぶつ基金の不妊・去勢手術費用の助成制度を利用して地域猫活動を展開	東京都 武蔵村山市等
	クラウドファンディング型ふるさと納税で飼い主不明猫の不妊・去勢手術費用を確保	長野県上田市 (P.39)
	動物愛護管理に関する事業費用の一部を「川崎市動物愛護基金」への寄付で賄う	神奈川県川崎市 (P.27)

「クラウドファンディング型ふるさと納税」で動物愛護管理事業の経費を調達

総務省の「ふるさと納税に関する現況調査」(2019年8月公表)を見ると、自治体が受け入れたふるさと納税による寄付金額は、2015年度には1,653億円であったが、2018年度はその約3倍の5,127億円となった。同調査によると、自治体がふるさと納税を募集する際、用途を選択できるようにしている自治体は1,708団体(ふるさと納税に取り組んでいる全1,788団体の95.5%。2018年度時点。以下同じ)に上り、このうち具体的な事業まで選択できるようにして募集する「事業選択型ふるさと納税」を行っている自治体は360団体(同20.1%)となっている。

さらに、事業選択型ふるさと納税のうち、目標金額や募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」を行っている自治体は204団体(同11.4%)で、この中には動物愛護管理に関する事業を実施するために寄付を募っている団体も見られる。

図表 70 ふるさと納税に取り組んでいる団体の内訳(2018年度)



(出典)総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(2019年8月公表)

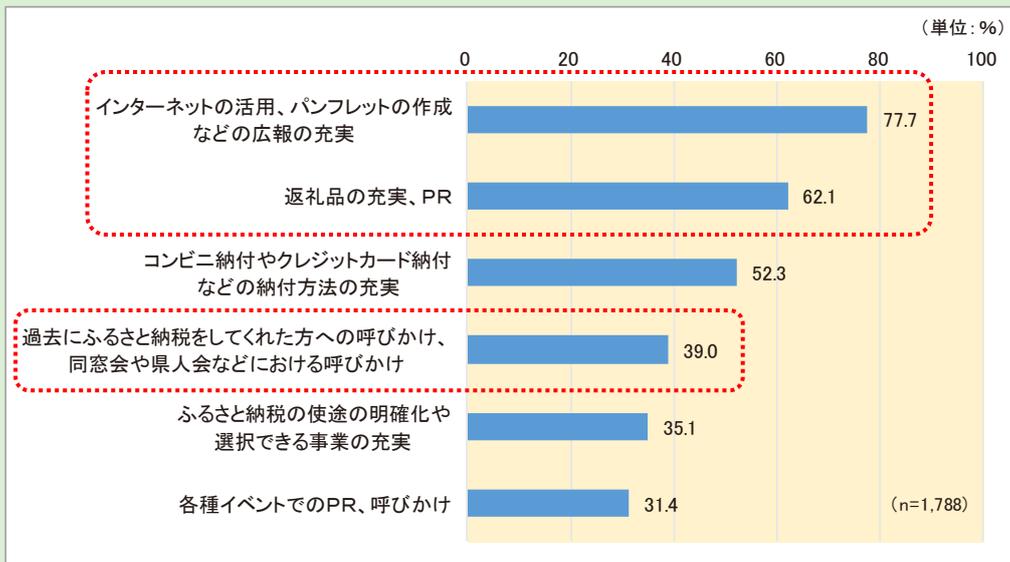
例えば、山形県飽海郡遊佐町では猫の不妊・去勢手術費用に充当することを目的に2017年から3年連続で「クラウドファンディング型ふるさと納税」を実施し合計459万円を集めており(2019年分は12月10日時点の途中経過)、長野県佐久市でも同様の目的で2018年と2019年に実施し合計426万円を集めた。両市では、いずれも毎年度、目標金額を達成しているが、クラウドファンディング型ふるさと納税では目標金額に達しなくても寄付金は自治体が対象事業に使うことができる。また、クラウドファンディング型ふるさと納税では、返礼品から寄付する自治体を選択するのではなく、寄付金の用途から自治体を選ぶ人が多いという特徴がある。

ふるさと納税については、返礼品をめぐる自治体間の競争が過熱したことなどから、法改正により2019年6月1日以降の寄付では「返礼品は地場産品で、かつ寄付額の3割以下」といった基準が設けられた。ふるさと納税サイトが寄付した人に対して行ったアンケートによると、この法改正によって「ふるさと納税をやめる」という人はほとんどいないという結果となったが、引き続き寄付をいかに多く集めるかを自治体間で競い合う状況は変わらない。

各自治体では、ふるさと納税サイトの運営者からアドバイスを受けながら、様々な工夫をして寄付が集まるよう努めており、上述の総務省の調査では、「ふるさと納税を募集する際の取組」として「インターネットの活用、パンフレットの作成などの広報の充実」(77.7%)や「返礼品の充実、PR」(62.1%)等に取り組んでいる自治体が多い。

また、「過去にふるさと納税をしてくれた方への呼びかけ、同窓会や県人会などにおける呼びかけ」も 39.0%あり、寄付をしてくれた実績のある人や団体に毎年寄付を呼びかけて繰り返し寄付することを促す「リピーター化」の取組も求められる。

図表 71 ふるさと納税を募集する際の取組



(出典)総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(2019年8月公表)

すべての課題に共通して求められる取組

(2) 推進体制の強化

☞ 職員の業務遂行力向上や住民等との協働拡大を図るために

【現状・取組の内容】

自治体アンケートや自治体ヒアリングでは、動物担当部署の人員が慢性的に不足していたり、ノウハウが継承されにくいことが確認された。一方、動物行政に協力している動物愛護団体においては、メンバーの高齢化により事業の継続に課題を有する団体が少なくない。

こうした中、動物愛護管理の各種取組が停滞することがないよう、近隣自治体等との連携や、動物愛護推進員(P.113 の「取組のヒント⑦」参照)の活用、住民との協働拡大等に取り組み、動物行政の推進基盤を強化している自治体も見られる。

【取組のポイント】

自治体ヒアリングにおいて、**近隣自治体との情報交換や、マニュアルや苦情・相談記録簿の整備等**により、対応力向上や日常の業務遂行力を向上させている自治体が複数確認されており、行政における体制の整備の参考になる。

また、動物業務に携わる基礎自治体職員の能力向上や情報共有等を目的とした研修としては、東京都動物愛護相談センターが毎年実施しているほか、環境省動物愛護管理室が法改正時等に実施している研修は、保健所のない自治体の参加も受け付けている。

一方、東京都(福祉保健局環境健康安全部保健衛生課動物管理担当)の**動物愛護推進員の協力を得て、啓発等の取組を実施**している自治体もある。

また、自治体ヒアリングでは、**動物行政に地域住民による協力を積極的に取り込もうとする動き**も確認された。地域猫活動で成果を上げている立川市(P.30 参照)では、先に地域猫活動に取り組んだ団体が新たに活動に取り組む団体を支援する際の仲介役を行政が担っている。加えて、各団体が情報交換する場として「地域猫活動登録団体連絡会」を立ち上げ、その事務局も行政が務めることにより、市民との協働の動きを拡大させており参考になる。

 取組のヒント⑦

動物愛護推進員とは・・・

●そもそもどんな人？

動物愛護推進員は、自治体からの委嘱を受けて、動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、求めに応じて飼い方の助言をしたりするなど、動物の愛護と適正飼育の普及啓発等の活動を行うボランティアである。

東京都では、2019年4月現在、305人が任命されており、そのうち110人は多摩地域に在住している。

●資格は必要？

東京都動物愛護推進員の根拠法令は、動物愛護管理法第38条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例第12条である。

動物愛護管理法では、「地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者」を動物愛護推進員に委嘱することとされており、具体的には獣医師、愛玩動物飼養管理士、訓練士、動物取扱業者、動物愛護団体のメンバーなどである。

●どうやって選定・委嘱している？

東京都動物愛護推進員は、東京都が公募する場合と、東京都動物愛護推進協議会の構成団体である公益法人(※)や区市町村から推薦を求める場合がある。

公募の場合は、動物愛護推進員の資質に関する審査(小論文及び面接)がある。

推薦の場合は、東京都による審査はなく、地域ごとの配置状況を見て、推薦を求める。

※公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、一般社団法人家庭動物愛護協会、公益社団法人東京都獣医師会

●任期は？

東京都動物愛護推進員の任期は3年間で、動物愛護推進員が継続を希望する場合、東京都動物愛護推進協議会の承認を経て再任される。

●東京都から区市町村への情報提供は？

東京都では毎年度、更新した動物愛護推進員の名簿を都内全区市町村の動物担当部署に配付しており、同名簿には各推進員の連絡先や活動範囲、協力できる内容(しつけ、譲渡仲介等)が記載されている。

(出典)東京都福祉保健局環境健康安全部保健衛生課動物管理担当へのヒアリング及び東京都福祉保健局ホームページ掲載の「動物愛護推進員について」を基に作成



事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)推進体制の強化	■ 行政における推進体制の整備	
	業務の目的や内容、流れ、関連法令等を記載した「業務基準書」を作成し、業務を標準化	東京都立川市 (P.30)
	類似事案が発生した場合に参照できる「苦情記録簿」を整備し、職員の経験不足を補う	東京都国立市
	市町村の動物担当者を集めて研修や会議を実施	東京都動物愛護 相談センター
	■ 動物愛護推進員との連携	
	都の動物愛護推進員等の協力を得て、市の防災訓練においてペット防災に関する啓発コーナーを設置	東京都府中市
	市の動物愛護推進員と協力し、ペットの熱中症予防等に関する啓発チラシを作成・配布	東京都八王子市
	■ 地域住民との協働の推進	
「猫の飼い方普及員」制度の導入（猫の飼い方に関する啓発、相談等を一般市民に担ってもらう）	東京都多摩市	

Ⅶ. ケーススタディ

多摩地域の自治体を対象に行ったアンケートでは、高齢者等社会的な支援が必要な人の入院や死亡に伴い、飼っていたペットの引取先が見つからないといった事案が多いことが確認された。

そこで、本項では実際に発生した同様の事案を取り上げ、社会的な支援が必要な人が飼育するペットについてどのような問題が発生し得るのかを考察するとともに、それを抑制するための対応策について検討する。

● ケース

生活保護を受けていた住民の入院・死亡により、飼っていた猫5頭の取扱いに苦慮した事案

当事者の概要

[属性]

- ・60歳代女性
- ・歩行障害あり
- ・賃貸住宅に一人暮らしで身寄りはない
- ・生活保護受給(社会福祉協議会が金銭管理サービスを実施)

[状況]

- ・猫を5頭飼育(本来はペットの飼育不可)
- ・福祉事業者(相談・計画作成で当事者を支援)、病院や行政等に対し、繰り返し電話し、理不尽な要求をすることがある
- ・ヘルパーへのハラスメントも激しいことから、ヘルパーがたびたび交代

※当事者がその言動により他者を圧しようとする傾向が強いという点で、本事案は特殊性を有する

経緯

- 2006年4月 社会福祉協議会が金銭管理サービスを開始
- 2017年6月 内臓疾患を発症し3週間入院。その間、ヘルパーが猫の世話をを行う(本来は介護サービスの対象外)
- 2018年2月 自宅で倒れ、病院に救急搬送。末期ガンの診断
- 2018年4月 病院で看護師を殴打し、退院せざるを得ない事態に
- 2018年4月 退院。急遽、サービス利用計画を作成し、訪問看護に移行
- 2018年4月 容体が悪化し、病院へ救急搬送。2日後に死亡

本事案における行政等の対応

1. 当事者がペットを飼育していることに関する行政の認知

- ・行政で当事者がペットを飼育していることを最も早く認知したのは生活保護担当部署で、2006年には同部署のケースワーカーが当事者の自宅内に猫が数頭いることを確認
- ・2018年2月に入院した際、当事者がペットを世話するために退院したいと主張。障害福祉担当部署は、この段階で当事者がペットを飼育していることを認知
- ・障害福祉担当部署は、ペットの移動の可能性を考え、ケージを用意することを検討
- ・障害福祉担当部署から動物担当部署に対し、ケージを借りたいとの申し出。この時、動物担当部署は本事案について認知

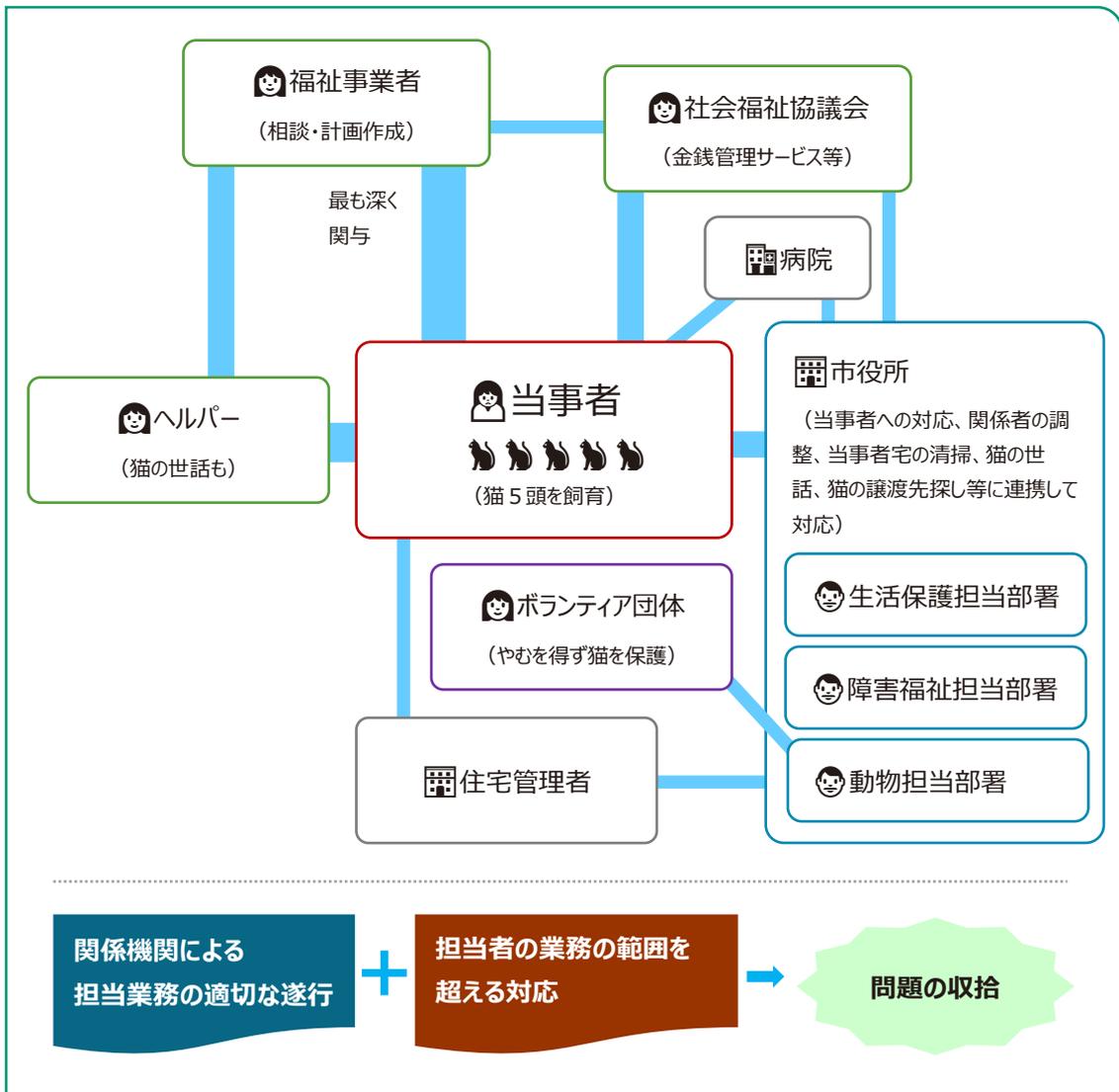
2. 関係者間における情報共有

- ・当事者は、自分の要求が認められるまで、福祉事業者、市(生活保護担当部署、障害福祉担当部署、動物担当部署)、社会福祉協議会に電話をかけていたことから、各者によって対応が異なると問題があるため、当事者が入院する前から関係者間で連絡を取り合い、方針を決めた
- ・当事者の入院後は、前出の関係者間で、病院において当事者が万一死亡した場合の対応(ペットの取扱いを含む)について検討

3. 当事者宅の清掃、猫の世話・譲渡等

- ・障害福祉担当部署では、当事者が退院させられた際、当事者の自宅の状況を確認したところ、猫の糞(ふん)・尿により室内が汚損し、異臭を放っていたことから、清掃を実施
- ・当事者死亡後は、市の職員や社会福祉協議会、福祉事業者が交代で猫を世話
- ・ボランティア団体が猫の譲渡先を探し、5頭のうち3頭は譲渡に至る
- ・この時点で、譲渡に至らなかった猫2頭について、ボランティア団体がやむを得ず保護

図表 72 当事者を支えた関係者



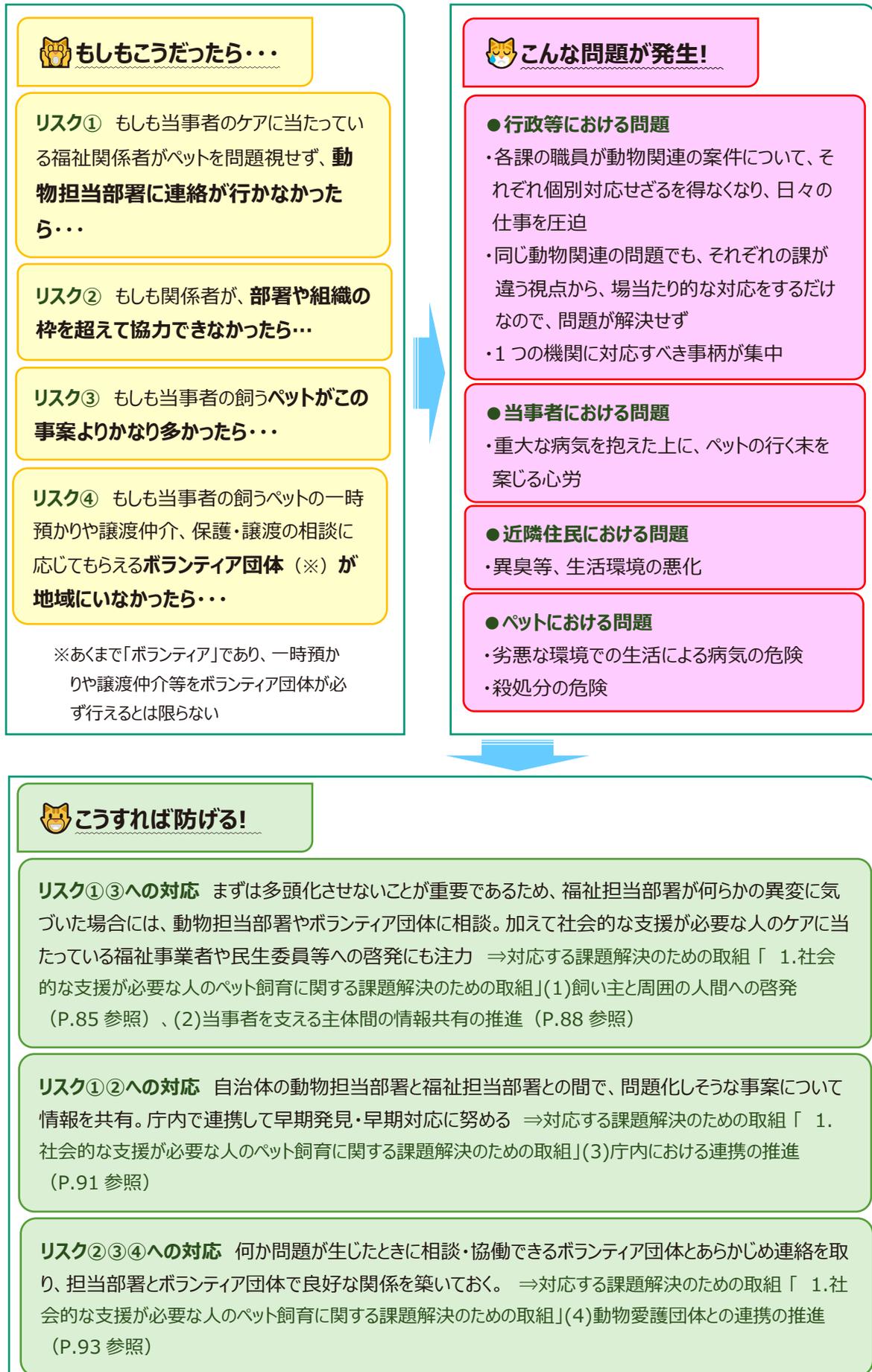
● 本事案の考察

本事案では、当事者の死後、約2週間で残されたペットすべての保護先が決まったため、殺処分はなく、周辺への環境被害も最小限に食い止めることができています。

しかし、それは、関係機関が担当業務を適切に遂行したのに加え、担当業務の範囲を超える対応によってもたらされた結果であり、他の事案でこのように事態が收拾できるとは限らない。ペット及びその飼い主に関して何か問題が生じたときには、各関係者の定められた業務範囲の中で解決できるのが、本来の行政等における対応のあり方である。

本事案をもとに、関係機関が適切な対応をとれなかったり、担当業務の範囲を超える対応を行わなかったりした場合について、想定されるリスク(「もしもこうだったら・・・」)や問題(「こんな問題が発生!」)、その対応策(「こうすれば防げる!」)を整理すると、次のとおりである。

図表 73 本事業のような対応がとれなかった場合に想定されるリスク・問題と対応策

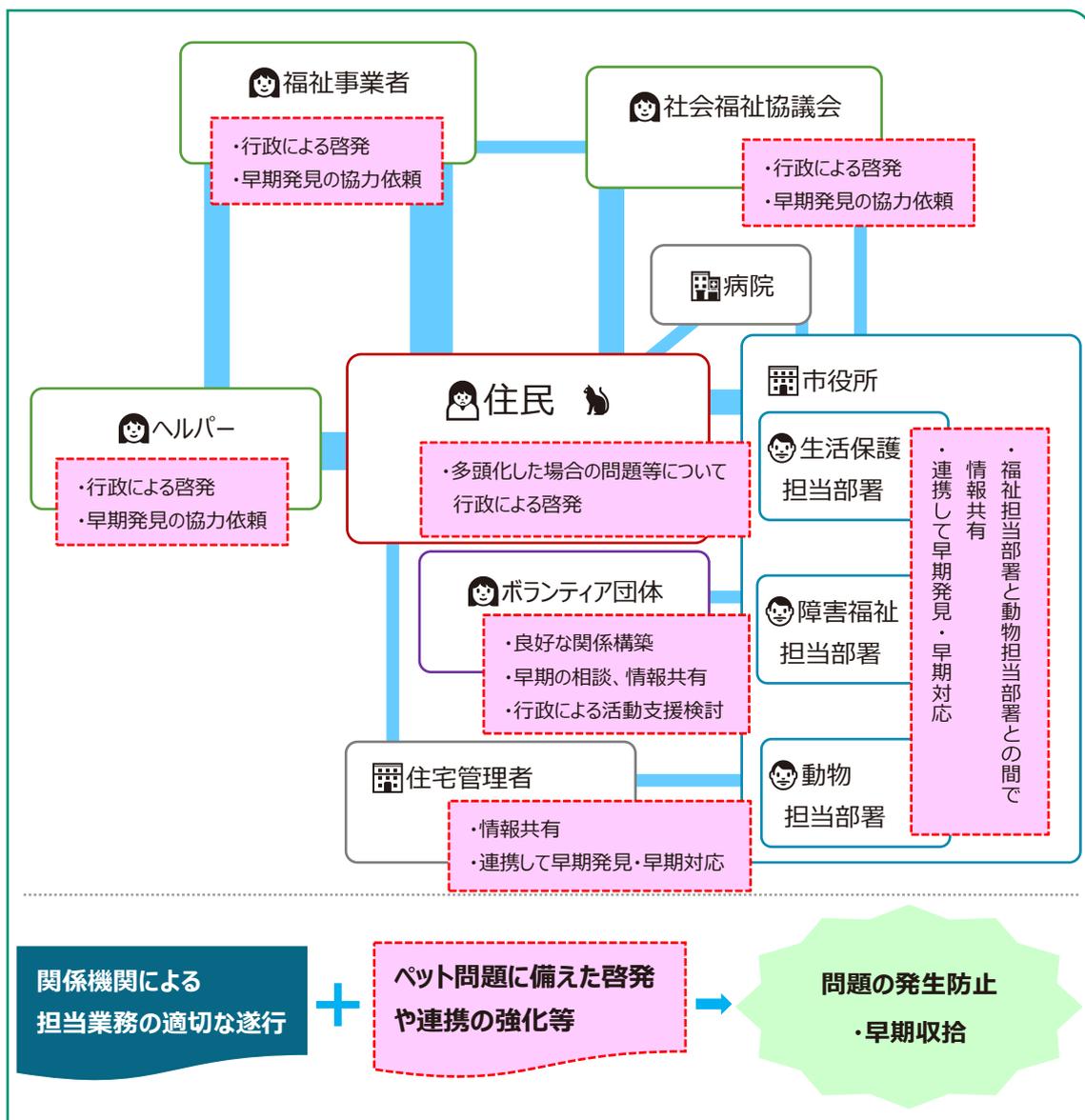


前述の「こうすれば防げる！」(問題への対応策)を、本事案に関わった各主体の体系図に落とし込むと、次のとおりとなる。

本事案のように関係者による担当業務の範囲を超えた対応がなくても、住民や社会的な支援が必要な人のケアに当たっている福祉事業者や庁内の福祉担当部署等への啓発を徹底するとともに、何か問題が生じる前にボランティア団体や福祉事業者、庁内の福祉担当部署等と連携できる関係をあらかじめ構築しておくことにより、社会的な支援が必要な人に係るペット問題の発生防止や早期収拾は可能である。

また、犬・猫による環境被害やペットの災害対策に関する課題についても、住民への啓発や関係者間の連携を強化することにより解決できるものとする。

図表 74 ペット問題の発生防止・早期収拾には住民への啓発や関係者間の連携強化が重要



おわりに

基礎自治体は、限られた財源の中で、様々な問題に取り組んでいかななくてはなりません。

目の前には、解決すべき行政課題が山積みとなっています。

そのような状況を十分認識した上で、本調査研究ではペットの問題を取り上げました。

「人間の問題だけで手一杯なのに、ペットの問題に時間を割いたり、貴重な税金を投入したりする余地はない」

そんな意見もあるでしょう。

しかし、今こそペットの問題に取り組まなければならない理由があるのです。

それは、「ペットはかわいいから」というような感情論ではありません。

時代は変わってきています。

少し前までは、あくまでもペットは人間の「所有物」に近い存在でした。

ところが、ここ数年でペットの立ち位置は大きく変化し、「所有物」ではなく、「家族」となりました。ペットを飼っていない人の中でも、ペットを飼っている人にとっては「家族」であるという認識が浸透しています。

また、ある人にとって「家族」でも、動物が苦手な人にとっては、「厄介もの」です。

ペットが「家族」となったことで、ペットを好きな人と苦手な人との間には、これまで以上に大きな、考え方の差が生じてしまいました。

もはや、「人間は人間」「ペットはペット」と、分けて考えることはできません。人間社会の問題の一部として、ペットの問題に取り組むという認識を持つ必要があります。

現在の行政の組織体制や、拠り所にしている指針等のほとんどが、ペットがあくまで「所有物」という認識のもとで作られたものです。ペットの立ち位置が変わった今、行政の仕組みや考え方も変えていかなければ、そのしわ寄せは住民や自治体職員が被ることになってしまうのです。

本報告書では、ペット問題の解決に向けた多くの先進事例を紹介しました。

取り上げた先進事例のすべてに共通するのは、「ペットの問題に取り組むことで、人間社会の問題も解決できる」ということです。

基礎自治体においては、ペットの問題に関する取組が、我々が担うべき「住民福祉の向上」に直接的に結びつくものであるということを認識するとともに、この問題について自治体のみで取り組むには限界があることから、住民にも啓発し、地域全体で取り組んでいく必要があります。

本報告書が、基礎自治体におけるペット行政推進の一助となれば幸いです。



資料編

本調査研究で実施した住民アンケート・自治体アンケートの一部を掲載する

1. 住民アンケート調査結果

Q1 あなたの性別をお答えください。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	男性	682	52.5
2	女性	618	47.5

Q2 あなたの年齢をお答えください。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	10歳代	0	0.0
2	20歳代	211	16.2
3	30歳代	219	16.8
4	40歳代	218	16.8
5	50歳代	218	16.8
6	60歳代	220	16.9
7	70歳以上	214	16.5

Q3 あなたの居住地域をお答えください。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	八王子市	178	13.7
2	立川市	68	5.2
3	武蔵野市	53	4.1
4	三鷹市	64	4.9
5	青梅市	42	3.2
6	府中市	72	5.5
7	昭島市	27	2.1
8	調布市	80	6.2
9	町田市	126	9.7
10	小金井市	36	2.8
11	小平市	61	4.7
12	日野市	52	4.0
13	東村山市	45	3.5
14	国分寺市	48	3.7
15	国立市	22	1.7
16	福生市	18	1.4
17	狛江市	26	2.0
18	東大和市	28	2.2
19	清瀬市	29	2.2
20	東久留米市	34	2.6
21	武蔵村山市	13	1.0
22	多摩市	42	3.2
23	稲城市	24	1.8
24	羽村市	20	1.5
25	あきる野市	16	1.2
26	西東京市	66	5.1
27	瑞穂町	6	0.5
28	日の出町	4	0.3
29	檜原村	0	0.0
30	奥多摩町	0	0.0

Q9 あなたの家庭では、何かペットを飼っていますか。当てはまるものをすべてお選びください。（MA）

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	犬	469	36.1
2	猫	385	29.6
3	犬、猫以外のほ乳類（ウサギ・ハムスターなど）	81	6.2
4	その他	189	14.5
5	ペットは飼っていない	300	23.1

Q10 あなたの家庭でペットを飼っている理由を教えてください。当てはまるものをすべてお選びください。（MA）

		回答数	%
全体		841	100.0
1	気持ちが安らぐ・癒されるから	607	72.2
2	自分が動物好きだから	471	56.0
3	家族が動物好きだから	416	49.5
4	子どもの情操教育のため	72	8.6
5	防犯に役立つから	29	3.4
6	家庭内のコミュニケーションを良くするため	162	19.3
7	恵まれない環境にある動物を助きたいから	84	10.0
8	寂しさをまぎらわすため	75	8.9
9	その他	19	2.3
10	分からない	32	3.8

Q11 あなたは犬は好きですか。当てはまるものを1つお選びください。（SA）

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	好き	930	71.5
2	嫌い	80	6.2
3	どちらでもない	290	22.3

Q12 あなたは猫は好きですか。当てはまるものを1つお選びください。（SA）

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	好き	796	61.2
2	嫌い	172	13.2
3	どちらでもない	332	25.5

Q13 家族（自分を含む）の中に動物に対するアレルギーのある方はいますか。当てはまるものをすべてお選びください。（MA）

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	犬に対するアレルギーがある家族がいる	82	6.3
2	猫に対するアレルギーがある家族がいる	180	13.8
3	その他の動物に対するアレルギーがある家族がいる	39	3.0
4	動物に対するアレルギーのある家族はいない	908	69.8
5	分からない	170	13.1

Q14 あなたがもし犬・猫を飼う場合、どこから入手しますか。当てはまるものをすべてお選びください。（MA）

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	ペットショップ（大型店のペット売場を含む）	578	44.5
2	ブリーダー（繁殖業者）	222	17.1
3	保健所・動物愛護センターなどの行政機関	352	27.1
4	動物愛護団体	328	25.2
5	友人・知人	316	24.3
6	個人間の譲渡（里親募集サイトやSNS等インターネットを通じたもの）	191	14.7
7	個人間の譲渡（動物病院等の張り紙を通じたもの）	160	12.3
8	その他	29	2.2
9	分からない	261	20.1

Q15 Q14で「保健所・動物愛護センターなどの行政機関」を選ばなかった理由は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。（MA）

		回答数	%
全体		948	100.0
1	入手方法がわからないから	491	51.8
2	手続きが面倒だから	180	19.0
3	ペットショップなどで買うほうが良いから	85	9.0
4	性格や健康状態が分からないから	182	19.2
5	血統書がないから	41	4.3
6	どんな犬・猫に育つか分からないから	91	9.6
7	他人が飼っていた犬・猫は嫌だから	68	7.2
8	その他	110	11.6

Q16 あなたは、犬をどのように飼育していますか。当てはまるものを1つお選びください。（SA）

		回答数	%
全体		469	100.0
1	屋外へは一切出さず、屋内のみで飼っている	46	9.8
2	散歩のときなどに限り、屋外に出している	380	81.0
3	基本的には屋外で、状況に応じて屋内に入れている	22	4.7
4	屋内には一切入れず、屋外のみで飼っている	19	4.1
5	その他	2	0.4

Q17 あなたが飼っている犬のトイレのしつけについて、当てはまるものを1つお選びください。(SA)

全体		回答数	%
1	屋内の犬用トイレでさせている	194	41.4
2	屋内と屋外を併用	152	32.4
3	屋外のみ	122	26.0
4	その他	1	0.2

Q18 あなたが飼っている犬の散歩中のトイレ(糞(ふん))について、当てはまるものを1つお選びください。(SA)

全体		回答数	%
1	持ち帰る	433	92.3
2	何もしない(そのまま放置)	3	0.6
3	その他	1	0.2
4	散歩中にトイレ行為はしない	11	2.3
5	散歩はしない	21	4.5

Q18 あなたが飼っている犬の散歩中のトイレ(尿)について、当てはまるものを1つお選びください。(SA)

全体		回答数	%
1	水をかけている	295	62.9
2	持参したトイレシートを使用	36	7.7
3	何もしない(そのまま放置)	97	20.7
4	その他	3	0.6
5	散歩中にトイレ行為はしない	14	3.0
6	散歩はしない	24	5.1

Q19 あなたが飼っている犬への「適切なしつけ※」をしていますか。当てはまるものを1つお選びください。(SA)

全体		回答数	%
1	十分しつけている	197	42.0
2	少しはしつけている	226	48.2
3	あまりしつけていない	46	9.8
4	その他	0	0.0

Q20 犬を飼育する場合、飼い主には「居住している市区町村への犬の登録」・「狂犬病の予防接種を受けさせること」・「鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること」が法律で義務付けられています。あなたが飼っている犬に対して行っていることについて、当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

全体		回答数	%
1	現在居住している市区町村に飼い犬を登録すること	376	80.2
2	年1回の狂犬病予防接種を受けさせること	380	81.0
3	鑑札を装着させること	178	38.0
4	狂犬病予防接種の注射済票を装着すること	172	36.7
5	何もしていない	18	3.8
6	家族が世話をしているので分からない	32	6.8

Q21 あなたは、猫をどのように飼育していますか。当てはまるものを1つお選びください。(SA)

		回答数	%
全体		385	100.0
1	屋外へは一切出さず、屋内のみで飼っている	298	77.4
2	自由に屋内外を出入りできるようにしている	62	16.1
3	基本的には屋外で、状況に応じて屋内に入れている	11	2.9
4	屋内には一切入れず、屋外のみで飼っている	6	1.6
5	その他	8	2.1

Q22 あなたが飼っている猫のトイレのしつけについて、当てはまるものを1つお選びください。(SA)

		回答数	%
全体		385	100.0
1	屋内の猫用トイレでさせている	321	83.4
2	屋内の猫用トイレと屋外の猫用トイレを併用	26	6.8
3	屋内の猫用トイレを使用しているが、外に出た際はどこで用を足しているか不明	16	4.2
4	特にしつけはしていない	19	4.9
5	その他	3	0.8

Q23 あなたが犬や猫を購入(または、拾ってきて飼育を決定)の際に要した比較・検討するための期間について、当てはまるものを1つお選びください。(SA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	1日未満	170	21.9
2	1日～1週間未満	212	27.3
3	1週間～2週間未満	132	17.0
4	2週間～1カ月未満	101	13.0
5	1カ月以上	142	18.3
6	その他	20	2.6

Q24 あなたが飼っている犬や猫は、不妊・去勢手術を受けていますか。当てはまるものを1つお選びください。(SA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	受けた	576	74.1
2	受ける予定がある	45	5.8
3	受ける予定はない	134	17.2
4	家族が世話をしているので分からない	22	2.8

Q25 あなたが飼っている犬や猫に、所有者表示をしていますか。当てはまるものを1つお選びください。(SA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	首輪だけつけている(所有者の表示なし)	189	24.3
2	首輪に鑑札や迷子札をつけている	98	12.6
3	首輪に名前や連絡先を書いている	71	9.1
4	マイクロチップを装着している	109	14.0
5	何もつけていない	280	36.0
6	その他	5	0.6
7	家族が世話をしているので分からない	25	3.2

Q26 あなたが飼っているペットについて、飼育上の不安や心配はありますか。当てはまるものをすべてお選びください。（MA）

全体		回答数	%
1	エサ代・病院費用などの金銭面の負担	295	35.1
2	適正飼育の確保（適切なしつけの仕方など）	126	15.0
3	逃走や周囲への迷惑や危害の発生の防止	143	17.0
4	人と動物の共通感染症（オウム病など）の予防	89	10.6
5	災害時の取扱方法	336	40.0
6	一時的な飼育先の確保（自分が病気になった時など、世話を頼める人が近くにいない）	129	15.3
7	終生飼育の確保（自分に何かあった時に、ペットを託せる人がいない）	104	12.4
8	ペットロス（ペットの死亡などを契機に発症する疾患）	254	30.2
9	その他	6	0.7
10	特になし	186	22.1

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_1 当てはまるものをすべてお選びください。／ペットの種類や品種を選ぶための情報（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	53	6.3
2	動物病院	124	14.7
3	ペットショップ	189	22.5
4	ブリーダー	50	5.9
5	ペット飼育中の知人、親戚など	97	11.5
6	インターネット	266	31.6
7	テレビ・ラジオ	58	6.9
8	新聞・雑誌など	51	6.1
9	その他	29	3.4
10	入手していない	327	38.9

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_2 当てはまるものをすべてお選びください。／適正な飼育をするための情報（しつけ方法など）（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	42	5.0
2	動物病院	197	23.4
3	ペットショップ	135	16.1
4	ブリーダー	33	3.9
5	ペット飼育中の知人、親戚など	117	13.9
6	インターネット	337	40.1
7	テレビ・ラジオ	60	7.1
8	新聞・雑誌など	96	11.4
9	その他	40	4.8
10	入手していない	243	28.9

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_3 当てはまるものをすべてお選びください。／ペットの健康に関する情報（予防接種など）（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	89	10.6
2	動物病院	365	43.4
3	ペットショップ	99	11.8
4	ブリーダー	23	2.7
5	ペット飼育中の知人、親戚など	78	9.3
6	インターネット	274	32.6
7	テレビ・ラジオ	35	4.2
8	新聞・雑誌など	60	7.1
9	その他	26	3.1
10	入手していない	200	23.8

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_4 当てはまるものをすべてお選びください。／終生飼養を確保するための情報（飼育にかかる費用など）（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	34	4.0
2	動物病院	124	14.7
3	ペットショップ	71	8.4
4	ブリーダー	24	2.9
5	ペット飼育中の知人、親戚など	61	7.3
6	インターネット	226	26.9
7	テレビ・ラジオ	31	3.7
8	新聞・雑誌など	50	5.9
9	その他	21	2.5
10	入手していない	408	48.5

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_5 当てはまるものをすべてお選びください。／所有の明示についての情報（鑑札やマイクロチップ装着など）（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	70	8.3
2	動物病院	141	16.8
3	ペットショップ	99	11.8
4	ブリーダー	23	2.7
5	ペット飼育中の知人、親戚など	60	7.1
6	インターネット	184	21.9
7	テレビ・ラジオ	33	3.9
8	新聞・雑誌など	29	3.4
9	その他	16	1.9
10	入手していない	375	44.6

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_6 当てはまるものをすべてお選びください。／繁殖についての情報（不妊・去勢手術など）（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	36	4.3
2	動物病院	305	36.3
3	ペットショップ	85	10.1
4	ブリーダー	28	3.3
5	ペット飼育中の知人、親戚など	61	7.3
6	インターネット	184	21.9
7	テレビ・ラジオ	19	2.3
8	新聞・雑誌など	33	3.9
9	その他	17	2.0
10	入手していない	288	34.2

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_7 当てはまるものをすべてお選びください。／人と動物の共通感染症予防のための情報（オウム病など）（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	46	5.5
2	動物病院	255	30.3
3	ペットショップ	72	8.6
4	ブリーダー	13	1.5
5	ペット飼育中の知人、親戚など	48	5.7
6	インターネット	195	23.2
7	テレビ・ラジオ	37	4.4
8	新聞・雑誌など	41	4.9
9	その他	15	1.8
10	入手していない	335	39.8

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_8 当てはまるものをすべてお選びください。／ペットの逃走や危害などによるトラブルの発生を防止するための情報（MA）

全体		回答数	%
1	行政機関	53	6.3
2	動物病院	98	11.7
3	ペットショップ	59	7.0
4	ブリーダー	22	2.6
5	ペット飼育中の知人、親戚など	75	8.9
6	インターネット	200	23.8
7	テレビ・ラジオ	33	3.9
8	新聞・雑誌など	41	4.9
9	その他	25	3.0
10	入手していない	418	49.7

Q27 あなたは、ペット飼育に関する情報をどこから入手していますか。以下のそれぞれの項目について、
_9 当てはまるものをすべてお選びください。／災害時の避難対策についての情報 (MA)

		回答数	%
全体		841	100.0
1	行政機関	110	13.1
2	動物病院	86	10.2
3	ペットショップ	49	5.8
4	ブリーダー	19	2.3
5	ペット飼育中の知人、親戚など	61	7.3
6	インターネット	217	25.8
7	テレビ・ラジオ	48	5.7
8	新聞・雑誌など	43	5.1
9	その他	24	2.9
10	入手していない	397	47.2

Q28 あなたが飼っている犬や猫を事情により飼えなくなった場合、どのようにしますか。当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	新しい飼い主を個人的に探す	357	45.9
2	既に譲渡先を決めている	65	8.4
3	動物愛護団体や動物病院、ペットショップなどに相談する	225	29.0
4	保健所・動物愛護センターなどの行政機関に引き取りを依頼する	76	9.8
5	野外に放す	2	0.3
6	その他	21	2.7
7	考えていない	246	31.7

Q29 犬や猫などを遺棄したものは、100万円以下の罰金に処せられることを知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。(SA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	知っている	293	37.7
2	知らない	484	62.3

Q30 あなたが飼っている犬や猫が行方不明になった場合、どのようにしますか。当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	自分で近所を探す	653	84.0
2	張り紙などを掲示する	426	54.8
3	SNS (Facebook・Twitterなど) で情報提供を募る	256	32.9
4	保健所・動物愛護センターなどの行政機関に連絡する	407	52.4
5	交番・警察署に連絡する	305	39.3
6	帰ってくるまで待つ	201	25.9
7	その他	10	1.3

Q31 あなたは、災害が起きて避難が必要となった場合、飼っている犬や猫をどうしますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	避難先に一緒に連れていく	417	53.7
2	自宅に置いていく	51	6.6
3	野外に放す	11	1.4
4	親戚や友人に預ける	62	8.0
5	危険だとしても避難せず、ペットとともに自宅や車で過ごす	143	18.4
6	その他	9	1.2
7	考えていない	84	10.8

Q32 あなたは、災害等により避難する場合、環境省のガイドラインでは「①ペットと一緒に避難する『同行避難』が原則となっていること」や、「②避難所でペットと同じ建物内で過ごせるかどうかは、自治体等に任されていること」を知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	①だけ知っている	100	12.9
2	②だけ知っている	93	12.0
3	①、②とも知っている	188	24.2
4	①、②とも知らなかった	396	51.0

Q33 あなたは、災害時に備え、犬や猫のための防災対策をしていますか。当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	エサやペットシートなどの備蓄	366	47.1
2	ケージやキャリーバッグの準備	301	38.7
3	迷子札やマイクロチップの装着	153	19.7
4	避難所や避難経路、ペットの同行避難の可否の確認	80	10.3
5	避難所で周囲の人に迷惑をかけないようにしつけ	111	14.3
6	緊急時の預かり先を確保	50	6.4
7	その他	5	0.6
8	対策はしていない	307	39.5

Q34 あなたは、近隣の方に飼っている犬や猫のことで迷惑をかけていると思いますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		777	100.0
1	迷惑はかけていない	420	54.1
2	何かしら迷惑をかけている	173	22.3
3	分からない	184	23.7

Q35 あなたの犬や猫が迷惑をかけていると思われる理由は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		173	100.0
1	糞(ふん)・尿	29	16.8
2	鳴き声・騒音	136	78.6
3	臭い	34	19.7
4	他人の財産(家の壁や自動車など)への損傷	8	4.6
5	放し飼い	5	2.9
6	毛の飛散	25	14.5
7	かむ・ひっかくなどの危害	2	1.2
8	その他	3	1.7

Q36 あなたは、他人が飼っている犬で、困っていることはありますか。困っている理由として、当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	糞(ふん)・尿	377	29.0
2	鳴き声・騒音	334	25.7
3	臭い	116	8.9
4	放し飼い	92	7.1
5	毛の飛散	90	6.9
6	かむなどの危害	59	4.5
7	犬から人間にうつる病気への感染	35	2.7
8	その他	9	0.7
9	困っていることはない	683	52.5

Q37 他人の犬に困った時(もしくは、困る場面に遭遇した場合)にどう対処しますか。当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	飼い主に注意する	439	33.8
2	行政窓口に相談する	272	20.9
3	町内会・管理組合などに相談する	158	12.2
4	自分で工夫する	195	15.0
5	我慢する(何もしない)	493	37.9
6	その他	20	1.5

Q38 あなたは、他人が飼っている猫や野良猫で、困っていることはありますか。困っている理由として、当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	糞(ふん)・尿	366	28.2
2	鳴き声・騒音	213	16.4
3	臭い	97	7.5
4	放し飼い	144	11.1
5	毛の飛散	55	4.2
6	ひっかくなどの危害	41	3.2
7	猫から人間にうつる病気への感染	36	2.8
8	その他	14	1.1
9	困っていることはない	773	59.5

Q39 他人の猫や野良猫に困った時にどう対処しますか。当てはまるものをすべてお選びください。(M A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	飼い主に注意する	312	24.0
2	行政窓口相談する	317	24.4
3	町内会・管理組合などに相談する	184	14.2
4	自分で工夫する	260	20.0
5	我慢する(何もしない)	492	37.8
6	その他	22	1.7

Q40 数年前(2~3年前)と比べ、他人が飼っている犬・猫や野良猫に関するトラブルは増えていると感じますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		726	100.0
1	増えている	149	20.5
2	減っている	93	12.8
3	変わらない	292	40.2
4	分からない	192	26.4

Q41 近隣での犬や猫の多頭飼育が原因で困った経験はありますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	ある	142	10.9
2	ない	1158	89.1

Q42 近隣への迷惑防止や飼い主への適正飼育を促すため、一定数以上の犬や猫を飼育する者に届出義務を課すなどの規制を課すことについて、どう思いますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	賛成	946	72.8
2	反対	42	3.2
3	分からない	312	24.0

Q43 Q42で「反対」を選んだ理由は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。(M A)

		回答数	%
全体		42	100.0
1	届出制にしても迷惑防止につながらないため	11	26.2
2	届け出ない人が多いと思うため	17	40.5
3	必要性を感じないため	12	28.6
4	何頭飼おうが個人の自由だから	9	21.4
5	手続きが面倒だから	3	7.1
6	飼われている犬や猫にとって良いことかどうか分からないから	8	19.0
7	その他	0	0.0

Q44 あなたは、地域猫活動を知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	知っており、内容も理解している	352	27.1
2	聞いたことはあるが、内容は知らない	400	30.8
3	知らない	548	42.2

Q45 あなたは、自分の住む地域において、野良猫の問題が起こった時の対策として、地域猫活動を行うことをどう思いますか。当てはまるものを1つお選びください。(S A)

		回答数	%
全体		1300	100.0
1	賛成	800	61.5
2	反対	46	3.5
3	どちらともいえない	454	34.9

Q46 地域猫活動に賛成の理由について、当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		800	100.0
1	野良猫が減るから	454	56.8
2	糞(ふん)・尿やゴミ袋をあさるなどの野良猫問題が減るから	378	47.3
3	猫を殺さずに問題解決ができるから	571	71.4
4	地域の問題は地域で解決すべきだから	184	23.0
5	地域コミュニティの活性化につながるから	129	16.1
6	その他	1	0.1

Q47 地域猫活動に反対の理由について、当てはまるものをすべてお選びください。(MA)

		回答数	%
全体		46	100.0
1	野良猫が減らないから	21	45.7
2	捨て猫が増えるから	18	39.1
3	野良猫を不妊・去勢するのはかわいそうだから	4	8.7
4	地域で取り組むべき問題ではないから	12	26.1
5	時間や労力がかかるから	9	19.6
6	地域住民の対立が生じるから	9	19.6
7	その他	6	13.0

Q48 ペットについて何かご意見や行政（国・県・市町村等）へのご要望があればご記入ください。

※以下は項目ごとの主な意見。意見の趣旨を損なわない範囲で表現を変えたり要約したりしている。

飼い主に対する法・規制の導入・強化

意見・要望の内容	年齢	ペット飼育の有無
ペットを飼う人は資格を持たなければならないという法律を作り、ペット飼育に対するハードルを上げてほしい。	20歳代	有
ペットの飼育は許可制とするとともに、飼い主から預託金を徴収するべきである。預託金は野良犬や野良猫の対策費等として使用する。	50歳代	有
ペットの飼育は届け出制にして、飼い主には講習を受けさせるようにしてほしい。	30歳代	有
ペットの飼い主からはペット税を徴収したほうが良い。	30歳代	有
犬の糞(ふん)の放置には厳重に罰を与えてほしい。	40歳代	有
公道・私道に糞(ふん)・尿をした場合の罰則を求める。	40歳代	有
猫や犬、その他の動物やペットは家族ととらえ、飼い主が責任を持つような制度があれば良い。殺傷した場合にはそれなりの罰を課すことを要望する。	50歳代	有
動物を飼って良い賃貸物件を建設する場合は、近隣住民の許可を得るべきである。	30歳代	有
猫も犬と同様に放し飼いを禁止にしてほしい。	50歳代	有
犬については規制があるのに、猫は野放図。猫への規制を厳しくしてほしい。	60歳代	有
迷惑な飼い主に対してはしっかりと行政指導をしてほしい。	30歳代	有

殺処分削減

東京に限らず、全国での殺処分ゼロを実現してほしい。	50歳代	無
殺処分を減少させ、最終的にはゼロになることを切に望む。	30歳代	有
動物が殺処分にならないように、各種PR活動、行政・地域住民・獣医師・ボランティアによる懇談会、映画鑑賞、イベントを実施すべき。	50歳代	有
殺処分を減らすため、愛護団体と行政との結びつきを強固にしてほしい。野良猫の虐待に対する処罰が軽すぎると感じる。	50歳代	無
保護された犬や猫を殺処分するのはやめてほしい。きちんと公開して里親になる人を見つけてあげてほしい。	60歳代	有
もっと動物を大切に扱ってほしい。動物の命を粗末に扱って人は罰するべき。保健所で殺すことはやめてほしい。	50歳代	有
行政は、殺処分ゼロを目指すべく、ボランティア団体が行っている里親探しの支援や保護施設の開設などに、積極的に取り組んでほしいと思う。	50歳代	有

飼い主・住民に対する情報提供・啓発の強化

ペットを飼っている家庭に、飼い方や近隣への配慮、マナーを記した冊子を配布すると良い。動物を飼う人は、犬や猫が嫌いな人や鳴き声などに迷惑している人がいることを知ってほしい。	20歳代	有
ペットを飼育する人を対象に、飼育の仕方を教える講演会等を定期的に催してほしい。	50歳代	有
健全なペットとの付き合い方を市民に教育してほしい。	40歳代	有
ネットをもっと活用して、周知活動を活発にしてほしい。	50歳代	無
ペットが大きくなると捨ててしまう飼い主の話を時々聞く。最後まで面倒を見ることについて、啓発活動に努めていただきたい。	50歳代	有
最近は減ってきているが、犬の糞(ふん)が道路の隅に放置されているのを見かける。飼い主のマナーの問題なので、広報などでマナーの遵守を呼びかけてほしい。	20歳代	無
野良猫の対策(助成金)などを住民に知らせてほしい。	40歳代	有

事業者に対する法・規制の導入・強化

意見・要望の内容	年齢	ペット飼育の有無
悪徳ペットショップ・ブリーダーの規制をしてほしい。ペットを商品としてしか考えていない業者が多すぎる。	40歳代	有
悪質なブリーダーを取り締まってもらいたい。ペットショップでの生体の販売を中止する、若しくは何らかの制限を設けるなどの取り組みを行ってほしい。	60歳代	有
違法なブリーダーの実態把握、取り締まり強化。利潤追求のための輸入動物の厳格化。	50歳代	有
ペットショップで子猫や子犬を売ることにもっと制限などをつけて厳しくしてほしい。	20歳代	有
ペットショップが適正な方法で営業されているか、確認してほしい。	50歳代	有

飼い主に対する補助制度の創設・拡充

狂犬病予防注射の接種に対して補助をしてほしい。	30歳代	有
避妊・去勢手術を受けやすくするために補助をしてほしい。	50歳代	有
ボランティアで動物の保護をしている人に金銭的な補助をしてほしい。	50歳代	有
赤ちゃんおむつのゴミ袋同様、ペットシーツのためのゴミ袋も無料配布してほしい。	60歳代	有

自治体の対応への不満

よその飼い主がペットの毛の塊を頻繁にわが家の庭に捨てるので、行政に相談したが、特に対応してくれなかったため、行政には期待していない。	40歳代	有
隣家の多頭飼育に悩まされ、市に相談したところ、それが隣家に伝わり嫌がらせを受けたため、再度市に相談したが、何もしてくれなかった。	70歳以上	有

動物愛護の推進

動物を器物扱いにしている法律を改正してほしい。法律がそうなっているのだから、動物の命を簡単に考える人がいるのもわかる。	40歳代	有
ペットを物扱いとする法律を改正してほしい。	40歳代	有

避難所におけるペット対応の充実

避難先にペットと一緒に避難できるようにしてほしい。	50歳代	有
避難場所におけるペット同行の詳細を開示してほしい。	60歳代	有

飼い主不明犬・猫の譲渡推進

譲渡の条件をもっと緩くしてほしい。	50歳代	有
飼えなくなった時に引き取ってもらえる施設があれば、野良犬・猫だけでなく、ワニや毒ヘビなどの危険生物が野に放たれる心配が減るので、ありがたい。	20歳代	有

地域猫活動への対応

殺処分を減らすためにも、地域猫をより多く保護できるよう手当を厚くしてほしい。	50歳代	有
野良猫や地域猫の放し飼いは全てやめてほしい。猫は室内で飼育すべき。	50歳代	有

野良猫による糞(ふん)・尿被害への対策強化

野良猫に餌やりをする人を逮捕してほしい。残りの餌を片付けない。糞(ふん)・尿被害に迷惑している人のことを考えていない。	50歳代	有
近所で野良猫に餌をあげている人がいるようで、食べ物が散らかっていたり、糞(ふん)があつたりするので、対策を考えるべき。	60歳代	有

その他

意見・要望の内容	年齢	ペット飼育の有無
公共施設など、ペット同伴可能な場所を増やしてほしい。	50歳代	有
野良猫に関しては、行政・地域がもっと寛容になってほしい。	60歳代	有
野良猫の溜まり場になっている場所が近所にあつて、自分の市でこの猫たちに対してどんなケアや保護をしているのか気になっている。	30歳代	有
飛行機の座席にペットを持ち込める便を作してほしい。	30歳代	有
動物を輸入しやすくしてほしい。	50歳代	有

飼育マナーの改善

夕方の犬の散歩時間などは、近くの緑化道路では糞(ふん)・尿の臭いがひどい。近隣の住民は毎日のことなので辛いと思う。	60歳代	無
家の前に糞(ふん)をされ、片付けもせずに行ってしまうということが何度もあり困っている。ペットを飼う以上、飼い主の責任と義務として、最低限のマナーは守ってほしい。	50歳代	無
散歩中の犬に放尿させたり、早朝、糞(ふん)をさせて持ち帰らない人が多い。誰がやっているのかわからないので、行政に言いようがない。	40歳代	有
飼い主はもっと他人への迷惑を配慮すべきと思う。	40歳代	有
最近の飼い主のマナーの悪さは目に余る。ペットの生態・習性など勉強してから飼ってほしい。	40歳代	有

終生飼育の徹底

最後まで責任を持って飼うこと。これだけです。ペットの飼育にはお金がかかることも前もって知っていてほしい。	30歳代	有
最近ではマナーについてとてもよく周知できているが、高齢者がペットを飼えなくなってやむなく放置するという話を聞くことが多くなった。	50歳代	有
飼う以上は最後まで責任を持つことが大切である。	70歳以上	無
個人個人が責任を持って生涯面倒を見るべき。飼い主が老齢、病気になった時どうするか、日頃から考えておくべきと思う。	70歳以上	有
自身の生活に余裕のない方は、むやみにペットを飼ってはいけないと思う。	70歳以上	有

その他

ペットがいると生活に潤いが出て楽しいが、今マンション住まいなので飼うことを禁じられていて残念。	70歳以上	無
ペット飼育可の賃貸物件を増やしてほしい。	50歳代	有
ペットで癒されている人が多いので、ペット禁止の街を作らないでほしい。	30歳代	有
先進国のように、ペットとの共存が進化してほしい。店、レストランへの入店など。飼い主のしつけ意識強化も大事。	70歳以上	有
ドッグランなど、犬を連れて行くところが増えると良いと思う。	60歳代	有
ブリーダーさんに教を請いたい、料金が高く困っている。	60歳代	有
ペットショップで売っている猫が高すぎると思う。	70歳以上	有
動物に優しい社会は、障害者や高齢者にとっても優しい社会であると思うから推進していくべき。	50歳代	有
ペットはあまり増えすぎないと良いと思う。	40歳代	有
1月に愛犬が死亡したが、やっとペットロスから解放された。	20歳代	有

2. 自治体アンケート調査結果

■ 調査票 A（動物担当部署）

Q1- 貴自治体ではペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題がありますか。当てはまるものをすべてお選びください。（○はいくつでも）（MA）

全体		回答数	%
	全体	30	100.0
1	狂犬病予防注射接種率が低い	9	30.0
2	飼い犬の登録率が低い	1	3.3
3	所有者表示（鑑札、名札、マイクロチップ等）が徹底されない	6	20.0
4	ペットによる悪臭・騒音が発生している	14	46.7
5	犬の散歩時のマナーが悪い飼い主がいる	24	80.0
6	飼い猫の屋内飼育が徹底されない	17	56.7
7	安易にペットを飼い始める住民が見られる	4	13.3
8	ペットが遺棄されている	1	3.3
9	不適切な多頭飼育・ネグレクト問題が発生している	8	26.7
10	不妊・去勢手術が徹底されない	14	46.7
11	ペットの災害対策に関する飼い主の意識が低い	3	10.0
12	飼い主不明犬・猫によるふん尿、爪とぎ等による被害が発生している	18	60.0
13	飼い主不明犬・猫への不適切な餌やりがある	25	83.3
14	地域猫活動が展開できていない	6	20.0
15	犬や猫の譲渡会が開催できない、開催できても成果が上がらない	4	13.3
16	動物の殺傷や虐待事件が発生している	0	0.0
17	その他	1	3.3
18	特に問題はない	0	0.0

Q1- 問1-1で選んだものの中で、「特に対応に苦慮しているもの」を3つまで選んで番号を記入してください。（MA）

全体		回答数	%
	全体	30	100.0
1	狂犬病予防注射接種率が低い	5	16.7
2	飼い犬の登録率が低い	0	0.0
3	所有者表示（鑑札、名札、マイクロチップ等）が徹底されない	2	6.7
4	ペットによる悪臭・騒音が発生している	1	3.3
5	犬の散歩時のマナーが悪い飼い主がいる	9	30.0
6	飼い猫の屋内飼育が徹底されない	8	26.7
7	安易にペットを飼い始める住民が見られる	0	0.0
8	ペットが遺棄されている	0	0.0
9	不適切な多頭飼育・ネグレクト問題が発生している	6	20.0
10	不妊・去勢手術が徹底されない	8	26.7
11	ペットの災害対策に関する飼い主の意識が低い	0	0.0
12	飼い主不明犬・猫によるふん尿、爪とぎ等による被害が発生している	13	43.3
13	飼い主不明犬・猫への不適切な餌やりがある	18	60.0
14	地域猫活動が展開できていない	3	10.0
15	犬や猫の譲渡会が開催できない、開催できても成果が上がらない	0	0.0
16	動物の殺傷や虐待事件が発生している	0	0.0
17	その他	0	0.0

- Q3- 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる
1_1 ①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) /
①ペット飼育に関する法的義務等の履行(狂犬病予防注射接種、飼い犬の登録、所有者表示等) (MA)

		回答数	%
全体		30	100.0
1	市町村の広報紙やホームページにおける情報発信	28	93.3
2	独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	10	33.3
3	国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	17	56.7
4	自治会・町会との連携・意見交換	0	0.0
5	飼い主への文書による通知	15	50.0
6	イベント・講座等を開催	5	16.7
7	特に啓発は行っていない	1	3.3

- Q3- 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる
1_2 ①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) /
②飼育マナーの適正化(悪臭・騒音防止、散歩時のマナー適正化、飼い猫の屋内飼育等) (MA)

		回答数	%
全体		30	100.0
1	市町村の広報紙やホームページにおける情報発信	27	90.0
2	独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	18	60.0
3	国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	15	50.0
4	自治会・町会との連携・意見交換	0	0.0
5	飼い主への文書による通知	8	26.7
6	イベント・講座等を開催	12	40.0
7	特に啓発は行っていない	0	0.0

- Q3- 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる
1_3 ①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) /
③終生飼育の徹底(安易な飼育防止、ペット遺棄防止、不適切な多頭飼育・ネグレクト問題防止、ペットの不妊・去勢手術等) (MA)

		回答数	%
全体		30	100.0
1	市町村の広報紙やホームページにおける情報発信	22	73.3
2	独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	11	36.7
3	国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	16	53.3
4	自治会・町会との連携・意見交換	0	0.0
5	飼い主への文書による通知	3	10.0
6	イベント・講座等を開催	5	16.7
7	特に啓発は行っていない	1	3.3

- Q3- 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる
1_4 ①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) /
④ペットの災害対策(マニュアル等の作成、避難訓練、ペット関連物資の備蓄等) (MA)

		回答数	%
全体		30	100.0
1	市町村の広報紙やホームページにおける情報発信	11	36.7
2	独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	9	30.0
3	国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	16	53.3
4	自治会・町会との連携・意見交換	3	10.0
5	飼い主への文書による通知	4	13.3
6	イベント・講座等を開催	3	10.0
7	特に啓発は行っていない	1	3.0

Q3- 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる
 1_5 ①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) /
 ⑤飼い主不明犬・猫対策 (TNR※・地域猫活動、譲渡会、動物殺傷・虐待防止等) (MA)

全体		回答数	%
	全体	30	100.0
1	市町村の広報誌やホームページにおける情報発信	19	63.3
2	独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	11	36.7
3	国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示	12	40.0
4	自治会・町会との連携・意見交換	5	16.7
5	飼い主への文書による通知	1	3.3
6	イベント・講座等を開催	14	46.7
7	特に啓発は行っていない	5	16.7

Q4- ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_1 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体(実績)と今後連携したい主体(希望)を
 1_2 すべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) / ①ペット飼育に関する法的義務等の履行(狂犬
 病予防注射接種、飼い犬の登録、所有者表示等) / 実績(MA)

全体		回答数	%
	全体	30	100.0
1	庁内の他部署	2	6.7
2	他の市町村	8	26.7
3	都	7	23.3
4	国	1	3.3
5	獣医師会・動物病院	25	83.3
6	動物愛護団体・ボランティア	0	0.0
7	社会福祉協議会・民生委員	0	0.0
8	自治会・マンション管理組合	1	3.3
9	ペット関連業者	0	0.0
10	実績なし	3	10.0

Q4- ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_1 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体(実績)と今後連携したい主体(希望)を
 1_2 すべてお選びください。(①～⑤の項目ごとに○はいくつでも) / ①ペット飼育に関する法的義務等の履行(狂犬
 病予防注射接種、飼い犬の登録、所有者表示等) / 希望(MA)

全体		回答数	%
	全体	30	100.0
1	庁内の他部署	1	3.3
2	他の市町村	4	13.3
3	都	3	10.0
4	国	2	6.7
5	獣医師会・動物病院	8	26.7
6	動物愛護団体・ボランティア	3	10.0
7	社会福祉協議会・民生委員	1	3.3
8	自治会・マンション管理組合	2	6.7
9	ペット関連業者	4	13.3
10	希望なし	7	23.3

- Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_2 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 1_1 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／②飼育マナーの適正化（悪臭・騒音防止、散歩時のマナー適正化、飼い猫の屋内飼育等）／ 実績（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	9	30.0
2	他の市町村	1	3.3
3	都	17	56.7
4	国	1	3.3
5	獣医師会・動物病院	9	30.0
6	動物愛護団体・ボランティア	14	46.7
7	社会福祉協議会・民生委員	2	6.7
8	自治会・マンション管理組合	3	10.0
9	ペット関連業者	0	0.0
10	実績なし	3	10.0

- Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_2 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 2_2 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／②飼育マナーの適正化（悪臭・騒音防止、散歩時のマナー適正化、飼い猫の屋内飼育等）／ 希望（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	5	16.7
2	他の市町村	2	6.7
3	都	8	26.7
4	国	3	10.0
5	獣医師会・動物病院	6	20.0
6	動物愛護団体・ボランティア	9	30.0
7	社会福祉協議会・民生委員	1	3.3
8	自治会・マンション管理組合	7	23.3
9	ペット関連業者	8	26.7
10	希望なし	5	16.7

- Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_3 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 1_1 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／③終生飼育の徹底（安易な飼育防止、ペット遺棄防止、不適切な多頭飼育・ネグレクト問題防止、ペットの不妊・去勢手術等）／ 実績（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	3	10.0
2	他の市町村	1	3.3
3	都	7	23.3
4	国	1	3.3
5	獣医師会・動物病院	5	16.7
6	動物愛護団体・ボランティア	17	56.7
7	社会福祉協議会・民生委員	2	6.7
8	自治会・マンション管理組合	4	13.3
9	ペット関連業者	0	0.0
10	実績なし	9	30.0

Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_3 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 2_1 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／③終生飼育の徹底（安易な飼育防止、ペット遺棄防止、不適切な多頭飼育・ネグレクト問題防止、ペットの不妊・去勢手術等）／ 希望（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	4	13.3
2	他の市町村	1	3.3
3	都	9	30.0
4	国	4	13.3
5	獣医師会・動物病院	10	33.3
6	動物愛護団体・ボランティア	8	26.7
7	社会福祉協議会・民生委員	4	13.3
8	自治会・マンション管理組合	6	20.0
9	ペット関連業者	8	26.7
10	希望なし	3	10.0

Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_4 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 2_1 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／④ペットの災害対策（マニュアル等の作成、避難訓練、ペット関連物資の備蓄等）／ 実績（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	16	53.3
2	他の市町村	1	3.3
3	都	3	10.0
4	国	1	3.3
5	獣医師会・動物病院	12	40.0
6	動物愛護団体・ボランティア	2	6.7
7	社会福祉協議会・民生委員	1	3.3
8	自治会・マンション管理組合	1	3.3
9	ペット関連業者	0	0.0
10	実績なし	8	26.7

Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下
 1_4 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 2_2 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／④ペットの災害対策（マニュアル等の作成、避難訓練、ペット関連物資の備蓄等）／ 希望（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	7	23.3
2	他の市町村	4	13.3
3	都	7	23.3
4	国	3	10.0
5	獣医師会・動物病院	9	30.0
6	動物愛護団体・ボランティア	10	33.3
7	社会福祉協議会・民生委員	1	3.3
8	自治会・マンション管理組合	6	20.0
9	ペット関連業者	4	13.3
10	実績なし	7	23.3

- Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きます。以下
 1_5 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 1_1 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／⑤飼い主不明犬・猫対策（TNR・地域猫活動、
 譲渡会、動物殺傷・虐待防止等）／ 実績（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	6	20.0
2	他の市町村	3	10.0
3	都	7	23.3
4	国	1	3.3
5	獣医師会・動物病院	9	30.0
6	動物愛護団体・ボランティア	24	80.0
7	社会福祉協議会・民生委員	1	3.3
8	自治会・マンション管理組合	8	26.7
9	ペット関連業者	2	6.7
10	実績なし	3	10.0

- Q4- ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きます。以下
 1_5 の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体（実績）と今後連携したい主体（希望）を
 2_2 すべてお選びください。（①～⑤の項目ごとに○はいくつでも）／⑤飼い主不明犬・猫対策（TNR・地域猫活動、
 譲渡会、動物殺傷・虐待防止等）／ 希望（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	庁内の他部署	4	13.3
2	他の市町村	5	16.7
3	都	9	30.0
4	国	4	13.3
5	獣医師会・動物病院	10	33.3
6	動物愛護団体・ボランティア	12	40.0
7	社会福祉協議会・民生委員	7	23.3
8	自治会・マンション管理組合	10	33.3
9	ペット関連業者	4	13.3
10	希望なし	5	16.7

- Q5-1 以下の表に掲げるペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等（1～13）について、貴自治体におい
 て取り組んでいるものをすべてお選びください。（○はいくつでも）（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	無登録犬の飼い主に対する指導	9	30.0
2	散歩マナー向上や咬傷（こうしょう）事故発生防止のためのパトロールの実施	3	10.0
3	飼い犬のしつけ教室の開催	13	43.3
4	ペット飼育に関する飼い主向け相談窓口の設置	1	3.3
5	高齢者のペット飼育状況の把握	0	0.0
6	ペットの多頭飼育の把握	1	3.3
7	災害時におけるペットの取扱いに関する防災計画等への記載	18	60.0
8	災害時におけるペット対策マニュアルの準備	5	16.7
9	避難所におけるペットの取扱いに関するマニュアルの準備	6	20.0
10	ペットを同行した避難訓練の実施	5	16.7
11	行政におけるペット関連物資（餌、医薬品等）の備蓄	3	10.0
12	飼い主不明猫の不妊・去勢手術に係る費用の助成	23	76.7
13	ペットの一時収容保護スペースの確保（動物病院や動物愛護団体等との連携による確保を含む）	0	0.0

Q6-1 以下の表に掲げるペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(1~13)について、貴自治体において取り組んでいるものをすべてお選びください。（〇はいくつでも）（MA）

全体		回答数	%
1	東京都動物愛護相談センターや保健所が開催しており、当自治体は協力している	0	0.0
2	東京都動物愛護相談センターや保健所が開催しており、当自治体は協力していない	3	10.0
3	当自治体の事業として開催している（当自治体の保健所が開催している場合を含む）	1	3.3
4	動物愛護団体が開催しており、当自治体が後援・協力等をしている	6	20.0
5	動物愛護団体が開催しており、当自治体は後援・協力等をしていない	6	20.0
6	その他の方法で開催している	1	3.3
7	犬や猫の譲渡会は開催されていない	13	43.3
8	分からない	0	0.0

Q6- 問6-1で1～6を選択した方に伺います。【開催場所】犬や猫の譲渡会が開催されている場所はどのような場所
2_1 ですか。（〇はいくつでも）（MA）

全体		回答数	%
1	東京都動物愛護相談センター、保健所、公民館等の公共施設（屋内）	4	28.6
2	公園や公共施設の駐車場等（屋外）	5	35.7
3	動物愛護団体の施設（屋内）	1	7.1
4	動物愛護団体の施設の駐車場等（屋外）	0	0.0
5	民間の商業施設（屋内）	3	21.4
6	民間の商業施設の駐車場等（屋外）	3	21.4
7	その他	4	28.6
8	分からない	1	7.1

Q6- 問6-1で1～6を選択した方に伺います。【開催頻度】犬や猫の譲渡会の開催頻度はどれ位ですか。複数の主体
2_2 が開催している場合は、すべてを合計してお答えください。（〇は1つだけ）（SA）

全体		回答数	%
1	週1回程度	0	0.0
2	月1回程度	6	42.9
3	3か月に1回程度	0	0.0
4	半年に1回程度	1	7.1
5	1年間に1回程度	0	0.0
6	その他	5	35.7

Q6- 問6-1で1～6を選択した方に伺います。【展示方法】譲渡会では譲渡される犬や猫はどのような形で展示され
2_3 ていますか。（〇はいくつでも）（MA）

全体		回答数	%
1	譲渡する犬や猫（生体）を展示	10	71.4
2	譲渡する犬や猫をビデオで紹介	1	7.1
3	譲渡する犬や猫を画像で紹介	5	35.7
4	その他	0	0.0
5	分からない	2	14.3

- Q7 貴自治体ではペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関する取組を推進する上でどのような問題がありますか。当てはまるものをすべてお選びください。（〇はいくつでも）（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	予算が不足している	11	36.7
2	人員が不足している	22	73.3
3	組織内に専門的な知識やノウハウが蓄積されにくい	11	36.7
4	庁内各課の連携が難しい	7	23.3
5	他に優先度が高い事業がある	8	26.7
6	問題のあるペット飼育者の指導が難しい	17	56.7
7	住民間の調整を行うのが難しい	17	56.7
8	動物愛護管理に関する法律や条例の規定内容に曖昧さや不足がある	4	13.3
9	東京都動物愛護相談センターや保健所と市町村の役割分担が分かりづらい	7	23.3
10	その他	1	3.3

- Q9_ 貴自治体では、ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫（以下「ペット等」という）に関する苦情の数や、貴自治体の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。（〇は1つだけ）／苦情の数（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	把握している	27	90.0
2	把握していない	3	10.0

- Q9_ 貴自治体では、ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫（以下「ペット等」という）に関する苦情の数や、貴自治体の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。また、把握している場合、苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減（犬・猫の合計）はいかがですか。当てはまるものをお選びください。（〇は1つだけ）／苦情の数（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	減少	4	13.3
2	増加	9	30.0
3	横ばい	14	46.7

- Q9_ 貴自治体では、ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫（以下「ペット等」という）に関する苦情の数や、貴自治体の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。（〇は1つだけ）／引き取られた数（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	把握している	7	23.3
2	把握していない	23	76.7

- Q9_ 貴自治体では、ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫（以下「ペット等」という）に関する苦情の数や、貴自治体の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。また、把握している場合、苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減（犬・猫の合計）はいかがですか。当てはまるものをお選びください。（〇は1つだけ）／引き取られた数（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	減少	3	10.0
2	増加	0	0.0
3	横ばい	4	13.3

- Q9_ 貴自治体では、ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫（以下「ペット等」という）に関する苦情の数や、貴自治体3_1の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。（○は1つだけ）／殺処分数（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	把握している	9	30.0
2	把握していない	21	70.0

- Q9_ 貴自治体では、ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫（以下「ペット等」という）に関する苦情の数や、貴自治体3_2の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。また、把握している場合、苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減（犬・猫の合計）はいかがですか。当てはまるものをお選びください。（○は1つだけ）／殺処分数（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	減少	5	16.7
2	増加	0	0.0
3	横ばい	4	13.3

- Q10 問10 ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁内の他の部署と連携して対応する場合、取りまとめ1_1を行う主管課はどうすべきだと考えますか。当てはまるものを1つだけお選びください。（○は1つだけ）。1または4を選択した場合はカッコ内にも記入してください。／ペット飼育に関する住民間のトラブルへの対応（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	主管課を決めるべき	8	27.6
2	主管課を決めるべきだが、どこを主管課とすべきかは事案の状況次第	16	53.3
3	主管課は決めず各課が同じ立場で対応に当たるべき	1	3.3
4	その他	4	13.3

- Q10 問10 ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁内の他の部署と連携して対応する場合、取りまとめ1_2を行う主管課はどうすべきだと考えますか。当てはまるものを1つだけお選びください。（○は1つだけ）。1または4を選択した場合はカッコ内にも記入してください。／高齢者によるペット飼育への対応（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	主管課を決めるべき	4	13.3
2	主管課を決めるべきだが、どこを主管課とすべきかは事案の状況次第	20	66.7
3	主管課は決めず各課が同じ立場で対応に当たるべき	2	10.0
4	その他	3	3.3

- Q10 問10 ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁内の他の部署と連携して対応する場合、取りまとめ1_3を行う主管課はどうすべきだと考えますか。当てはまるものを1つだけお選びください。（○は1つだけ）。1または4を選択した場合はカッコ内にも記入してください。／災害時におけるペット対策（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	主管課を決めるべき	11	36.7
2	主管課を決めるべきだが、どこを主管課とすべきかは事案の状況次第	14	46.7
3	主管課は決めず各課が同じ立場で対応に当たるべき	3	10.0
4	その他	1	3.3

- Q11 ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合、どのような課題があると考えますか。当てはまるものをすべてお選びください。（〇はいくつでも）（MA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	連携できそうな主体がない	2	6.7
2	連携できそうな主体があるか分からない	17	56.7
3	連携の方法が分からない	11	36.7
4	連携体制構築に取り組む人員が不足している（または、いない）	13	43.3
5	その他	4	13.3
6	特に課題はない	2	6.7

- Q12 市町村において今後懸念されるペットに関する問題として、以下の表に掲げる①～③の問題が挙げられます。
 - A 貴自治体ではこうした問題についてどのようにお考えですか。／高齢者の飼うペットに関する問題（引き取り
 A_1 依頼の増加、不適正飼育等）（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	今後大きな問題になりそう	11	36.7
2	今後問題になりそう	15	50.0
3	今後問題にならなそう	1	3.3
4	分からない	3	10.0

- Q12 市町村において今後懸念されるペットに関する問題として、以下の表に掲げる①～③の問題が挙げられます。
 - A 貴自治体ではこうした問題についてどのようにお考えですか。／ペットの多頭飼育に関する問題（悪臭・騒音
 A_2 の発生、飼い主の生活環境やペットの飼育環境の悪化等）（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	今後大きな問題になりそう	8	26.7
2	今後問題になりそう	16	53.3
3	今後問題にならなそう	1	3.3
4	分からない	5	16.7

- Q12 市町村において今後懸念されるペットに関する問題として、以下の表に掲げる①～③の問題が挙げられます。
 - A 貴自治体ではこうした問題についてどのようにお考えですか。／災害発生時におけるペットに関する問題（避
 A_3 難時の混乱、収容場所の不足、餌等のペット関連物資の不足等）（SA）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	今後大きな問題になりそう	7	23.3
2	今後問題になりそう	20	66.7
3	今後問題にならなそう	0	0.0
4	分からない	3	10.0

- Q12 市町村において今後懸念されるペットに関する問題として、以下の表に掲げる①～③の問題が挙げられます。
 -B B 貴自治体においてこうした問題が深刻化した場合、どのように対応すべきであるとお考えですか。／高齢者の
 _1 飼うペットに関する問題（引き取り依頼の増加、不適正飼育等）（S A）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	都道府県が対応すべき	2	6.7
2	市町村が対応すべき	0	0.0
3	都道府県と市町村が連携して対応すべき（都道府県が主導）	14	46.7
4	都道府県と市町村が連携して対応すべき（市町村が主導）	4	13.3
5	都道府県と市町村が連携して対応すべき（都道府県と市町村は対等の立場で）	6	20.0
6	市町村と近隣市町村が連携して対応すべき	1	3.3
7	分からない	2	6.7

- Q12 市町村において今後懸念されるペットに関する問題として、以下の表に掲げる①～③の問題が挙げられます。
 -B B 貴自治体においてこうした問題が深刻化した場合、どのように対応すべきであるとお考えですか。／ペットの
 _2 多頭飼育に関する問題（悪臭・騒音の発生、飼い主の生活環境やペットの飼育環境の悪化等）（S A）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	都道府県が対応すべき	3	10.0
2	市町村が対応すべき	0	0.0
3	都道府県と市町村が連携して対応すべき（都道府県が主導）	15	50.0
4	都道府県と市町村が連携して対応すべき（市町村が主導）	4	13.3
5	都道府県と市町村が連携して対応すべき（都道府県と市町村は対等の立場で）	6	20.0
6	市町村と近隣市町村が連携して対応すべき	0	0.0
7	分からない	1	3.3

- Q12 市町村において今後懸念されるペットに関する問題として、以下の表に掲げる①～③の問題が挙げられます。
 -B B 貴自治体においてこうした問題が深刻化した場合、どのように対応すべきであるとお考えですか。／災害発生
 _3 時におけるペットに関する問題（避難時の混乱、収容場所の不足、餌等のペット関連物資の不足等）（S A）

		回答数	%
全体		30	100.0
1	都道府県が対応すべき	1	3.3
2	市町村が対応すべき	2	6.7
3	都道府県と市町村が連携して対応すべき（都道府県が主導）	8	26.7
4	都道府県と市町村が連携して対応すべき（市町村が主導）	9	30.0
5	都道府県と市町村が連携して対応すべき（都道府県と市町村は対等の立場で）	7	23.3
6	市町村と近隣市町村が連携して対応すべき	0	0.0
7	分からない	3	10.0

■調査票 B (防災担当課、高齢福祉担当課、障害福祉担当課、生活福祉担当課)

Q1 過去にペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関わる問題で解決に苦慮した事案がありましたら、その概要や問題のてん末（どのように解決したか）、改善すべき点、今後の課題等について記入してください。（現在、進行中の事案を含む）（F A）

Q2 過去にペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に関わる問題で他の部署や各種団体、民間事業者、住民などと連携したいことがありましたら、どの主体とどのようなことで連携したいかを記入してください。（F A）

Q3_ ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁内の他の部署と連携して対応する場合、取りまとめを行う
1 主管課はどうすべきだと考えますか。当てはまるものを1つだけお選びください。（○は1つだけ）。／①ペット飼育に関する住民間のトラブルへの対応（S A）

		回答数	%
全体		74	100.0
1	主管課を決めるべき ⇒ 主管課：()課	17	23.0
2	主管課を決めるべきだが、どこを主管課とすべきかは事案の状況しだい	32	43.2
3	主管課は決めず各課が同じ立場で対応に当たるべき	10	13.5
4	その他 ⇒ ()	7	9.5

Q3_ ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁内の他の部署と連携して対応する場合、取りまとめを行う
2 主管課はどうすべきだと考えますか。当てはまるものを1つだけお選びください。（○は1つだけ）。／②高齢者によるペット飼育への対応（S A）

		回答数	%
全体		74	100.0
1	主管課を決めるべき ⇒ 主管課：()課	9	12.2
2	主管課を決めるべきだが、どこを主管課とすべきかは事案の状況しだい	40	54.1
3	主管課は決めず各課が同じ立場で対応に当たるべき	13	17.6
4	その他 ⇒ ()	4	5.4

Q3_ ペット（犬・猫）や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁内の他の部署と連携して対応する場合、取りまとめを行う
2 主管課はどうすべきだと考えますか。当てはまるものを1つだけお選びください。（○は1つだけ）。／③災害時におけるペット対策（S A）

		回答数	%
全体		74	100.0
1	主管課を決めるべき ⇒ 主管課：()課	21	28.4
2	主管課を決めるべきだが、どこを主管課とすべきかは事案の状況しだい	31	41.9
3	主管課は決めず各課が同じ立場で対応に当たるべき	12	16.2
4	その他 ⇒ ()	5	6.8

公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986(昭和 61)年 10 月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に東京都全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援等を行っています。

本書は、公益財団法人東京市町村自治調査会及びコンサルタントによる共同調査方式で作成しました。

公益財団法人 東京市町村自治調査会

株式会社 ちばぎん総合研究所

永尾 昌文 調査部長 (東京都派遣)

松永 哲也 専務取締役

小野 友弘 主任研究員 (東京都派遣)

関 寛之 調査部長

北村 航平 研究員 (清瀬市派遣)

薄井 聡 主任研究員

新井 伸次郎 研究員 (小平市派遣)

五木田 広輝 主任研究員

大神田ひとみ 研究員 (立川市派遣)

長島 裕之 研究員

2020 年3月発行

ペット問題の解決がもたらす 住民の生活環境向上に関する調査研究報告書

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内
TEL:042-382-7722 FAX:042-384-6057
URL:<http://www.tama-100.or.jp>

発行責任者 小暮 実

委託 株式会社 ちばぎん総合研究所
〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-10-2
TEL:043-351-7430 FAX:043-351-7440
URL:<http://www.crinet.co.jp>

印刷 株式会社 共同印刷所
〒183-0056 東京都府中市寿町 3-13-8
TEL:042-368-2001 FAX:042-368-4070
URL:<http://www.kyodoprint.com>

